

滑川町告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第248回滑川町議会定例会を招集する。

令和7年8月22日

滑川町長 大塚信一

記

1 招集日 令和7年9月2日

2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員(14名)

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上	邦久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮	俊明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本	幾雄	議員	9番	赤沼	正副	議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西	文寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

不応招議員(なし)

令和7年第248回滑川町議会定例会

令和7年9月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告

町長提出議案の一括上程、説明

- 5 認定第 1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 6 認定第 2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 7 認定第 3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 8 議案第48号 専決処分の承認を求ることについて（令和7年度滑川町一般会計補正予算（第2号））
- 9 議案第49号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第50号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第51号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第52号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第53号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第54号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第55号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第56号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について
- 17 議案第57号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について

- 1 8 議案第 5 8 号 令和 7 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 1 9 議案第 5 9 号 令和 7 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 2 0 議案第 6 0 号 令和 7 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 1 議案第 6 1 号 令和 7 年度滑川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 2 議案第 6 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 2 3 議案第 6 3 号 基本協定書の締結について
- 2 4 議案第 6 4 号 財産の取得について
- 2 5 議案第 6 5 号 財産の取得について
- 2 6 議案第 6 6 号 財産の取得について
- 2 7 一般質問

出席議員(14名)

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上	邦久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮	俊明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本	幾雄	議員	9番	赤沼	正	副議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稻村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聰
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 書記	大林具視 島美咲
--------------	-------------

錄 音 齋 藤 訓 行

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願ひします。

ご着席願います。

開会及び開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第248回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第248回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

9番 赤沼正副議員

10番 原徹議員

11番 谷嶋稔議員

以上、3名の方にお願いします。

会期の決定

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る8月26日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長に出席をいただき、付議されます案件等について説明を受けた後、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は本日から9月10日までの9日間と決定をいたしました。なお、本日は、諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

明日3日目は、午前10時から一般質問を行います。

そして、4日は、午前10時から決算認定議案の説明、審査報告、総括質疑を行い、決算審査特別委員会を設置し、決算認定議案の付託を行います。

5日は、休会とし、午前10時から全員協議会を開催いたします。

そして、6日、7日は、休日休会といたします。

8日は休会とし、午前9時から決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査を行います。

そして、9日、10日は、午前10時から議案審議を行いまして、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月10日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月10日までの9日間に決定しました。

諸般の報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今議会には決算審査報告等のため、吉野正和代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第4号 地方消費者行政の維持強化のため国の財政支援の継続を要望する意見書の採択を求める要請書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率に関する報告書、令和6年度滑川町一般会計継続費清算報告書及び寄附報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和7年6月、7月、8月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管しておりますので、隨時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございます

ので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を原徹議員、お願ひします。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議員番号10番、原徹です。去る8月7日木曜日、午前10時から東松山市議場において、令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

本町からは、内田議員と私、原の2名が出席いたしました。また、大塚町長は副管理者として出席されました。

それでは、組合議会定例会の概要を報告いたします。

出席議員は18名で、今回の定例会の会期は1日間でした。

管理者から提出されたのは議案13件で、議案の内訳といたしましては、専決処分が1件、条例の一部改正が2件、補正予算5件、決算5件です。

議案第25号は専決処分についてで、令和7年5月31日付で識見監査委員でありました梶田美佐子氏から退職願が提出されたことに伴い、専決処分にて山田幸平氏を選任いたしたことについて、議会の承認を求めたものです。

議案第26号は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、育児介護休業法の改正に伴い、育児または介護と仕事の両立を支援するための制度について、当該職員への情報提供を行うほか、意向確認などの措置を定める規定を設けるため、条例の一部を改正するものです。

議案第27号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児のための部分休業について、現行の取得形態に加え、1年間に定められた時間を超えない範囲で取得可能な形態を新たに設け、いずれかの形態を1年単位で選択可能とする規定を設けるため、条例の一部を改正するものです。

議案第28号から議案第32号の補正予算は、主に各会計の繰越金の確定に伴い増額補正を行うものです。

次に、令和6年度決算の5件ですが、議案第33号から議案第37号は、比企広域市町村圏組合一般会計決算と4つの特別会計決算についてです。

細部の説明は新井会計管理者から、決算審査意見は山田監査委員からありました。

全ての議案が原案どおり承認、議決、認定されましたことをご報告いたします。

以上で、報告を終わります。なお、関係書類につきましては議会事務局にございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございました。

次に、小川地区衛生組合議会臨時会及び定例会の報告を西宮俊明議員、お願いします。

[6 番 西宮俊明議員登壇]

○ 6 番（西宮俊明議員） 議員番号 6 番、西宮俊明です。議長の命により、報告いたします。

令和 7 年小川地区衛生組合議会第 2 回臨時会の報告を申し上げます。

去る 6 月 20 日、小川町の議場において開催され、滑川町からは大塚町長、内田議長、それに私の 3 名が出席いたしました。

臨時会では、提出された 2 議案について審議いたしました。

議案第 9 号は、小川地区衛生組合監査委員の選任について同意を求めることがあります。提案理由につきましては、欠員の小川地区衛生組合監査委員に内田敏雄氏を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第 10 号は、小川地区衛生組合監査委員の選任について同意を求めることがあります。提案理由につきましては、欠員の小川地区衛生組合監査委員に倉林寛氏を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 2 回定例議会の報告を申し上げます。去る 8 月 19 日、小川町の議場において開催され、滑川町からは大塚町長、内田議長、それに私の 3 名が出席いたしました。

定例議会では、提出された 4 議案について審議いたしました。議案第 11 号は、小川地区衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び小川地区衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてあります。提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、部分休業制度の拡充のため所要の整備を行うため審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第 12 号は、小川地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてあります。提案理由につきましては、国、県の規定に準じ、給与の減額に関する規定について、所要の整備を行うため審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第 13 号は、令和 7 年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）についてあります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 311 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,039 万 4,000 円とするため審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第 14 号は、令和 6 年度小川地区衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。監査委員の意見をつけて、議会の認定に付されました。提案理由につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、この案を提出し、審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、隨時閲覧願います。

以上で令和7年小川地区衛生組合議会第2回臨時会、第2回定例議会の報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第248回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和6年度滑川町一般会計及び特別会計の認定をはじめ、22案件の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり承認、議決いただけますようよろしくお願いをいたします。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

初めに、改正戸籍法が5月26日に施行され、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が開始されました。町内に本籍がある方には、戸籍に記載される予定の振り仮名の通知を6月26日に発送し、現時点できな問題は発生しておりません。

6月8日には、町内の環境美化運動を実施しました。環境委員の方を中心に、地域住民の方々が自主的に取り組んでいただき、2.5トンのごみを回収することができました。滑川町の美しい環境を守るために毎年継続して美化運動にご協力いただいていることに感謝を申し上げます。

次に、7月1日より滑川町エネルギー価格高騰対策臨時支援金の申請を開始いたしました。エネルギー価格高騰の影響を受け、事業活動に支障が生じている町内の小規模事業者の事業継続を支援するために実施しており、現時点で130件以上の申請がありました。10月31日まで申請を受け付けておりますので、中小企業の一助になれば幸いでございます。

7月10日には、滑川町において大雨警報及び洪水警報が発令されました。町内で道路冠水による通行止めが2件発生し、コミュニティセンターに自主避難所を開設いたしました。そのほかの大きな被害はございませんでした。今後も頻発、激甚化する災害に速やかに対応できるよう、職員一同、気を引き締めて災害対策に取り組んでまいります。

7月15日には、福祉センター「ここな」の開所式及びB&G財団との子ども第三の居場所協定書調印式を実施いたしました。議員各位におかれましては、ご出席いただきありがとうございました。福祉センターの開所は、議員各位をはじめ、多くのご指導があってこそ、なし得たものであり、深

く感謝の意を表します。今後も福祉センターが町の福祉拠点として安心して利用していただけるよう管理してまいります。

7月20日には、参議院議員通常選挙が執行されました。議員各位におかれましても、適正な選挙執行にご協力いただきましてありがとうございました。

7月30日には、大野元裕埼玉県知事がふれあい訪問として滑川町を訪れ、ハルムこどもえんを視察されました。知事は園内を視察され、元気に遊んでいる子どもたちとの交流や、ハルムこどもえん職員の方々と意見交換を行いました。

7月28日には、株式会社セキ薬品と、災害時における物資供給等の協力に関する協定及び災害時における支援協力に関する協定締結式を実施しました。この協定により、地震や風水害などの大規模災害が発生し、被災した方々の避難生活が長期化する場合などに、支援や物資等の提供について協力を得ることが可能となります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療保険にご加入されている方の健康保険証の有効期限が、7月31日に満了となりました。従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証か資格確認書で医療機関、薬局にて受付をしていただいておりますが、現時点で大きな問題は発生しておりません。

8月1日には、オリックス資源循環株式会社寄居バイオガスプラントにて、親子限定で、もえるごみ処理施設見学会を実施しました。皆様におかれましても、今後も適正なごみ処理にご協力をお願い申し上げます。

次に、あの痛ましい第二次世界大戦の終結から今年で節目の80年を迎えました。8月7日から18日間にわたり、コミュニティセンターでは、写真パネル展「戦争と平和を考える2025」及び「平和の絵コンテスト」の作品展示を実施し、535名の方にご来場いただきました。

また、8月20日には、平和を見詰めるピースバスツアーを開催し、18名の方にご参加をいただきました。戦争を知る世代が少なくなっていることが懸念される中、悲惨な戦争の記憶を風化させないために、今後も平和について伝える事業を実施してまいります。

8月23日には、滑川町役場1階ロビーにて、「子育て応援すまいる フェア」を開催しました。子育ての不安解消や児童福祉事業の理解を深めていただくことを目的として、各施設による個別ブースでの説明会や保育所入所の手続等の説明を実施し、34組の親子にご来場いただきました。今後も、こども・子育てファースト滑川の実現へ向けて、様々な子ども・子育て支援事業を実施してまいります。

夏の間は、スポーツ行事も多く行われており、郡民スポーツ大会におきましても、各競技においてすばらしい成果を認められております。選手の皆さんとの日頃の練習の成果のたまものと、お喜びとお祝いを申し上げます。教育関係につきましては、後ほど教育長より詳しく報告があるかと思います。

最後に、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、7月7日には菅田の紫藤初江さんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 続いて、上野教育長より、教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の行政報告を申し上げます。

本年度は、7月18日に1学期の終業式、昨日9月1日に2学期の始業式を実施いたしました。夏休み中を含め、ここまで大きな事故等はなく無事に2学期を迎えました。本年度も猛暑となり、学校生活において配慮が必要な日が多くなりました。子どもたちが安心して過ごせる環境に留意しながら、各学校、園で工夫して活動してまいります。

学期始めに当たり、子どもたちの心理的安全性に配慮し、歓待し、承認し、祝福する、そういう姿勢で子どもたちを見守っていくことを改めて確認いたしました。その中で、児童生徒の心のケア、児童生徒の健康安全、特に交通安全、熱中症対策、教職員の不祥事防止、教職員の健康管理、教育環境の整備について、再度指示をいたしました。

それでは、今年度のここまで教育行政全般について、ご報告させていただきます。

教育委員会関係では、令和6年度の教育委員会の事務点検・評価について、事務局にて実績等を集約し、教育委員会での協議・評価を経て、8月5日に開催した評価者評価会にて有識者からのご意見をいただき、報告書をまとめました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、本議会に提出いたしますとともに公表してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、学校教育関係です。学力向上について、4月に行った全国学力・学習状況調査及び5月に行った埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、課題に応じた効果的な指導法の研究を進めております。あわせて、家庭学習の習慣化、充実についても、引き続き取り組んでまいります。

また、GIGAスクール構想もスタートしてから4年がたちました。全国学調における質問紙調査の結果からも、ICT機器の使用時間と平均正答率に正の相関がないことが分かっています。これまでの教育手段とICTとのベストマッチを図ってまいります。

夏期休業中に学校総合体育大会・県大会があり、剣道女子、卓球男子、ソフトテニス女子、陸上男女等、多くの滑川中学校生徒が出場いたしました。また、吹奏楽部も西部地区吹奏楽コンクールで金賞を獲得いたしました。

7月25日に、町教育委員会主催で町立小中学校及び幼稚園教職員の研修を実施いたしました。各教科、領域ごとの分科会のほか、部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長の片岡明幸氏を講師に迎え、

「人権教育、同和教育」についての講演をいただき、我が国固有の人権問題である同和問題について教職員の認識を深めることができました。今後もこのような研修等を実施し、指導力向上に取り組んでまいります。

9月は長期休業明けということもあり、生徒指導上の課題が顕在化することが予想されます。いじめや不登校、問題行動への対応につきましても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係者及び関係機関と連携し、早期発見及び組織的対応に努めてまいります。

施設整備事業についてご報告させていただきます。

まず、6月議会において議決いただきました宮前小学校浄化槽設置工事につきましては、この夏休み期間を利用して工事を実施し、新しい浄化槽に入れ替えることができました。なお、本議会において、追加工事による変更契約等の議案を上程させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、6月補正で予算対応いただきました学校ネットワークアセスメント業務委託につきましては、現在は各学校の現地調査が終了し、収集した情報の分析を行っております。本業務の調査結果によりネットワーク環境に改善の必要が認められた場合には、その経費を今後補正させていただく予定です。

小中学校の施設整備等につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習できるように、建物、設備、備品等の子どもたちを取り巻く全ての環境に着目し、それぞれの学校の特色に合わせた整備を行ってまいります。また、災害時の避難場所という役割にも着目しつつ、機能性、安全性のより一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持、管理を実施してまいりたいと存じます。

続きまして、生涯学習関係です。高齢者のための寿学級を6月から7月末まで、13地区において開催し、232名の方々にご参加いただきました。内容としましては、社会教育指導員の講話及び人権学習としてDVDの視聴を行っています。今後、10月から12月にかけて第2回目の学級を続けて行ってまいります。また、滑川中学校のひまわりの里づくり活動に協力し、図書館、谷津の里を中心にはひまわりを植えました。

平和啓発事業として、「戦争と平和を考える2025」を8月7日から24日の期間に開催しました。埼玉県平和資料館より展示資料、写真パネル、戦争体験者証言ビデオを借用し、コミュニティセンター1階ラウンジで展示を行いました。同時に、終戦80年を節目とした平和の絵コンテストの応募作品を展示了しました。観覧者は延べ535名でした。

中学生対象のボランティア育成講座ですが、今年度も社会福祉協議会と共に実施しております。開講式と予定している16のボランティア活動のうち、11の活動が終了しました。2月までの実施予定です。

8月2日には親子ナイトハイクを実施し、小学校低学年児童とその保護者30組にご参加いただき

ました。夜間に森林公園内を散策しながら夜の森の雰囲気を味わい、カラスウリの開花に感動し、小さな生き物や植物の生態を観察しました。

福田小学校では、今年度も放課後子ども教室を実施し、1学期中の全8回開催で、延べ228名の参加がありました。夏休みには特別教室として「ジェルキャンドルをつくろう」を実施いたしました。

今後の事業ですが、小学生を対象にした「チャレンジキッズなめがわ」を9月から低学年、高学年合わせて3回の開催を予定しております。

公民館教室の6教室は8月中に無事に終了し、延べ99名の参加を得ました。夏休み公民館教室として、料理教室「家族と食べよう！おいしいカレー作り」、工作教室「カラーサンドに観葉植物を植えよう！」を実施いたしました。後期の公民館教室は、現在、五、六教室を実施予定で準備中です。

公民館講演会につきましては、10月26日、日曜日に、講師にがんサバイバーの木山裕策氏を予定しております。

第47回滑川町文化祭につきましては、11月1日から3日まで、サークル団体、福祉施設及び一般の方々、そして児童生徒の作品を募集し、展示を行う予定で準備を進めております。

続きまして、生涯スポーツ関係です。初めに、滑川町マレットゴルフ大会を6月14日、土曜日に開催いたしました。合計90名の皆様にご参加いただきました。

次に、昨年度、名称変更された郡民スポーツ大会が5月より開催されております。本大会は鳩山町を幹事町村とし、郡内各会場において文字どおり熱い戦いを広げております。滑川町については、空手とサッカーの会場地となり、空手については総合体育館で実施済み、サッカーについては総合運動公園で実施予定です。これまでのところ、ソフトボール40歳以上で優勝、ソフトボール無制限で2位、ソフトテニスシニア男子で優勝、柔道で優勝の結果を得ています。

次に、今年度の第41回町民スポーツ祭につきましては、10月12日、日曜日に開催予定でございます。多くの皆様方の参加をお待ちしております。

続きまして、文化財保護関係です。6月から8月にかけて開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を2件実施いたしました。

比企地区文化財振興協議会主催の展示「比企地区巡回文化財展25比企の装い」を10月7日から11日にかけてエコミュージアムセンターのセミナーハウスにて実施いたします。また、文化財巡りを11月14日、ときがわ町で実施いたします。

エコミュージアムセンター関係では、ミヤコタナゴの人工繁殖で、今年度は1,811匹の稚魚が成長いたしました。その一部を、現在、エコミュージアムセンター展示ホールで展示しています。また、町内に生息しているドブガイ、イシガイを使用し、観察池繁殖室にて自然繁殖試験を実施し、合計3匹のミヤコタナゴ稚魚の浮上を確認いたしました。

6月20日には、福田小学校3年生が校外学習として来館しました。エコミュージアムセンターの歴史、展示している生き物の種類、エコミュージアムセンター職員の仕事について多くの質問をいただきました。

また、7月1日には、福田小学校にてエコミュージアムセンター職員が講師となり、3年生へミヤコタナゴの水槽清掃方法など基本的な飼育方法を紹介しました。

そして、8月5日から10日にかけて、エコミュージアムセンターにて「ザリガニ釣りにチャレンジ」を実施いたしました。町内外合計330名の来館がありました。

また、8月5日から9日、そして16日の6日間、立正大学地球環境学部の4年生1名に対し、博物館実習を実施いたしました。

地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、毎月第4土曜日に森林公园にて定例生き物水質調査を継続して行っております。

7月26日には、イベントとして「外来種捕獲大作戦！」を森林公园内の沼にて実施し、合計31名の参加がありました。イベントでは、合計74匹のアメリカザリガニを捕獲し、あわせて魚類研究者の金澤光先生による沼の水質、そして在来種と外来種に関する講義をしていただきました。

最後に、図書館関係です。図書館では、ボランティアの方々のご協力を得て、おはなし会を開催しております。月2回行っている定例のおはなし会は、4月から8月までに113名の参加がありました。また、七夕おはなし会は2回開催し、合わせて38名の参加がありました。

次に、毎年実施している夏休みの小学生図書館員体験ですが、4日間で16名の参加があり、図書館の仕事に关心を持っていただきました。

また、図書の団体貸出しでは、町内の幼稚園、保育園、こども園、学童保育施設、17か所の施設にご協力をいただいて、本年度も巡回貸出しを実施しております。1セット25冊の本を準備し、9月から3月末までの期間、各施設を巡回する予定です。

次に、お薦め本を絵や文字で紹介するポップのコンテストを本年度も実施いたします。コンテストの実施に合わせ、ポップの書き方教室を立正大学の協力の下に夏休み中に2日間開催いたしました。参加者は21名でした。引率の保護者の方もポップを作ってくださった例もあり、皆様、積極的に取り組んでいただきました。

さらに、小学生読書感想文教室を7月26日、27日の2日間開催し、53名が参加しました。

最後に、比企広域電子図書館、比企eライブラリが令和7年9月1日で開館3周年となりました。8月1日時点での一般的利用登録者数は3,346名で、昨年に比べ442名の増加となっております。

昨年度より構成7市町の小中学校で学校連携をスタートし、児童生徒のタブレット端末で電子書籍が利用できるようになりました。これにより読書の選択肢が増えるとともに、朝読書や調べ学習等の機会でも活用可能となっております。また、比企eライブラリの周知活動として、7市町合同で10月から11月に電子書籍を使用したおはなし会や電子図書館の操作説明会を実施する予定です。

今後とも図書館事業を推進し、図書館利用者、本好きな人を増やすよう努めてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、教育関係の行政報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、行政報告を終わります。

町長提出議案の一括上程、説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、認定第1号から日程第26、議案第66号まで、22議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出させていただきます認定及び議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定については、地方自治法第233条の第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第48号 専決処分の承認を求ることについては、令和7年度滑川町一般会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,220万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億6,943万5,000円としたものです。令和6年度に実施した定額減税補足給付金における不足額給付事業の実施に伴うもので、令和7年7月30日に専決処分をしたものでございます。

議案第49号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、自治体情報システムの標準化に係る標準準拠システムへの移行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第50号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第51号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福

祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第52号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、自治体情報システムの標準化に係る標準準拠システムへの移行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第53号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第54号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第55号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第56号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,784万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億2,727万6,000円とするものです。保育所保育実施委託料の不足額や滑川中学校における東校舎多目的室改修工事等の実施費用の補正でございます。

議案第57号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,979万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億2,742万1,000円とするものです。令和6年度決算額の確定による繰越金や保険給付費等交付金償還金等の補正でございます。

議案第58号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,657万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億2,657万4,000円とするものです。令和6年度決算額確定による過不足額の精算等の補正でございます。

議案第59号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,189万5,000円とするものです。令和6年度決算額確定による予備費等の補正でございます。

議案第60号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、既定の収益的収入30万円を追加し、3億8,670万8,000円とし、支出に379万4,000円を追加し、3億7,252万4,000円とするものでございます。また、既定の資本的支出に374万円を追加し、2億1,652万8,000円とするものでございます。水道料金基本料金減免事業に係る費用や水管橋等修繕に係る工事請負等の補正でございます。

議案第61号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、既定の収益的支出の公共下水道事業費用に19万5,000円を追加し、3億6,029万6,000円とし、また浄化槽事業費用に18万4,000円を追加し、2,887万6,000円とするものでございます。下水道受益者負担金シス

テム利用料や修理材料費等の補正でございます。

議案第62号 工事請負変更契約の締結については、宮前小学校浄化槽設置工事の請負変更契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第63号 基本協定書の締結については、公園駅南通大橋の補修工事に関する基本協定を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第64号 財産の取得について及び議案第65号 財産の取得については、避難所における衛生環境を整備するため財産を取得したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第66号 財産の取得については、防災物品備蓄場所を整備するため財産を取得したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、認定3件及び議案19件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、町長提出議案の一括上程、説明を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

教育委員会事務局長の発言の申出

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど、皆様の机上に教育委員会点検評価報告書（令和6年度事業対象）を提出させていただきました。これは、教育長の行政報告にもございましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、昨年度1年間の教育委員会が執行した事務事業について、点検及

び外部評価者による評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、議会に提出し、公表するものでございます。

なお、本来であれば本議会の開会前に机上へ配付するところでございますが、こちらの不手際により議会日程中の配付となりました。改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。ご査収のほどよろしくお願ひいたします。

一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第27、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは、再質問はできないものとします。

赤沼正副議員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項1、社会的弱者に対する成年後見制度について。成年後見制度は、認知症や知的、精神障害などによって判断能力が不十分な人の権利を守るために制度として、2000年4月から従来の禁治産、準禁治産制度に代わって導入がされました。具体的には、本人の代わりに財産管理や契約行為などを行う成年後見人を選任し、本人の生活や財産を保護します。認知症、知的障害、精神障害などの理由で一人で決めることが心配な方々は、不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続や、介護、福祉サービスの利用契約や施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認などの法律行為を一人で行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような一人で決めることに不安のある方を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援、意思決定支援を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく、それが成年後見制度です。

滑川町においては、成年後見制度利用促進法第14条の規定、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」により、滑川町成年後見制度利用促進基本計画が令和4年、2022年3月に制定され、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等、関係機関による

連携体制を構築するため体制整備を進めております。計画も残り1年半となった現状について質問します。

、成年後見制度は、社会的弱者をつくらないための重要な制度ですが、町においての成年後見制度の捉え方。

- 、地域連携ネットワークの構築と中核機関についての考え方及び施策。
- 、市民後見人の育成についての考え方及び施策。
- 、成年後見制度の利用支援についての考え方及び施策。
- 、成年後見制度法人後見支援事業の整備についての考え方及び施策。

質問事項の2、平和啓発事業について。戦争のない世界の恒久平和と核兵器の廃絶は、人類共通の願いであります。しかし、現実にはいまだ武力紛争が絶えず、核兵器の使用も危ぶまれる状況にあります。

私たち滑川町民は、美しい郷土、恵まれた自然、豊かな生活と平和な未来を子どもたちに継承していくために、被爆70年の節目の年に、非核三原則、「核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」の堅持と恒久平和の実現を願い、非核平和都市を宣言しました。そして、戦争の悲惨さと平和の尊さを若い世代に語り継ぎ、その記憶を風化させないため、各種平和啓発事業も実施してきました。

戦後80年の本年も、ピースバスツアー、戦争と平和を考える2025写真パネル展、平和の絵コンテストの事業が行われました。毎年8月6日には、広島平和記念式典が行われます。そのような中、県内の自治体で次世代を担う若者に、戦争の悲惨さや平和の尊さを学んでもらうことを目的として、広島平和記念式典に中学生を派遣する事業が行われています。

質問、 、広島平和記念式典中学生派遣事業をどのように捉えているか。

- 、今後、平和啓発事業として広島平和記念式典中学生派遣事業を行う考えはあるか。

以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、社会的弱者に対する成年後見制度についてを宮島福祉課長に、質問事項2、平和啓発事業についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、赤沼議員の質問事項1、社会的弱者に対する成年後見制度について答弁いたします。

赤沼議員の質問にもございますとおり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づきまして、本町においても令和4年3月に策定した第3期滑川町地域福祉計画の中で、滑川町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置、関係機関による連携体制の構築と体制整備を行うこととしています。また、計画期間を令和4年度から令

和8年度までの5年間とし、今年度は4年目を迎えております。

まず、質問事項1、町においての成年後見制度の捉え方についてでございますが、町としても地域共生社会のより一層の実現に向けて、権利擁護支援を推進する上で成年後見制度は欠かせないものと考えています。その上で、制度の利用を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を続けていける体制を整備し、本人の地域社会への参画を目指すべく、権利擁護支援の必要な方の発見、支援、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の3つの役割を念頭に、必要とする方が適切に制度を利用することができるようになるための連携体制の整備を行い、福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要があると考えています。

続きまして、地域連携ネットワークの構築と中核機関についての考え方及び施策についてでございますが、本計画の中では、地域連携ネットワークの全体をコーディネートする中核機関と被後見人を支えるチームを支援するために、先ほどの答弁の中でも述べさせていただきましたが、福祉と司法の連携強化として、医療、介護、福祉関係者及び法律の専門職団体等が連携協力する協議会の設置に努めるとしてあります。現在までに地域連携ネットワーク及び中核機関の整備は進んでいる状況ではございませんが、計画最終年度までには関係機関と早急に協議連携して、ネットワークの構築、中核機関の設置に努めてまいります。

また、地域連携ネットワーク中核機関の施策としては、広報として、成年後見制度についてパンフレットの配布、研修会の開催など普及啓発を行ってまいります。2つ目、相談として、相談者の状況に応じた必要な支援につなげ、専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行ってまいります。3つ目、利用促進として、市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行ってまいります。4つ目、後見人支援として、親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定、支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行えるよう支援をしてまいります。

続きまして、市民後見人の育成についての考え方及び施策についてでございますが、市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の一般市民の中から選ばれ、裁判所によって成年後見人として選任された方のことです。

本町では、この市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要があると考えております。また、そのための施策として市民後見人養成研修を実施し、人材育成に力を入れながら、実際に市民後見人として受任するための調整や専門職による受任した後の支援を行ってまいります。

続きまして、成年後見制度の利用促進についての考え方及び施策についてでございます。まず、制度の利用が進まない理由として、そもそも後見人制度自体が十分に周知されていないことや、どこに相談したらいいか分からぬといった点がございます。これらについては、地域連携ネット

ワークや中核機関の施策の中で普及啓発を行っていくとさせていただいております。さらには、利用者の負担能力の問題や信頼できる親族がない。また、多様なニーズに対応できるだけの後見人が不足している等の理由もございます。これらにつきましても、本人に判断能力がなく親族もない場合に、家庭裁判所への後見人開始の申立てを町長が行うなどの利用支援について取り組んでまいります。また、町長の申立てにより成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立て費用等の助成を行ってまいります。

最後に、成年後見制度法人後見人支援事業の整備についての考え方及び施策についてでございます。法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人などの法人が、判断能力が不十分な人の後見人となる制度です。これにより、法人の持つ専門性や組織力を生かした継続的かつ安定的な支援を提供することが可能となっております。

法人後見のメリットとしては、法人として後見人となるため、担当者が替わっても組織として事務を継続できることや、複数の専門職が在籍することで様々なニーズに対応でき、法人のネットワークにより、地域や関係機関との情報収集や連携がスムーズに行える等といった点がございます。

また、デメリットとしては、担当者が替わることによる信頼関係の希薄化や、複数の職員で事務を行うことによる意思決定の遅れ、また責任の所在が曖昧になる可能性もあるため、明確にしておく必要もございます。

町としては、利用者の方が安心して法人後見を選択できるよう、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2、平和啓発事業についての、広島平和記念式典中学生派遣事業をどのように捉えているかのご質問ですが、この事業は、毎年8月6日に広島市で行われる広島平和記念式典に中学生に参列してもらい、また併せて資料館見学や被爆体験伝承者による講話などを聞くことにより、平和学習を行うものでございます。これは次世代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを自らの目で見て、感じてという実体験を通して学んでもらうこと。また、学んだことを多くの人に伝え、将来にわたって平和への祈りをつなげることなどを目的としたもので、戦争を知らない若い世代が平和について考え、伝え、そして未来へつなげるという意味で、大変意義のある事業であると認識をしています。

続いて、質問の2番、今後、平和啓発事業として広島平和記念式典中学生派遣事業を行う考えはあるかのご質問の答弁でございます。大変意義のある事業でございますが、実際に本町で実施するに当たっては、幾つかの課題が見受けられ、現状での実現は困難かと思われます。

課題の一つには事務量の多さにあります。実際の事業概要をほかの自治体が実施している例を参考に想定しますと、中学生6名から10名程度を引率し、1泊2日から2泊3日の実施となります。

事業の流れとしては、年度当初に保護者や生徒向けの事業説明会の開催、参加者の応募、抽せんを行い、5月下旬には広島市へ参加申込み、その後、中学生への事前研修、当日は式典参列等の生徒の引率、夏休みを考慮し、8月末までに報告書の作成もしくは報告会の開催といった流れとなります。当日についても、式典の参列のみならず、施設の見学や被爆体験伝承者の講話などを実施するとなれば、それぞれの予約や依頼、申込み等が必要となります。

元来、ツアーとして組まれたものに参加するわけではありませんので、宿泊の手配などの一部は委託できても、ほとんどの部分を職員一つ一つが調査、確認をし、事業全体を年度当初の説明会の前までに企画し、その後、その企画に基づき実施しなければならず、今年度実施した市町の担当者に聞きますと、事務量は大変多く、また煩雑なものであったということをお聞きしております。平和啓発事業ということで、総務政策課と共同で事業を実施するにしても、比較的短期間で事務が集中するため、現在の体制のまま、既存事業の実施と並行して行うのは相当困難であると予想されます。

2つ目の課題は予算となります。今年、戦後80年の節目として実施した三芳町では、6名の中学生を2名の職員が引率し、1泊2日で実施していますが、約70万円、ただしこれは別に自己負担があったそうです。さいたま市などは、10名の中学生と大人5名が2泊3日で実施し、約80万円、こちらは全額公費ということでした。この経費がかかっています。県内でも実施例が少なく、郡内の市町村も当該事業に未着手なのは同様の課題があるためと伺っております。既存の事務事業の精査や人員配置などによる業務体制の構築と予算措置の2つの課題の解消が可能となったとき、はじめて事業の実施が見えてくるものと考えます。そのため調査研究を今後検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 再質問をさせていただきます。

まず、成年後見制度についてでございます。高齢者や介護が必要な人における成年後見の現状、あるいは考え方について、高齢介護課長のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

高齢者や介護が必要な人における成年後見の現状についてですが、地域包括支援センターの業務

の中に権利擁護事業がございます。権利擁護とは、高齢者が安心して地域で尊厳を持って生活できるよう、虐待や消費者被害、財産管理の問題など、権利侵害から高齢者を守るための取組です。具体的には、相談窓口の設置、成年後見制度の利用支援、虐待の早期発見、防止、また消費者被害の防止などを行っております。

ご質問の成年後見制度の利用支援としては、認知症などで判断能力が低下した高齢者が、財産管理や契約などで不利益を被らないよう成年後見制度の利用を支援しております。広報紙への掲載や窓口にてリーフレットの配布などの啓発活動、また電話や窓口、訪問により相談を受けております。高齢者ご本人やご家族からの相談のほか、ケアマネジャー等の関係者、施設の相談員などからの相談も受けております。来月の10月号「広報なめがわ」には、成年後見制度についての説明と、県が実施します成年後見なんでも相談について掲載しております。

過去5年間の相談件数としては、令和2年、9件、令和3年、18件、令和4年、14件、令和5年、21件、令和6年、18件と増加傾向にあります。本人や配偶者、親族が申立てをする場合の支援を行いますが、見寄りがないなどの理由で申立てができない場合は、親族等に代わって町長申立てを行います。過去5年間の実績では1件でした。

成年後見制度の利用支援をしている方の中には、判断能力の低下は見られるものの、適切な福祉サービスの支援を受けることで、ご自分の判断に基づいて日常生活を送ることができる方もおります。そのような方は自立度が高いため、成年後見制度の申立ての要件には該当しなくなりますので、社会福祉協議会が行っています福祉サービス利用援助支援あんしんサポートねっとへつながる方もあります。利用者本人が社会福祉協議会との契約内容に合意し、理解していることが条件となります。物忘れなどのある高齢者等が安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝い、大切な書類のお預かり等を行います。あんしんサポートねっとを利用している中で、本人の意思決定能力が著しく低下した場合には、成年後見制度へ移行する場合もあります。

高齢者の成年後見制度利用の理由として一番多いのが、認知症と言われています。高齢化が進み、認知症の患者数は年々増加しており、今後も判断能力の低下に備えるニーズはますます高まっていくと考えられます。地域包括ケアシステムであります地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように成年後見制度は不可欠と考えます。高齢者本人のみではなく、家族も安心した生活を送るためにも今後も支援を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） 続きまして、滑川町の成年後見制度推進基本計画、これは福祉課長が多分福祉課の担当のときに作成をしたものと伺っております。この計画の内容や答弁で、考え方とか方

向性は分かるんですけども、そのために具体的に何をやるかということが見えてきません。現状で必要なことというのは、認知症とか知的障害、精神障害などの理由で、一人で決めることが心配な方々やその家族、そして住民が成年後見制度を理解をして、その利用を考えられるような効果的な制度の周知啓発がどうしても必要です。それと相談の受皿、これをしっかりと構築すること、この2点が重要かと思います。

この2点について答弁を求めたいのですけど、ちょっと時間の関係がありますので、今お話ししたこの2点について推進をしてくれるようにお願いで、この件についてはよろしくお願いたいと思います。

それから、ちょっと質問を振らせていただきます。教育委員会事務局長にお伺いしたいのですけれども、寿学級で多分人権教育、そういうことを各所でやっているかと思うのですけれども、この寿学級に参加されている方は高齢者が多い。多いというか高齢者です。成年後見制度について知っていただくことは必要なことでもあると思いますので、今後検討されて、成年後見制度のお話をしていただきたいと思うのですけども、そこについてちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員のご質問に答弁をさせていただきます。

赤沼議員のおっしゃるとおり、寿学級につきましては、各地区の高齢者、老人会を中心とした高齢者の方々にご参加いただいて行っている事業でございます。こちらについて、今、赤沼議員がおっしゃるように成年後見制度、こちらについての周知を寿学級の中で図っていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。機会に触れて何回もやっていただければ、意識が向上するのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いたいします。

それから、平和啓発事業について再質問をさせていただきます。まず初めに、教育長に伺います。戦争の悲惨さや平和の尊さを中学生に理解させて、平和への意識を高めるため、教科書等では学ぶことは多々あるかと思います。広島平和記念式典への参列や、広島平和記念資料館や原爆ドームの見学を通じて、平和の尊さや大切さを肌で感じ取り、戦争の悲惨さや広島を生きた人々のそういった思いを知って、そこから平和について考えることは有意義なことだと思いますが、このことについて教育長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野教育長、答弁願います。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） 教育長、赤沼議員の質問にお答えいたします。

まずもって、ご質問いただき誠にありがとうございました。私ごとですけれども、私の妻は長崎の出身でございます。親戚には被爆体験者もあります。中には原爆症で若くして亡くなった者もいると聞いております。妻は、毎年夏に放送される戦争関連番組、これを食い入るように涙ながらに視聴しております。

先年、長崎の、私にとっての義理の父が亡くなりました。その新盆の弔問客の一人に宮田隆さんがいらっしゃいました。宮田さんは、令和4年8月9日、77回目を迎えた長崎原爆の日、長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典で平和への誓いを読み上げた方です。ご自身の原爆体験についてお話を伺うことができました。

当時82歳の宮田さんは、5歳のときに爆心地から2.4キロメートルの自宅で被爆されたそうです。宮田さんは、ウクライナでの容赦ない無差別攻撃は、77年前の長崎市民が体験した原爆投下と重なります。断じて許せません。ウクライナに鳴り響く空襲警報のサイレンは、あのピカドンの恐怖そのものでした。5歳の私の小さな体は8畳間から玄関口まで吹き飛ばされ、母親の胸の中で目覚めました。今もあのときの母親の胸の高鳴りが耳に残っています。あの夜、山越えで我が家にたどり着いた女性の看護師さんは、髪は逆立ち、左目は飛び出していました。小さな声で、「水を下さい」と言ったまま、私たち家族の前で亡くなりました。爆心地に救援に赴いた父は、黒焦げの焼死体となつたおじとおばを発見したそうです。その父も、5年後に白血病で亡くなりました。こういったお話をさせていただきました。

これまで、私もテレビ、ラジオ等で広島や長崎の被爆体験や戦争体験を見聞きしたことは何度もございましたが、被爆者の生の声は私の胸に大きく響きました。赤沼議員のご質問に、肌で感じるという表現がございましたが、まさに心に刺さる言霊を感じた次第でございます。

広島、長崎、または沖縄の人々と私どもとでは、戦争認識において大きな温度差があるということは否めません。戦後80年を迎えた今、滑川町の子どもたちが戦争被災地を訪れ、核廃絶、不戦の誓い、平和を希求する心等に関し認識を新たにし、もって平和実現に向けての行動力を持つことはとても有意義なことと存じます。そして、このことは、子どもたちが学ぶそれぞれの教室においても大切な認識、必要な力だと存じます。自分の身の回りの身近な平和を実現できない人が、世界平和を語ることはできません。

40年以上の長きにわたり平和教育に取り組んでこられた中央大学文学部特任教授、中條克俊さんは、「戦後世代に戦争責任はなくとも、戦争の事実を知る責任はある。戦争を遠ざける力は、いつだって教室から生まれる」と語りました。「平和は教室から生まれる」を合い言葉に、今後も実際の体験や歴史の学びを通して平和の尊さを伝える教育活動を推進してまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。教育長の思い、大変ありがたく聞かせていただきました。ありがとうございます。

次に、教育委員会事務局長に伺います。いろいろとある課題があるというお話だったので、ちょっと書き留めはできなかったんですけども、そういう問題や課題があることは重々承知で質問させていただきました。

新たな事業を行う場合には、解決しなければならない問題あるいはリスク、そういうものは必ずあります。教育委員会では、町長の施策であるスクールバスの運行においても、様々な問題やリスクが多々あったことでしょう。それを事務局長を中心に職員の皆さんのが一生懸命対応いたしました、パーフェクトとは言えないとしても、問題やリスクをクリアして、現在実現をしております。そんな教育委員会の事務局長です。

広島平和記念式典中学生派遣事業においても、そういう問題やリスク、それは教育委員会事務局長であれば解決できるものと信じております。ぜひとも事務局長、実力のほどを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員の質問に答弁をさせていただきます。

まずもって赤沼議員、大変ありがたい言葉、ありがとうございます。私もそれほど力があるわけではありません。スクールバスの実現にしても、職員の皆さんのが頑張ってくれたおかげ、また多くの方のご協力をいただいたおかげで何とか実現し、今年度もきちんと運営ができているものと思います。

こちらの中学生の派遣事業につきましては、先ほどお話ししたとおり課題がかなりたくさんあります。事務量も多い形になります。先ほどの繰り返しにはなりますが、既存の事務事業の精査、こちらを行って、さらに人員配置等業務体制の構築を図らなければ、なかなか実現は難しいと思います。さらに加えて予算の措置があります。当初予算の編成時期にもなります。こちらも含めまして、こちらの2つの課題が解消できるかどうか、調査研究して、実現に向けて前向きに検討していくというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。事業をやるのにはやはり費用対効果、こういったものを考えなければならないと思います。そういう中で、効果というものはどういったことがあるかと、今、教育長の答弁の中にもありました。私も、実に効果は高いものというふうに認識をし

ております。

今の事務局長の答弁の中にも、今後のことについていろいろと精査をして進めていきたいという答弁がありましたけれども、来年の3月、事務局長、役職定年を迎えると思います。それまでにやることは不可能でしょうけども、道しるべ、しっかり残して、それで定年をしていただきたいというふうに思います。決意のほどの答弁は結構ですので。

最後に、残り時間13分でございます。この13分を使いましては、町がいろんな各種事業を行うに当たりましては、やはり平和、これが根底にあるというふうに思います。その平和への思い、そして先ほどの質問にあります広島平和記念式典中学生派遣事業、これに対する考え方につきまして、町長のほうにお話をいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 赤沼議員の質問に、町長、答弁いたします。

平和について述べる前に、最初に私が所属いたします埼玉県町村会では、今年は終戦80周年に当たることから、6月30日から7月2日まで沖縄県戦没者の慰靈または石垣市に先進地視察が計画され、私も参加をしてまいりました。

一番の主な研修目的は、今申したとおり沖縄戦の被害者であるひめゆり部隊が祭られるひめゆりの塔及び南方の地に散った埼玉県兵士2万8,000余りの御靈が祭られる沖縄県営平和祈念公園の埼玉の塔への慰靈であり、町村会として各首長が献花をささげ、哀悼の誠をささげてまいりました。

また、隣接するひめゆりの塔資料館及び平和祈念館での研修、また、翌日には那覇市にある対馬丸記念館での研修を実施し、その後に石垣島に渡り、石垣市役所での、今までに中国との軍事衝突が心配されている尖閣諸島問題等を含めた研修等を実施してまいりました。

研修内容の詳細報告については省略しますが、この2泊3日の研修の中で私が考えたことは、偶然にもまさに赤沼議員の今のご質問にある平和とは何か、そして子どもたちの派遣事業、この2つについてでございました。

沖縄戦での生き地獄を筆舌に尽くし難いひめゆり部隊の証言ビデオや膨大な資料とともに、また疎開船でありながらアメリカの潜水艦に沈没された対馬丸事件の真相、その中で九死に一生を得た年端もいかない子どもからの証言による再現ビデオや証言資料を残す対馬丸記念館、これら3つの資料館に共通していることは、来館した多くの方の子どもから大人までの平和に対する感想や資料館側からの我々に犠牲者に成り代わり、平和を呼びかける多くの資料展示でした。犠牲者の方々の今までの生涯や、さらに人の生死を考えたときに、震えとともに何とも言えないやるせなさや身につまされるものがあり、自分も含めて実際に涙を流している首長さんもたくさんありました。

平和とは何か、戦争がないこと、みんなそう願っています。資料館にも、戦争のない平和を願いながら命を失っていった最後の方々の証言などがたくさん残されておりました。戦争になってしま

つては取り返しがつかないこと、たとえ多少の不自由さがあっても、何気ない毎日が継続することが何よりも平和であることの訴えがそこにはありました。人が安心して日常を営み、子どもが未来を信じることができる、全ての人があ互いの尊厳を守りながら生きられる社会、それらの基本が備わる、あるいは備えることができれば平和につながります。軍国主義や軍事教育が行われた戦前、戦時中には、当然そんな考えはタブーであり、逆らえば非国民扱いとなり、平和が維持できなくなり、結果として延長線上にある戦争へと進んでしまったわけあります。

一たび戦争になつたら、一つ一つの積み重ねによりできている平和が一瞬にしてなくなりますから、理想論ではなく、日本は大きな戦争を経て、たくさんの犠牲者を生んだ反省から、二度と戦争を起こさない国、さらには核兵器のない世界を目指す国として、日常を平穏に過ごせることを基本中の基本として成り立つ國となるべきと考えております。これは当然の話でありますので、特に声を大きくして申し上げます。

しかし、どうでしょう、現状の日本の今の状況は。これは余計な話かもしれません、どうしても触れたいと思います。毎日新聞によりますと、今回の参議院議員選挙の当選者の中には、選挙前に行った事前アンケートで、核兵器を保有すべきと答え当選された議員が、結果として8人いる報道があり、そのうち6名は参政党の議員であったとのことです。毎日新聞の解説では、深く物を考えない軽い主張で、ワンフレーズ、俗に言われますキャッチャーな言葉で虚勢を張り、若者をネットや街頭演説で引きつけ、テレビ、マスコミの話題にもなり、議席を伸ばした結果とありますが、当選してからもなお、核武装は安上がりと、とんでもない発言もされています。

広島、長崎のことを思えば、国会議員が核武装などと軽はずみな乱暴な言葉はできないはずだと新聞解説はされておりますが、党首を含めて平均年齢が40代、まさに戦争を知らない我々の世代から子ども世代への間違った考えを継承させてしまった。さらに、国において実施してきた基本的な平和教育が理解されていない表れとしか思えません。今の政治や世の中にどんな不満があっても、核武装を容認することは許せません。先ほど申し上げたとおり、世の中が平和になるための基本中の基本を忘れている若者が多過ぎるのだと思います。

原爆の被爆地であった広島市、長崎市は、平和宣言において、被爆地としての責任として、世界から訪れる皆様の平和への祈りを受け止め、過去の教訓、被爆者の思いを風化させてはいけない責務があると宣言しています。被爆地であるからこそ、後世に伝える役目があるというお考えに頭が下がります。

我々を含め全国の自治体も同じ考えに立って、引き続き平和に向けた行政運営や平和教育を進め、先ほど申したとおり、人が安心して日常を営み、子どもが未来を信じられる社会を我々大人がつくり、全ての人の尊厳を守りながら生きられることの社会を基本とするそんな社会、そして世界を目指していくことが必要であると考えます。

私の行政運営のモットーは、平和でなければ何もできない、平和だからこそ何でもできる、これ

が平和への思いです。今回の赤沼議員の質問を受け、さらに強い気持ちで平和行政に生かしていきたいと考えております。

あと少しあ付き合いをお願いいたします。続いて、広島記念式典中学生派遣事業に対する質問についてお答えいたします。滑川町は、町として今年は戦後80周年の平和記念事業の開催をしており、また、さらに平和に関するイベント開催やピースバスツアーなど毎年継続実施してまいりました。これらは平和事業として非常に大切な事業ですから、今後もしっかり進めていきたいと考えます。

その上で、今回の質問の派遣事業について私の考え方ですが、今までの町の平和事業と異なり、派遣事業を実施するに当たって、子どもたちへの事前研修や現地での研修、さらには研修後の集約やその成果について、町民向けの報告会を通じて一つの平和事業として実施できればと考えております。

そして、町民報告会の結果、平和についての考え方が多くの町民の皆様に広がり、ご理解をいただけるとともに、派遣された報告者自らも平和へのよき理解者として、今後、伝承者として活躍されることになると思います。間違っても核武装を容認する子どもにはならないと思います。

そもそも冒頭に申し上げた平和の思いと子どもの派遣事業への思いは、沖縄の3つの記念館や資料館に共通して掲載された小中学生の感想文を読み、強く感じたことです。作文はどれも立派で、感性が豊かなときに、平和に対する願いや戦争の悲惨さ、愚かさを見たり聞いたりすると、こんなにもすばらしい考え方になるのかと思った次第で、沖縄の地へ滑川町の子どもたちを連れてきたい、あるいは派遣ができないかと思った次第でございます。

今回の赤沼議員の質問は、まさに時宜に合った質問であり、少し長くなりましたが、このような答弁の機会をいただき、誠に感謝を申し上げます。

そして、戦争被災地にまつわる悲惨な話は数多く存在し、広島派遣事業、あるいは長崎にも通じる共通な話でもあるし、目的、条件さえそろえば、たくさんの被災地からの選択があると思います。

ただいま教育委員会の澄川事務局長から、広島派遣事業だけでも実際の事業実施、実務については相当な苦労がある話がされました。これは当然言われるとおりだと思います。実施方法等、いろいろなハードルのクリアが必要であると同時に、公費を使う事業である以上、しっかりとしたプロセス、コンセンサスを取る必要がある、そういう認識は私も持っております。

平和でなければ何もできないという強い思いを強く持ち、平和事業の継続をすること。そして、滑川町として派遣事業を含めた新たな平和事業の実現に向けていけるように、前向きに検討していくと考えます。

長くなりましたが、以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 平和への願い、そして熱い思い、町長のほうから聞かせていただきました。

私の質問は、以上で終わりにさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 （午前11時55分）

再開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

小澤 実議員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位2番、議席番号1番、小澤実議員、質問願います。

[1番 小澤 実議員登壇]

○1番（小澤 実議員） 1番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

質問内容については1点のみです。農業行政についてであります。農林水産省の農業労働力に関する統計によれば、ふだん仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者は、令和6年の推定値で111万4,000人、このうち65歳以上の農業従事者は79万9,000人、約72%と推定しております。

5年前の令和2年に実施された農林業センサスと比較し、この5年間で基幹的農業従事者は24万9,000人減少しています。10年前の平成27年農林センサスと比較して約64万3,000人の減少、また基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は、10年前と比較し約7%上昇しており、基幹的農業従事者の減少と高齢化が顕著となっています。

こうした状況を踏まえて本町を見てみると、農林業センサスによれば、10年前の平成27年の調査で316人であった基幹的農業従事者が、5年前の令和2年の調査時には250人へと減少しており、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は、10年前の78%から、5年前の調査時には73%と若干の減少が見られます。しかし、今後、国と同様に基幹的農業従事者の減少や高齢化が進むものと考えられます。

国においては、高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があることや、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において農地が利用されやすくなるよう、農地の集約を進めるとともに、人材の確保、育成を講ずることが必要との観点から、農業経営基盤強化推進法の一部改正を行い、令和5年4月に施行しました。

この改正により、市町村は地域における農業の将来の在り方等について協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率化かつ総合的な利用を図るため、地域計画を令和7年3月までに作成することが法定化されたところでございます。

そこで、以下3点について質問をいたします。

- 、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正に係る本町の取組状況について。
- 、将来の農地利用の姿を明確にする地域計画の策定状況について。
- 、地域計画の今後の取組について。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。答弁願います。

質問事項1、農業行政についてを服部産業振興課長に答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの質問事項1、農業行政についてを答弁させていただきます。

最初に、の農業経営基盤強化促進法の改正に係る町の取組状況と、の地域計画の策定状況についてですが、関連していますので、一括で回答させていただきます。

令和6年度末までに、農業経営基盤強化促進法の改正に沿った地域計画を作成し、その後に、町ホームページで公表を行っております。主な変更点について述べますと、法改正に伴い、地域計画の作成を行うことや農地の賃貸借の手続が変更になったといったものになります。

最初に、地域計画についてですが、町内の地域計画は10地区を設定しており、地域における農業の将来の在り方、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標を達成するために取るべき必要な措置、地域内の農業を担う者一覧の作成といった記述及び目標とされる地図を作成しております。これらについては、おおむね10年先を見据えた想定の計画となっております。

次に、賃貸借手続の変更点ですが、農地の賃貸借については、農用地利用権設定等申出書により、借受人と貸付人の両者による申出による諸手続を行っていましたが、この利用権設定申出による賃貸借が、令和7年3月末日をもって行えなくなりました。継続の再申請は行えませんが、利用権設定が終了するまでの期間は効力が続くものとなっております。このため、4月以降の農地の賃貸借は、農地バンクである農地中間管理機構を通じた賃貸借のみになりました。

続いて、地域計画の今後の取組についてですが、農林水産省の公表している地域計画変更マニュアルでは、次世代に農地を引き継ぐため、毎年変更していきましょう。地域計画は一度つくって終わりではなく、毎年、P D C Aサイクルを通じてプラスアップしていくことが重要ですといった考え方方が示されております。

協議の場合は市町村が開催することが基本ですが、地域の実情に応じて、地域や農業関係機関主導により柔軟に開催することや、地域全体の土地の管理構想などの農業以外の各施策と連携し、一体的に取り組むこともできるとの記述もあり、実情に合わせた柔軟な開催や対応が必要なものと感じております。

産業振興課だけでなく、農業委員会及び農地利用最適化推進委員、そして農業関係機関の方々とも連携を行い、農家の皆さんとの意見や思いを聞く機会を設け、地域の農業が続けていけるように地域計画の随時修正を行っていきたいと考えております。

農業行政についての考え方ですが、町は総合振興計画内でも基幹産業として重要な役割を担ってきたと記述しているとおり、これからも推進していかなければならない重要な柱であると考えております。全国的な課題である高齢化や就農人口の減少、遊休農地の増加といった様々な課題に加え、町内では大多数が兼業農家であり、大きな転換期を迎えております。こうした中でも、町の農業を続けていくため、農家の皆さんとともに考え、寄り添いながら、農業を維持、継続できるようにと、町としても努力していかなければならないものと考えております。このため、近隣自治体や県、国の動向にも注意し、農家の皆さんに向けた農業施策の素早い対応が行えるようにと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 一通り答弁をいただきましたので、これより一問一答方式により質問させていただきます。

初めに、農業経営基盤強化促進法の改正に係る本町の取組についてであります。法定化された人・農地プランは平成24年に制度化が開始され、地域ごとに農業者による話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の在り方などを明確化し、市町村により公表する制度であったと理解をしております。

農林水産省によれば、平成30年度末現在、全国の1,583市町村において、1万5,444の区域で作成されていることありますが、本町における人・農地プラン作成状況について伺います。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

滑川町における人・農地プランの実績は10地区になり、おおむね町内の耕作されていた水田をカバーした地域となっておりました。このため、10地区には、主に米作りを基にした沼下や関係性のある小字、大字単位、圃場整備事業実施地区を基に地域取りを行い、作成を行ってきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 地域計画の作成に向けて、国より流れが示されておりますが、地域農業の将来を話し合う座談会等の協議の場を経て市町村が地域計画を完成させ、ホームページや窓口で公表するとともに、計画策定後においても、地域で継続的に話し合い、計画を実行に移していることとしています。

今回の法律改正により、人・農地プランが地域計画へと変更され、法定化されたものと理解しておりますが、本町では、法律施行後、令和6年度末にどのようにして地域計画を作成したのか、伺います。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

令和6年度末までに、人・農地プランの10地区が実施化されており、この10地区を基にして、地域懇談会を各地区ごとに集会所で実施しておりました。

公表までの流れを順にご説明させていただきます。最初に、1番として協議の場の設置協議、2番目として協議の場の結果の取りまとめ、そして公表、3番目に、協議の場を踏まえ、地域計画の案を作成、4番目に、関係者への意見聴取、地域計画案の縦覧、そして5番目に、地域計画の策定、広告といった順となっており、最後に6番目として、地域計画の実行、随時更新を行っていくといった流れになっております。

また、人・農地プランから地域計画への移行に合わせ、地域計画の面積も増加しております。地域計画は、その都度、計画の見直しも可能となっており、地域の実情に合わせた弾力的な計画、運用となるように、産業振興課としても考えており、地域内で計画の変更要望や実情との大きなずれが生じた場合があれば、地域に出向き、地域座談会を開催していくように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 次に、2点目の地域計画の策定状況に伺ってまいります。

地域計画は、先ほどの回答にもあったように、地域計画策定後においても、地域で継続的に話し合い、計画を実行に移していくことは重要と考えます。町内で10地区の地域計画を設定したということですが、設定した10地区全体の農地面積、町全体の農地に占める割合、率はどの程度ありますか、伺います。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

町内の現況の農地面積は約895ヘクタールとなっております。これに対し、地域計画10地区全体での面積は654ヘクタール、率にしまして73.1%といった状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 農林水産省は、本年4月に全国1,613市町が作成した地域計画を基に、10年後の耕作者は未定となっている農地を集計した結果、1,613市町村が把握した農地424万ヘクタールのうち139万ヘクタール、率にして32.8%が10年後の耕作者が未定となっております。最も多い地域は中国、四国地方で60.1%、次いで関東が49.4%、東海が41.8%の順であったとのことであります。

先ほどの答弁において、本町では10地区を設定し、その全てが策定を終えたとのことでありましたが、10地区全体でよいので、10年後の耕作者が未定となっている農地面積及び割合、率についてと、10年後の耕作者未定の土地に変更が生じた場合、計画変更等、今後の考えについて伺います。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

滑川町の地域計画内で、明確に10年後の耕作者が決まっている農地とは、既に賃貸借を行っている方であり、10年先でも賃貸借を行っているであろうという考えに基づいて計画しております。10年後の耕作者が未定となっている方のほとんどが決めかねているといった状況が本音ではないかと感じております。耕作者ご本人の年齢や体力、後継者の状況、所有している農機具の現状等、それぞれの農家によって条件が異なっているといった状況が感じられます。

このような中で、10年後の耕作者が未定となっている農地の面積及び割合になりますが、10地区全体で農地面積413.9ヘクタール、率にして63%といった状況になっております。

そして、地域計画の変更が生じた場合についてですが、先ほど回答したように柔軟な対応を行いたいと考えております。10年という計画期間に耕作している農家の諸条件が変わることは十分に考えられます。農業関係者の方々と連携を行いながら、農家の皆さんの意見や思いを聞きながら、地域としても農業が継続できるように、隨時、修正のほうを行えるように進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 今回の農業経営基盤強化促進法の改正は、大きく分けて市町村による地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めたものであり、地域計画の策定と公表、そして地域計画達成に向けての農地の集約化と人の確保、育成の3つが重点となっていると私は理解しております。

地域計画はスタート地点であり、地域計画を作成したから終わったものではなく、地域計画に沿って継続的に地域で話し合い、農地所有者が課題を共有して課題解決に向けて取り組むことが望まれているわけであります。

次の質問ですけれども、法改正により法定化された地域計画の策定に当たっては、農業経営基盤強化促進法により、農業委員会も連携して作成することが規定されておりますが、地域計画の作成に当たり、町、農業委員会や農地中間管理機構、その他の農業団体はどのように関わってきたのか。また、今後、関わっていくのかを伺います。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

地域懇談会の開催に当たりまして、意見集約が行えるように、農業委員会の総会時にアドバイザーとして各担当地区の懇談会への出席を依頼しております。また、そして可能な方には出席をしていただきました。また、産業振興課で集約した地域計画をホームページに公表前、こちらに關して確認も農業委員会にお願いしておりました。その他の団体に関しても、関係する機関に関してはお話をしながら進めてまいりましたので、ご報告のほうをさせていただきます。

それから、地域計画の変更を実施しなければならないときにも協力のほうはお願いしなければならないため、今後も各関係機関とも連携しながら推進のほうを行っていかなければいけないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 地域計画の目標でもある担い手への農地の集約化を進めるためには、圃場整備事業の実施も重要と考えておりますけれども、埼玉県や町、埼玉県農林公社が事業主体となって実施した圃場整備事業で、町内における今までの実施状況と今後の展開についてお伺いします。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

町内で実施した圃場整備事業の全体面積と地区数になりますが、埼玉県営事業では2地区、94.9ヘクタール、町営事業等の団体営事業としては9地区、312.6ヘクタール、農林公社営事業として6地区、59.6ヘクタールを実施しております。

実施年度についてですが、昭和40年代初頭から令和元年度まで、約50年近くの歳月をかけて17地区、472.5ヘクタールの事業を完了しております。このことから、町内の地目が田についてですが、約86%が圃場整備事業を実施しているといった実績になっております。

次に、今後の展開になりますが、圃場整備事業には、およそ5年から6年程度の事業期間を要します。しかし、数年前に事業採択要件が変更され、国庫補助の交付期間が3年以内と変更となりま

した。このため、スムーズな事業完了するためには事業地域内の100%同意率が求められております。また、3年以上経過した場合には、全額が町と地元地権者による負担になってしまうことから課題となっております。このような課題に向けて、国や埼玉県等への要望等も行っておりますが、採択要件の変更には遠く、圃場整備事業の動向を注視しているのが現状となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 次に、担い手の確保、育成について伺います。本町は、担い手や新規就農業者をどのように確保しようと考えていますか。よろしくお願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

以前は、60歳を定年後に改めて農業に意欲のある方に認定農業者になっていただき、推進する取組を行ってきました。しかしながら、定年延長の流れもあり、新規に認定農業者になっていただく方々も少なくなっているのが現状となっております。このため、埼玉県の農業大学校へ出向いて就農相談を行ったり、滑川直売所で11月に行われる農業祭でも、農業に関する相談等も行っております。以上のようなことで推進をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 先ほど回答にありました、今回、地域計画を作成した10地区内の農地の約63%が10年後の耕作者が未定となっている現状を考慮いたしますと、農地所有者の意向や地域の理解の下、企業の農業参入も推進していく必要があるのではないかと私は考えますけれども、今後における農業参入をしようとする企業誘致の基本的な考えがございましたらお伺いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

これは、ある企業のお話になりますが、問合せがありました。平らな土地が最低でも10ヘクタール必要なだけれども、滑川町に農地が空いていませんかというような電話の問合せがございました。これは以前だったので、記憶してございます。

企業は、生産の効率化のために最低でもこの広さの農地が必要といった考え方で、例えば滑川町といった、ほかの自治体にもなのですけれども、進出を考えているのではないかというふうに考えてあります。

滑川町で行ってきた谷津地形や沼下の決まり事等による谷津沼農業の現状を把握し、緩やかな傾斜の細長い畑に適した農作物の推進や、米作りに関して言えば、沼下との調整が行われるような企業であれば可能ではないかなというふうに考えております。しかし、耕作している土地の一角が、ある程度の大きな面積が空くのを待ちながら、大規模農家との調整をするには、10年程度、それ以上の意見集約の時間が必要ではないかなというふうに考えられます。

産業振興課で考えている一番大事なのは、やはり地元農家の皆さんの意向が一番重要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） ありがとうございました。これで最後の質問となります。

現在農業に従事されている方々が、継続して農業を営むことができるよう支援をしていただくことも重要であると考えます。そこで、農業者支援策として現在行われている農業者向け滑川町物価高騰対策事業者臨時支援金はありがたい施策と考えています。農家の方からも、農業に目を向けてくれることを役場が行ってくれて助かるとの声を聞き、私もうれしく思うところでございます。

ロシアによるウクライナ侵攻を契機とした肥料や薬剤等の高騰、さらには生産用資材や農業機械、燃料価格高騰といったような農業を取り巻く全ての物価が高騰してきました。また、米作り農家にとっては、近年におけるイネカメムシ大量発生による被害の拡大が懸念されており、さらには令和の米騒動と言われるように、米の物価高騰に対して、生産者と消費者にとって適正な米価格がどう安定するかといった不安等、農業を取り巻く状況は続いて厳しい状況と考えます。

今後における地域計画の推進、そして農業に従事されている方々が安心して農業を継続して営むことができる支援等、農業行政の総合的な施策推進が求められると考えますが、大塚町長の所見を伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、小澤議員さんの質問に答弁をいたします。

質問をいただきました地域計画の推進、また農業者支援、さらには農業行政の総合的な施策推進への考えですが、滑川町の農業は地域産業の基盤であることは言うまでもなく、食料供給の確保、自然環境の保全、または農業を通じて様々なコミュニティーや地域文化の継承など、多岐にわたる役割を今まで果たしてまいりました。

さて、農業経営に対する過去の経過、今後の推進については、ただいま服部産業振興課長からの答弁にありましたとおり、地域計画の推進により、様々な農業従事者の皆様の声を聞き、苦難を乗り越え、何としても町の基幹産業である農業を守り抜かねばと考えております。

とりわけ水稻栽培について特に重きを置くのは、農業所得としての魅力だけではなく、町民の皆

さんに町内でできたおいしい米を食べていただきたい。将来の滑川町のために働いていただく子どもたちにも、学校給食として不自由なく食べさせてあげたい。そして、食育とともに農業の役割、重要性も学んでほしいという強い理想、それから思い、願いからであります。

水稻栽培のみでなく、農業関係者に対する農業資材などの物価高対策等についても、今後においても、国の補助金などを特に注視しながら農業支援に取り組むとともに、特に問題である主要作物である水稻へのイネカメムシ等の防除の補助費用につきましても、本年の反省から、来年度以降は発生するかどうかの見通しもありますが、作付当初から想定できる対策、取組ができるように、予算計上を含めて、担当課である産業振興課及びJA埼玉中央を含めた農業者団体と内容を精査しながら、当初の取組に手後れのないように準備、検討をさせていただきたいと考えであります。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 大変、農業者に向けて力強いご答弁、ありがとうございました。

本当にイネカメムシ等の被害が非常に多くて困っているような状況でございます。来年度の当初予算に向けて、準備、検討、さらなる協議のほうをお願いできればと思いまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、小澤議員の一般質問を終わります。

谷 嶋 稔 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位3番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議席番号11番、谷嶋稔です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問させていただきます。

中学部活動の地域移行について。令和4年12月、スポーツ庁、文化庁は、教員の負担軽減、少子化などを踏まえ、中学部活動の学校から地域クラブへ移行への総合ガイドラインを発表しました。それによりますと、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として位置づけ、段階的に休日の部活動から地域クラブ活動への移行に取り組むと明記されている。地域クラブ活動が困難な場合、部活動指導員等による機会の確保、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとも明記している。以上を踏まえて質問させていただきます。

、滑川町は、中学部活動の地域クラブ移行に関してどのように考えておられますか。学校、保護者、地域クラブへの連携が大事だと思いますが、中学部活動への大きな転換であり、移行についてのロードマップを教えてください。移行に関して、部活動の課題、問題点は何ですか。

、地域クラブに移行すると、クラブ会費が発生するなど保護者への負担が増えるのですか。教えてください。また、地域クラブへの送迎を保護者がしなければならない場合がありますか。

、中学の教員以外の部活動指導員は何人ぐらいいるのですか。また、部活動指導員は足りているのですか。また、今後も生徒たちを指導していきたいと考えている教員もおられると思います。このことについてどのように考えておられるのか、所見をお伺いしたいと思います。

町のバリアフリーについて。2006年バリアフリー法が施行され、利用する高齢者や障害者を含む全ての人が安全かつ円滑に移動、利用できる公共施設、建築物、道路の環境を整備することを目的としており、既存の施設には努力義務が課せられている。バリアフリー法の推進により、高齢者や障害者が社会活動に積極的に参加できる環境づくりが進められている。以上を踏まえて質問させていただきます。

、町として、バリアフリー法に対する取組、お考えをお聞かせください。

、町の一部の歩道では、歩道の傾斜が大きく、電動車椅子、シニアカー、ベビーカー、つえを利用している方から、歩道の傾斜をなくしてほしいといった要望があります。要望があれば、なくすことはできなくても、傾斜を軽減することはできますか。取り組む考えはありますか。

、最近、電動車椅子を利用して駅に向かって電車に乗る人を見かけます。通学路になっている歩道は比較的草刈りがされておりますが、駅に通じる歩道は草が伸びているところも多々あり、安全面での懸念があります。歩道近くの住民が草刈りをして対応しておりますが、住民だけでは対応できない場所について、特に駅に通じる歩道は、高齢者や障害者の歩行の安全面から、草刈りを実施してほしい。要望があればやっていただけますか。

、滑川町の投票所全て、車椅子でもスムーズに入れますか。車椅子で入りにくい投票所はありませんか。もし入りにくい投票所があれば、町の予算で直す考えはありませんか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、中学部活動の地域移行についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、町のバリアフリーについてのうち、 、町として、バリアフリー法に対する取組、考えを宮島福祉課長に、質問事項2、町のバリアフリーについてのうち、 、歩道の傾斜軽減についてと、 、歩道の草刈りの実施についてを福島建設課長に、質問事項2、町のバリアフリーについてのうち、 、車椅子で入りにくい投票所についてを稻村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の1番、中学部活動の地域移行についての、まず質問 、中学の部活動の地域クラブ移行についての考え方、またロードマップ、部活動の地域移行に関する課題、問題点について答弁をいたします。

まず初めに、部活動の地域移行とは、中学校や高校で教員が担っていた部活動の指導を、地域のクラブ活動や団体に移管することを指します。まずは、公立中学校の休日の運動部活動を優先し、その後、平日の運動部活動や文化系の部活動を段階的に移行する取組でございます。

国も令和5年度から7年度までを改革推進期間とし、この取組を推進してきました。しかし、この部活動の地域移行については、全国的にも課題が多く、当初の計画どおり進んでいないのが現状です。国が策定した計画の中でも、部活動の地域移行という言葉から、地域クラブ活動の推進と文言が変化し、地域移行という名称自体も、今後は地域展開という言葉へ変更することが見込まれています。

また、先ほどお話しした令和5年度から7年度までの改革推進期間も、名称を改革実行期間と変え、前期を令和8年度から10年度に設定し、まずは休日の地域展開等に着手し、中間評価を行い、その後、令和11年度から13年度を後期と設定し、さらなる改革を進めることと今後変更される見込みでございます。

当町では、令和5年度に滑川町部活動の在り方検討委員会を設立し、中学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行に向け情報収集や研究を行ってきましたが、国の指針が定まらない中であり、町としても移行に向けての方向性などは、まだ定まっておりません。今後、改めて示されるであろう国や県の改革方針、ガイドラインに基づき、改めて町としての方向性と方針を定め、それを達成するためのロードマップを策定することとなります。

地域移行に関する課題ですが、滑川町では具体的な方向、方針がまだ決まっていないため、課題の洗い出しもまだ行われておりませんが、一般的に考えられる課題としては、指導者の確保、保護者や生徒の理解、活動場所の確保などがあります。

令和6年度に、滑川中学校1年生と2年生及びその保護者、さらに中学校の教職員を対象に、部活動の地域連携についてアンケートを実施しました。アンケート結果を公開することを前提にご協力いただいたものではないため、詳細な結果の公表は控えさせていただきますが、本町の傾向として、部活動の地域移行に関する認知度の低さや、休日のクラブ活動に参加したい、したくないの割合については、保護者、生徒とも、ほぼ半数ずつとなったことなどが見受けられました。

次いで、質問の2、地域クラブに移行するとクラブ会費が発生するなど保護者の負担が増えますか、地域クラブの送迎を保護者がしなければならない場合がありますかに答弁させていただきます。

地域クラブ活動への参加は、例えれば通常の習い事をすることと同様の形式で実施されることになります。活動場所への移動手段の確保、指導者やコーチの報酬、活動場所の使用に係る施設使用料など、活動に係る経費、また、けがなどに備えた傷害保険の加入に係る保険料なども、生徒が選択する地域クラブ活動により、金額は変わってきますが、それぞれ保護者の負担となります。活動場所によっては、近隣であれば生徒が自ら自転車等で移動もできますが、遠隔地の場合は保護者による送迎が必要な場合も考えられます。

続いて、質問の3、中学校の教員以外の部活動指導員、また部活動指導員が足りているか、今後も生徒たちを指導していきたいと考える教員についての考え方について、答弁をさせていただきます。部活動指導員と外部指導者は、どちらも部活動の指導に関わる外部人材ですが、雇用形態や役割等が違います。部活動指導員は学校教育法施行規則に基づき、学校設置者、すなわち町が雇用する正規職員もしくは会計年度任用職員で、部活動の顧問になることが可能です。また、技術指導だけではなく、生徒指導や保護者との連絡、学校行事への参加など、幅広い業務を担うことができ、学校の教職員と連携し、部活動全体の運営に関わります。

一方、外部指導者は、部活動指導者以外の指導者で、学校設置者との雇用関係によらず、学校外の指導者等との連携、協力関係の下、部活動の指導に関わっていただく方のことを指します。部活動の技術指導を専門的に行うもので、地域の経験者や専門家が指導者として迎えられることが多いです。なお、大会や練習試合の引率はできません。

まとめますと、部活動指導員は、学校の教職員の一員として部活動全体をサポートする役割を担い、外部指導者は専門的な技術指導を行う役割を担うものとなります。

そこで、滑川中学校の状況ですが、教員による部活動の顧問の配置、経験や指導力に応じて、部活動の支援を導入しています。現在、部活動指導員は配置しておりませんが、外部指導者については、吹奏楽部に1名、テニス部に3名、陸上部に1名の合計5名が、中学校からの要望により配置しており、部活動指導の支援をしていただいております。

また、本議会の補正予算において、部員数が約70名と大規模になったことに加え、専門的な指導ができる教員が、現在、滑川中学校にはいないため、卓球部においても、外部指導者を2名追加したく、今回予算計上をさせていただいております。

なお、休日に地域クラブ活動で指導を希望する教員がいる場合についてですが、服務監督教育委員会による兼職兼業の許可を得ることで、地域クラブへの指導者として所属し、生徒を指導することが可能となります。国としても、学校における働き方改革を推進して教員の負担軽減を図りながら、地域クラブで引き続き指導を希望する教員については、やりがいを持って指導に当たれるよう、兼職兼業の活用を促進していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の質問事項2、町のバリアフリーについてのうち、 、町としてバリアフリー法に対する取組、考え方について答弁いたします。

令和6年12月議会での西宮議員からの一般質問において、バリアフリーのまちづくりにおいての基本的な指針や施策について、当時の総務政策課長は、第5次総合振興計画では、第1章、誰もが生涯安心して暮らせるまちづくりの中で、高齢者や障害者だけでなく、児童や外国人などの社会的

に弱い立場の人たち全てが社会に参加できる福祉のまちづくりを推進しています。特に公共施設の整備に当たっては、あらゆる人が暮らしやすい環境に配慮したバリアフリー化に努めますと答弁をしております。

また、今後の公共施設建設に当たっての車椅子使用者のトイレ設置及び施設内の通路に関する町の取組については、公共施設のバリアフリー化を推進するに当たっては、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法や、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき整備を進めてまいりますと答弁をしております。

本年6月にバリアフリー法の改正が行われましたが、バリアフリー法に対する町の取組、考え方は変わることなく、今後も高齢者、障害者のみならず、社会的に弱い立場の方、全てが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、谷嶋議員の質問にお答えいたします。

町のバリアフリーについてのうち、、町の一部の歩道では、歩道の傾斜が大きく、電動車椅子、シニアカー、ベビーカー、つえを使用している方から、歩道の傾斜をなくしてほしいといった要望があります。要望があれば、なくすることはできなくても、傾斜を軽減することはできますか、取り組む考えはありますかについてですが、町の道路設計は、バリアフリー法に沿った埼玉県道路設計の手引を基準にしております。

近年の道路整備においては、歩道つきの道路の場合、車道と歩道がほぼ同じ高さになるセミフラット型の歩道を整備しております。みなみ野地区は、2006年、平成18年のバリアフリー法の施行以前の工事になりますので、歩道が車道に比べて一段高いマウントアップ型の歩道で整備されております。このマウントアップ型は、歩行者の安全性向上や空間分離による安心感、雨水排水性など多くの利点があります。また、自動車の交通量の多い幹線道路に適しているといった特徴もございます。

ご質問の段差や傾斜をなくすことは難しいですが、個別の箇所ですりつけ等、対応ができるかどうか検討してまいります。

次に、、最近、電動車椅子を利用して駅へ向かって電車に乗る人を見かけます。通学路になっている歩道は比較的草刈りがされておりますが、駅に通じる歩道は草が伸びているところも多々あり、安全面での懸念があります。歩道近くの住民が草刈りをして対応しておりますが、住民だけでは対応できない場所について、特に駅に通じる歩道は、高齢者や障害者の歩行の安全面から草刈りを実施してほしい、要望があればやっていただけますかについてでございますが、まず、住民の方々が歩道の草刈りを行っていただいていること、この場をお借りしてお礼申し上げます。どうもあ

りがとうございます。

町では、除草作業をシルバー人材センターに委託し、主に通学路や幹線道路を中心に実施しております。連日の猛暑日や熱中症の重篤化を防止するための労働安全衛生規則の改正により作業が思うように進まず、ご迷惑をおかけしております。

ご質問の森林公園駅南口に通じる歩道については、対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、稻村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、選挙管理委員会書記長を兼務しておりますので、あわせて谷嶋議員の質問事項、町のバリアフリーについてのうち、投票所の車椅子利用について答弁させていただきます。

滑川町選挙管理委員会では、町内に7か所の投票所を定めております。選挙管理委員会では、投票環境の向上を図るための制度改正のほか、移動が困難な有権者のための投票所のバリアフリー化など、投票環境の改善について鋭意努力しております。

投票所においては、段差の解消、スロープの設置だけではなく、そのほかにも車椅子用の投票記載台、点字による候補者名簿、点字器、老眼鏡、記載台への照明器具の設置など、障害者や高齢の方々がより投票しやすい設備や備品を準備しております。投票所への移動支援についても、投票所が遠くからでも分かるように、のぼり旗を設置し、特に転入者の多い投票時には、周辺に案内看板を多数設置するなどの取組を行っております。

ご質問の投票所の車椅子への対応では、町の全ての投票所について、車椅子で入退場できるようになっております。中でも福田小学校の体育館については、以前は階段のみでしたが、障害者や高齢の方にとっての環境整備に努め、選挙管理委員会、町、福田小学校と協議して、スロープを設置した経緯があります。

町内の全ての投票所において、これまで特に入りにくいという声は頂いておりませんが、もしそのようなご意見、ご要望がありましたら、早急に対応を検討させていただきたいと思います。

今後も投票所においては、投票干渉、プライバシーの確保等に留意した上で、障害者や高齢の方々にも親切で丁寧な対応ができるよう十分配慮しながら、投票環境の向上に一層努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 今、中学部活動の移行に関してアンケートのことを話していただいたのですけれども、もう少しアンケート調査の内容を話していただけるようでしたら話していただきたいのですけれども、いただけないようでしたら結構ですけれども、お願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁の中でもお話しさせていただいたとおり、公開を前提にご協力いただいているので、詳細な公表はできませんが、概要について少しお話をさせていただければと思います。

まず、教職員に対してのアンケートの結果ですが、今現在、6割から7割ぐらいの教職員が、自身が経験した種目、また指導したことがある種目を顧問として担当しています。休日の部活動を地域またはスポーツクラブが担うことについては、8割が賛成をしているという状況です。また、これは先ほど答弁の中でもお話ししましたが、休日の部活動の指導について、従事したい、したくないについては、半数だったということです。

続いて、保護者に対してのアンケートの結果です。部活動の地域連携については、知らなかつたという方が約7割となっていました。また、休日の部活動が地域の団体に移った場合、約50%、半分の保護者の方が参加させたいということで意見をいただいている。また、参加させたい意向の中で、半数は平日の部活と同じ種目をさせたいということでご意見がありました。また、活動場所については、町内の学校施設や町内の公共施設を使用希望ということで、やはり移動には、なかなか保護者の方は支援するのは大変な状況なのではないかというところが見受けられます。

続いて、生徒のアンケートの概要になります。生徒なのですが、学校外でのスポーツ活動、文化活動を継続して行っていますかという質問に対して、約4割から5割が何らかのことを行っているということで回答をいただいている。

こちらも先ほど答弁の中でお話ししましたが、休日の学校部活動が地域クラブの活動に変わった場合、参加したいかの質問について、参加したい、したくないは、約半数ずつとなっています。また、参加したくない理由については、休日は自分の自由時間にしたいという意見が最も多かった。アンケートの結果はこのようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） アンケートの答弁ありがとうございました。

次に、障害者の移動について、町から支援している事柄はありますか。また、今後支援計画をしていることがありましたら教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の再質問にお答えいたします。

町では、身体障害者手帳1級、2級、3級及び療育手帳マルA、A、Bの交付を受けた方に対し

まして、福祉タクシー利用助成か、自動車燃料費助成のいずれかを選択いただいて、助成事業を行っております。福祉タクシー利用助成は、障害者タクシー利用券を36枚交付し、初乗り料金相当を補助するものでございます。自動車燃料費助成は、障害をお持ちの本人、またはその介助者に対し、1リットル当たり50円、1か月30リットル1,500円を上限とし、燃料費の助成を行っているものでございます。

また、身体、知的、精神のいずれかの手帳の交付を受けている方、医師により発達に障害があると診断された方には、町に登録した民間サービス団体が、障害者、障害児の外出援助、送迎、一時預かり等のサービスを行う障害児（障害者）生活サポート事業も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございます。町の公共施設は、障害者、高齢者に不便がなく、安全、円滑に利用できるように今なっていますか。また、なっていないところがありましたら、今後、直していくお考えはありますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の再質問に答弁させていただきます。

公共施設の一般的な内容となりますことをご理解いただければと思います。現在、公共施設を建設する際は、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法や、平成7年施行の埼玉県福祉のまちづくり条例の基準に基づいて建設しております。

これらの法令で規定されている主な設備は、出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、敷地内通路、トイレ、駐車場などが細かな基準が定められております。しかし、これらの法令の施行以前に建設された公共施設は、基準を満たしていない施設もあることが現実でございます。既存の公共施設を全ての基準に適合させるためには、大規模な改修工事が必要となり、費用だけではなく、スペースの確保など様々な困難が想定されることから、現在は利用者からの相談や要望があった際は、設備ごと、施設ごとに改修等の対策を講じております。また、新設の施設につきましては、今後も法令の基準に準じた施設となるように建設してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時20分にします。

休憩 (午後 2時05分)

再開 (午後 2時20分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

井上 章議員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位4番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席ナンバー14番、井上章でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項1、消防団員の家族福利厚生事業について質問をさせていただきます。消防団員家族福利厚生事業は、日頃の活動で受ける負担や、それを支えるご家族の苦労をねぎらい、感謝の意を表すために行われる取組。これは消防団員のモチベーションの維持やご家族の消防団活動への理解協力促進を目的としております。比企支部との兼ね合いもあると思いますが、滑川団では現在この取組は実施されていないと聞きます。

以前は1泊での開催にしていましたが、参加する人が限られており、私はその頃、消防団長の立場にあったので、できるだけ多くのご家族に参加をしてもらいたく、1泊と日帰りを隔年にして、令和元年5月25日、今から7年前に、日帰りで東京ディズニーシーを計画いたしました。子どもや団員を含め、参加人数82名（事務局2名を含む）当時総務政策課長であった、今の大塚町長にも参加していただいたと記憶しております。大勢の家族の皆さんに参加してもらい、有意義な福利厚生事業が行われ、この後、新型コロナ感染症が蔓延し、6年間も行われてこない状況になります。

消防団活動は、いろいろな活動が日曜日、または早朝や夜間に行われるなど、時間的、体力的な負担が大きい。ご家族の理解と協力なしには成り立たない。ぜひ今後この取組が復活するよう質問をいたします。

、消防団員家族福利厚生事業は、コロナがほぼ終息してもなぜ再開しないのか。

、今後、町としての考え方をお聞かせください。

質問事項2、町が保有する災害関係の備品点検について質問をいたします。自治体が保有するエンジン照明や発電機、エンジンチェーンソーは、災害時や緊急時、あるいは日常の維持管理作業において非常に重要な役割を果たすため、適切なメンテナンスが不可欠です。これらの機器は燃料を使用する特性上、長期保管や不適切な管理によって不調を起こしやすく、いざというときに使えないという事態を避ける必要があります。

エンジン関係ではありませんが、7月29日、福岡県の糸島市でコミュニティセンターの2階から出火、充電中のリチウム電池が原因で、ほぼ全焼に近い燃え方からして、単なるリチウム電池から

出火ではなく、リチウム電池が爆発して火の回りが早かったと言われております。リチウム電池が不良品だったのか、もしかして使用方法やメンテナンスに問題があったのか、調査中だそうですが、いずれにしても大惨事になってしまいました。

滑川町もこのようなことが起こらないように、町の防災備品を安全な保管場所での管理をお願いしたいと思います。これらの機器は、災害発生時など人命に関わる状況でその真価を發揮します。そのため、日頃からのきめ細やかなメンテナンスと管理体制の構築が、自治体の防災、減災能力を左右すると言えると思います。そのようなことから何点か質問いたします。

、災害関係の備品点検は定期的に行っているのか。

、機器ごとに責任体制を明確化しているのか。

、自治体内部での対応が難しい専門的なメンテナンスや修理は地域の専門業者と連携する。定期的な保守契約も有効ではないか。

、滑川町には3台のエンジン照明があると思いますが、2台は重い4投式、1台はLEDのバルーン式で、このバルーン式は比較的軽く、使い勝手がよいのですが、組立てに時間がかかる。夜間の火災時などにすぐに使用できるように、常に組み立てての保管はできないか。

、水土のうの存在、数十年前に防災用品として町で購入したもので、水を入れるとかまぼこ型に膨らみ、道路冠水などで水の流れを変えられる防災用品、たしか高さが1メートル、長さが10メートルぐらいだったと思いますが、お披露目で1度見ただけで、その後は見ていません。今はどうなっているのか、お聞きしたい。

続きまして、質問事項3、公共施設への太陽光発電について質問をいたします。公共施設への太陽光発電は、地方自体や政府機関が所有、運営する建物や施設に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用する取組です。屋上スペースを活用して、例えば役所、学校、公民館、体育館、上下水道施設などに太陽光発電システムを導入し、自家消費または余剰電力の売電によって、エネルギーの自立性向上と温室効果ガスの削減を図るものです。

導入のメリットは、特に災害時でも蓄電池と併用して停電時でも電力供給が可能です。そのほか、CO₂排出量の削減や電力コストの削減、売電収入による財政改善などが挙げられます。

デメリットとしては初期費用だと思います。特に自己設置の場合、高額な初期費用が発生いたします。国の補助金制度、経済産業省や環境省の自治体独自の補助金制度を活用することが重要だと思います。

そのほかにもリース方式やPPA方式（民間企業は初期費用を負担する）もあります。契約期間中は安定した価格で電力を購入でき、災害発時の停電時に照明や情報機器、携帯電話の充電など、最低限の電力が確保できます。災害時の避難場所になる公共性の高い集会所などの導入が増えていると言われています。関東周辺では、東京直下型地震が30年内に70%の確率で発生すると言われており、災害は忘れた頃にやってくる、そのことを踏まえて質問をいたします。

、滑川町役場屋上や滑川中学校に太陽光発電の導入がありますが、自己設置式か、リース式か、またはP P A方式か。

- 、滑川町の役場以外の公共施設で、太陽光発電を取り入れている建物はどのくらいあるのか。
- 、各行政区の集会所に太陽光パネルや蓄電池などを導入しているところはあるのか。
- 、今後、町として太陽光発電を公共施設に導入していく考え方、方向性はどうなのか、お聞きしたいと思います。

以上3点を質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、消防団員家族福利厚生事業についてと、質問事項2、滑川町が保有する災害関係の備品点検についてと、質問事項3、公共施設への太陽光発電についてのうち、 、役場屋上の太陽光発電についてと、 、役場以外の公共施設で太陽光発電を取り入れている建物についてと、 、各行政区の集会所に太陽光パネルや蓄電池などを導入しているところについてと、 、今後、町として太陽光発電を公共施設に導入していく考え方、方向性についてを稻村総務政策課長に、質問事項3、公共施設への太陽光発電についてのうち、 、滑川中学校の太陽光発電についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稻村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、井上議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、消防団員、家族福利厚生事業についてでございますが、消防団員の皆様には、日頃から昼夜を問わず、火災、災害対応にご尽力いただき、心より敬意と感謝を申し上げます。

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき設置される消防機関になります。地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。また、近年は女性の消防団員の参加も増加しております。このことからも消防団の活動には、そのご家族の理解があってこそであると思います。

ご質問の 、消防団員家族福利厚生事業の再開についてでございますが、滑川消防団は比企広域消防本部の所管となっております。消防本部に消防団員家族福利厚生事業について確認したところ、現在、比企管内では、全ての消防団で実施していない状況で、今のところ再開する予定はないとのことです。引き続き、比企管内の他の消防団の状況も確認してまいりたいと思います。

、町としての考えでございますが、消防本部では、令和5年、令和6年に団員アンケートを実施し、福利厚生事業について確認したところ、参加を希望する団員や家族がほとんどいなかったことから、予算化していないと聞いております。町としては、消防団員の意向を最優先に、希望があれば予算化も含めて検討してまいりたいと思います。

次に、質問事項2、滑川町が保有する災害関係の備品点検についてでございますが、防災用資機

材は、災害発生時に人命救助や被害の軽減に不可欠な道具や設備で、これらの資機材を適切に準備、管理することで、災害時の対応を迅速化し、被害を最小限に抑えることができることから、日頃からの点検等は重要であります。

そこで、ご質問の 、災害関係の備品点検でございますが、動作確認が必要な発電機、エンジン照明機器等の活動用設備等については、毎月1回エンジンをかけて使用の可能性の確認をしております。

次に、 、機器ごとの責任体制の明確化でございますが、災害時の対応機器については、総務政策課人権・自治振興担当の職員が点検や確認も含めて管理しております。

の専門的な保守の外部との契約の件でございますが、町の防災行政無線や県の防災無線、防災無線の発電機など、専門的な知識や資格がないと管理が難しいものについては、専門業者との保守点検を委託して対応しております。

の照明機器の常時組み立てたままでの保管についてでございますが、バルーン式の照明機器は縦1.6メートル、横1.7メートル、高さが2.6から3メートルとなり、かなり大きなものとなります。

組み立てたまま保管していると、すぐに利用できる利点はございます。しかし、実際の災害時には、作業現場まで運ぶ際に大きな車両が必要になってくることや、現在保管しております防災倉庫には保管スペースも限られていることから、組み立てたまま保管することは難しいと考えております。

の水土のうの現在の状況でございますが、ご質問の大型の水土のうについては、備蓄状況を確認したところ、役場前の防災倉庫、旧消防分署の備蓄センターにも保管されておりません。消防用の水のうの耐用年数は、素材や保管状況によって異なりますが、一般的には数か月から数年程度、長くても10年程度となっております。過去に購入して相当の年数が経過し、耐用年数等の兼ね合いから、既に廃棄されているものと思われます。現在では、横35センチ、縦25センチ、高さ20センチほどの使い切りの水のうを20枚程度保管しているのみとなっております。

次に、質問事項3、公共施設への太陽光発電のうち、 、役場の太陽光発電についてでございますが、役場の太陽光発電は、平成24年度の役場庁舎耐震補強と大規模改修工事の際に設置したものであることから、自己設置式となります。

の役場以外の公共施設の太陽光発電でございますが、役場のほかには、滑川中学校、福田小学校、宮前小学校、月の輪小学校の学校施設に設置しております。これは新設や大規模改修を実施した際に設置したものでございます。

の集会所への太陽光パネルや蓄電池の導入でございますが、町内29か所の地域集会所がございますが、太陽光発電を設置している集会所はございません。

の今後の町の考え方、方向性でございますが、町としては、既存の公共施設は古い施設が多く、設置するには施設の大規模な修繕も必要であることから、太陽光発電設備の設置は考えておりませ

ん。しかし、新たに建設する施設については、施設の規模や施設の用途、使用頻度、太陽光発電の必要性、費用対効果等を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の3番、公共施設への太陽光発電についてのうち、滑川中学校の太陽光発電の設置方式について答弁をいたします。滑川中学校の太陽光発電は、平成19年度に校舎改築工事の際に同時に設置されたものでございます。

また、先ほど稲村課長のほうからもご答弁ありがとうございましたが、各小学校にも太陽光発電設備が設置されております。平成21年度に月の輪小学校、平成22年度に福田小学校、平成23年度に宮前小学校にそれぞれ設置しており、全て自己設置方式によるものです。当時、文部科学省のほうもエコスクールを推奨しており、それぞれ国庫補助金を活用して整備しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問お願いします。

○14番（井上 章議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。消防団員家族福利厚生事業について再質問をさせていただきます。

今まで福利厚生事業、家族視察研修など、滑川町の予算で行われてきたと思いますが、比企支部7団も同じように、家族のための福利厚生事業は再開していないように思われます。この件は、各自治体で連携をして、足並みをそろえて終了の方向になるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

消防本部からは、各自治体で足並みをそろえているわけではなく、各団から要望がないので、予算化していないと聞いております。

町としては、消防団員、ご家族の意向を最優先に検討してまいりたいと考えております。今後、再開の希望があれば、町としては、比企広域市町村圏組合の非常備消防費負担金の増額も検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問お願いします。

○14番（井上 章議員） 消防団員家族福利厚生事業のアンケート、令和5年、6年に団員アンケートを実施したところ、参加を希望する団員や家族がほとんどいなかったとの答弁がございましたが、

団長にヒアリングをしたところ、アンケートの切り口に問題があったとのことでした。

まず、日帰りでも研修を必ずしなければならないのと、家族の方に負担金をいただく、この2点が足かせになり、そのようなアンケート結果になったのかもしれません。以上の内容でなければ、喜んで参加する家族も多くいると思われ、ぜひ、今まで行ってきたことなので、比企広域ともよく協議をして、検討していただくようになれば幸いです。

続きまして、町が保有する災害関係の備品点検について、再質問させていただきます。各行政区集会所の防災備品については、町としてどのような点検指導を行っているのか。区長さんにお任せなのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の質問に答弁いたします。

地域集会所に設置してあります防災倉庫につきましては、防災備品を保管することとなっております。管理につきましては、自主防災組織には、必要な資機材の購入、防災訓練、パンフレット配布等の啓発等、防災活動をお願いをしております。その中の一環として、防災備品の確認や点検を行っていただいている所です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 防災備品のリチウム電池、今、この蓄電池もリチウム電池の一つだと思いますが、非常に火災の発生が多いということで、電車だと、あと飛行機だと、いろいろなところで発火して、建物火災にもなっていることもありますので、町の蓄電池なども、耐火構造のようなどころで保管をしていただくような方向がよろしいのではないかと思っております。

それでは、続きまして公共施設の太陽光発電について再質問させていただきます。新築をした滑川町福祉センターに太陽光パネルの設置がないように思われますが、最初から設置の計画はなかったのか、質問させていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

福祉センターCOCONAに太陽光発電を設置することにつきましては、役場内でも検討をさせていただきました。しかし、ソーラーパネルを設置する屋根は、こども第三の居場所の屋根となり、第三の居場所は、子どもたちに伸び伸びと過ごしてもらうために空間を広く取る構造となっており、通常の2階建ての屋根と同様の高さとなっております。これらのことから、躯体から強固な施工が必要になること、またその分費用がかさむこと、屋根の形状や屋根の面積がパワーユニットで5キロワット程度のソーラーパネルとなる小規模なパネルであること。このようなことから費用対効果

等総合的に判断し、設置をいたしませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） それと、今、計画中であります新コミュニティセンター、現在計画が進められておりますが、新コミュニティセンターへの太陽光発電はどのような考えでいるか、お聞きしたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、建設を予定しておりますコミュニティセンターの太陽光発電の導入でございますが、新しいコミュニティセンターには現在実施計画を策定中でございます。昨年度策定した基本計画にも、太陽光発電は設置する計画をしております。今年度策定予定の実施計画でも設置をする予定であります。現時点では、大きさが10キロワット予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 答弁ありがとうございました。太陽光発電は新コミュニティセンターに設置する計画とのことで、安心いたしました。あれだけの建物で、年間の維持費は莫大な金額になると思いますし、災害発生時の停電時には、避難場所として電気があるというだけで、テレビの情報収集や携帯の充電、大きな成果を上げられるのではないかと想いました。

本来は行政区の集会所に太陽光パネルと蓄電池があればベストだと思いますが、当面は災害発生時の停電対応は発電機で対応していくしかないのか。建物の老朽化や費用対効果などを考えて、総合的に今後検討していくしかないと私も思いました。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

延会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 明日3日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

延会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて延会いたします

（午後 2時47分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和7年第248回滑川町議会定例会

令和7年9月3日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員(14名)

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上	邦久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮	俊明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本	幾雄	議員	9番	赤沼	正	副議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稻村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聰
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 書記	大林具視 島美咲
--------------	-------------

録

音 早 川 裕 美 子

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願ひします。

ご着席願います。

開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各員には、第248回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

西宮俊明議員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位5番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔12番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明、議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

質問事項1、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館へのエアコンの設置状況、宮前小学校の体育館の建て替え計画と避難所としての整備計画について。

福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館へのエアコン設置が進んでいます。物価高騰の諸事情で予想できなかった困難が立ちはだかる中、設置が完了すると聞いています。全国の小中学校のエアコンの設置率は、令和5年9月議会で質問した時点では11.9%でした。ここ数年で急激に増え、最新の調査の令和7年5月1日現在で22.7%になっています。いずれにしても、埼玉県、また全国の先駆を切る設置が無事終了することを祈ります。

また、文化スポーツセンターのロビーに新設されたエアコンが、今年6月に稼働しました。文化スポーツセンターも町の指定避難所でもあり、防災体制の大きな進展となりました。私も早速見学に行きました。テニスで汗を流した方が快適に休める場所となり、熱中症予防の観点でも本当に助かりますとの感想をいただきました。さらに、町民の方から寄せられた、快適な場所なので、町が公共施設で進めているクールステーションとともに、子どもたちが気軽に集える機能も果たせるようにしてもらえないかという声を教育委員会に伝えたところ、子どもたちが勉強、読書しやすいように、机、椅子が設置されました。即座に対応していただき感謝いたします。

このような状況下で、宮前小の体育館については建て替えが喫緊の課題であることを理解しています。今年3月議会で町民の皆様の切実な声として、建て替えまで年数がかかるのであれば、今ある体育館にエアコンの設置をしてはどうかと質問をさせていただきました。それに対して、現状を維持させたまま避難所として整備をするか、建て替えをして避難所整備するか、目標年度も含めて検討するという答弁をいただきました。

体育館建て替えにも、エアコンの設置にも多大な費用がかかり、町も困難な判断を迫られていることを承知しております。児童、保護者をはじめ、宮前小関係者の关心も高く、現在の検討の進捗状況をお聞かせください。

、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館のエアコン設置へ向けての進捗状況を教えてください。

、宮前小学校体育館の建て替えやエアコンの設置に向けての検討状況を教えてください。

質問事項の2、滑川町の公共施設等のトイレ整備状況について。令和6年12月議会において、バリアフリーのまちづくりについて質問させていただきました。滑川町は今後も障害に配慮した総合的なまちづくりを推進するという方針にのっとり、関係部署が連携を図っていくという趣旨の答弁をいただきました。そして、公共施設の整備に当たっては、町は第5次総合振興計画に基づき、特にあらゆる人が暮らしやすい環境に配慮したバリアフリー化に努める。多目的トイレの設置については、通称バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、トイレそのものだけではなく、駐車場や出入口、施設の利用全般において、車椅子使用者が快適に利用できる施設の整備に努めるという方針を示していただきました。そして、7月には福祉センターが開所しました。多目的トイレも快適に使用できるトイレとなっています。今後建設が待たれる新コミュニティセンターにおいても、細かい基準に沿った多目的トイレが設置されます。

そして、今回は新設ではなく、現在ある公共施設等の多目的トイレと通常のトイレについて質問させていただきます。車椅子使用者やその介助者の方々から要望を受け、一緒に現場を見に行き、健常者ではなかなか気がつかない課題があると分かりました。また、通常のトイレについても、今まで町民の皆様から寄せられた声を踏まえて質問させていただきます。

トイレの整備は、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながります。課題を全て今すぐ解決することは難しいということは、今回、要望をお寄せいただいた方々も理解されています。具体的に、新しく町に施設ができるときには、今までの課題をクリアして表示なども分かりやすくして、いろいろな人が助かる施設を造ってもらいたいと思いますというコメントをいただいている。町の取組が少しでも前進することを願い、課題の列挙になりますが、質問させていただきます。

、図書館の多目的トイレは床に段差があり、出るときに自力で上がる事が困難である。改善は可能でしょうか。

、総合体育館の多目的トイレは、ドアがアコーディオンカーテン仕様で使いづらい。改善は可

能でしょうか。

、総合運動公園内に多目的トイレがあることはありがたい。水洗が足で踏むタイプで、少し強めに踏まないと水が流れないで、介助者がいないと使用が難しい。改善は可能でしょうか。

、コミュニティセンターの各階に多目的トイレがあるのはありがたい。水洗が総合運動公園と同様に足で踏むタイプであり、介助者がいないと使用が難しい。改善は可能でしょうか。

、福祉センターの多目的トイレは、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、車椅子使用者が快適に使用できる設備となっています。これを踏まえて、町民の方々の率直な声です。福祉センターの多目的トイレについて町民に広報してもらいたい。車椅子使用者の方が気軽に使用できるように掲示などもしていただくとありがたい。滑川まつりなどの町の行事の際にも広報して使用できるようにしてもらいたい。このような声を生かして、実現可能なことをお聞かせください。

、公設民営学童施設の中で、受入れ人数と比較してトイレの数が少なく、改善を望む声が、子どもたち、保護者、運営者から上がっている。改善が可能でしょうか。具体的には、第2学童、受入れ人数56名、男子トイレは小便用便器1、洋式トイレ1、女子トイレは洋式トイレ1、和式トイレ1。この夏休みもほとんどこの人数が毎日のようにこの施設を利用したということです。トイレを増やす大規模改修は難しいと思いますが、女子和式トイレを洋式にしていただくことは可能でしょうか。

、産業振興課所管のトイレについての状況をお聞かせください。町民の声としては、車椅子使用者が伊古の里農家レストランを利用するように、多目的トイレを設置してもらいたいという要望を聞いていますが、可能でしょうか。

、公共施設ではないが、つきのわ駅のトイレの洋式化を望む要望がありますが可能でしょうか。現在、男性用個室は和式のみ、女性用は洋式と和式の計2、男性用と女性用の間に多目的トイレが1基設置されています。

質問事項3、動物愛護の環境整備について。動物を大事にする心を育むことは大切なことであり、そのための環境整備は必須であります。また、子どもたちは動物愛護教育を通して命の貴さを学び、動物とのよい関わり方を知り、自他の命を大切にすることを学びます。滑川町の動物愛護の環境整備がさらに推進されることを願い、質問させていただきます。

、子どもたちの動物愛護教育がどのように取り組まれているか教えてください。

、環境課に寄せられる動物に関する相談の内容や頻度を教えてください。

、滑川町さくらねこ無料不妊手術事業（飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、殺処分となってしまう命を減らすとともに、増え過ぎてしまった猫による被害の発生を防ぎ、快適な生活環境の促進を図る）の現在までの実績を、捕獲機の貸出状況と併せて教えてください。

毎月のチケットの数を増やしていくだけないかという要望がありますが、可能でしょうか。また、

細かいことで恐縮ですが、チケット交付申請書に写真を添付することが難しいことがあるという声がありますが、どのように対処しているか教えてください。

、町道等に犬、猫の死体があったとき、環境課に連絡をして対応を依頼しますが、どのような手順で対応しているのか。連絡が入る頻度と併せて教えてください。

事前にペット所有者から行方不明情報が寄せられている場合、見つかった動物が所有者のペットであった可能性がある場合には、連絡をしていると聞いています。そのような状況のときにマイクロチップリーダーを活用し、所有者確認の効率化を図っている自治体が増えているという報道があります。滑川町でもマイクロチップリーダーの導入、活用はできないでしょうか。

、町は節目節目に様々な啓発事業を実施していますが、動物愛護週間にパネル展などの啓発事業を実施できないでしょうか。

以上になります。よろしくお願いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館へのエアコンの設置状況、宮前小学校の体育館の建て替え計画と避難所としての整備計画についてのうち、 、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館のエアコンの設置に向けての進捗状況についてと、質問事項2、滑川町の公共施設等のトイレ整備状況についてのうち、 、コミュニティセンターの多目的トイレの改善についてと、 、福祉センターの多目的トイレの広報についてと、 、つきのわ駅のトイレ用式化についてを稻村総務政策課長に、質問事項1、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館へのエアコンの設置状況、宮前小学校の体育館の建て替え計画と避難所としての整備計画のうち、 、宮前小学校体育館の建て替えやエアコン設置に向けての検討状況についてと、質問事項2、滑川町の公共施設等のトイレの整備状況についてのうち、 、図書館の多目的トイレの改善についてと、 、総合体育館の多目的トイレの改善についてと、 、総合運動公園内の多目的トイレの改善についてと、質問事項3、動物愛護の環境整備についてのうち、 、子どもの動物愛護教育についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、滑川町の公共施設等のトイレ整備状況についてのうち、 、公設民営学童施設のトイレの改善についてを宮島福祉課長に、質問事項2、滑川町公共施設等のトイレの整備状況についてのうち、 、伊古の里農家レストランの多目的トイレの整備についてを服部産業振興課長に、質問事項3、動物愛護の環境整備についてのうち、 、環境課に寄せられる動物に関する相談の内容や頻度についてと、 、滑川町さくらねこ無料不妊手術事業の現在までの実績、捕獲機の貸出状況等についてと、 、町道等に犬、猫の死体があったときの対応及びマイクロチップリーダーの導入、活用についてと、 、動物愛護週間にパネル展などの啓発事業の実施についてを関口環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稻村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館へのエアコンの設置状況、宮前小学校の体育館の建て替え計画と避難所としての整備計画のうち、 、工事の進捗状況でございますが、各学校の体育館は指定避難所となっており、空調整備をするために総務政策課で工事を行っております。繰越事業であった設置工事設計業務は完了いたしました。現在は、工事の施工に向けて9月5日に入札を行い、請負業者が決定次第、今議会に工事請負契約の締結についての議案を追加で提出させていただく予定でございます。

また、全国的に緊急防災・減災事業債を活用した指定避難所の空調整備を進めていることから、製品の需要が高まっております。発注から納品まで約6か月は要することから、本年度の完成がぎりぎりとなっております。製品の納期や社会経済状況の変化が生じ、変更が必要な場合は、その都度議会にも説明してまいります。

質問事項 2、滑川町の公共施設等のトイレ整備状況についてのうち、 、コミュニティセンターの多目的トイレの改善についてお答えいたします。コミュニティセンターは昭和54年に完成し、46年が経過するところでございます。コミュニティセンターは、1階と2階にそれぞれ多目的トイレを設置しております。いずれの多目的トイレも、西宮議員ご指摘のとおり、足でボタンを踏み、水を流すタイプであり、使用者にとってはご不便をおかけしていることを申し訳なく思っております。施設が老朽化しているため、バリアフリーの基準を満たす改修工事は給排水の水回り、電気配線等の工事が必要となります。また、面積要件をクリアするには大規模な修繕が必要となり、大変に困難な状況でございます。施設には指定管理者のシルバー人材センターの職員が常駐しております。ご不便があればお声がけをいただき、支援できる体制は取っております。なお、今後、新しいコミュニティセンターには、誰もが利用しやすいトイレとなるようしっかりと対応してまいります。

次に、 、福祉センターの多目的トイレの使用についてでございます。福祉センター C O C O N A のトイレの利用は自由に使用していただけます。このトイレの広報につきましては、既にレイアウト等を掲載しております。今後、再度掲載するか、また検討させていただきたいと思います。また、施設への表示につきましても再度検討させていただきたいと思います。

福祉センター C O C O N A は、役場庁舎の増築として建設をいたしました。役場は平成28年の個人番号マイナンバー制度の運用開始に伴い、個人情報等の情報漏えい等に対しての罰則が強化されました。このことから町では、マイナンバー制度が開始する前の平成27年12月に、役場内の情報セキュリティーを強化する観点から、役場内の利用方法を様々検討いたしました。その中の一つとして、職員が不在時の閉庁時の庁舎内への職員以外の立入りを原則禁止といいました。これは個別に文書等を管理するのは経費等の問題もあり困難であり、役場庁舎を丸ごと一体としてセキュリティー強化することで対応することとしたものでございます。

今回ご質問いただいた福祉センター C O C O N A におきましても、役場施設の一部との考えに基

づくと、役場の本町舎と同様に考え、原則使用禁止となります。しかし、滑川まつりやさくらまつり等の役場周辺を一体的に使用するイベントの際は、職員の配置等を配慮すれば福祉センターのトイレのみを開放することは、物理的には可能でございます。ただし、トイレのみ使用することを可能にした際のスタッフの配置等の課題を整理することが必要であり、今後、主催者である実行委員会と協議してまいりたいと思います。

次に、つきのわ駅トイレの洋式化についてお答えいたします。東武東上線つきのわ駅は、平成14年に開設し、現在、男性用個室で和式が1基、女性用個室で洋式と和式がそれぞれ1基の便器が設置されております。これとは別に、多目的トイレに1基設置されております。東武鉄道に確認したところ、現時点で全てのトイレを洋式化する予定はないとの回答をいただいております。

町は、東上線東松山・寄居間利便性向上推進協議会に参画し、駅利用者及び地域住民の福利増進のため、東上線東松山・寄居間の複線化に向けた環境整備、そのほか動線の利便性のさらなる向上に資する取組を進めております。

毎年、幹事自治体である小川町を中心に東武鉄道に対し要望活動を実施しており、昨年度は複線化の延伸をはじめとした20項目に及ぶ要望書を提出いたしました。そのうちの一つとして、埼玉県福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえた、みんなに親しまれる駅の実現に向けた駅舎内の環境整備を挙げております。今後も、今回いただいたご意見も踏まえ、駅利用者の利便性向上のため、駅舎内のトイレの洋式化についても再度要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項の1の質問、宮前小学校体育館の建て替えやエアコン設置に向けての検討状況について答弁をさせていただきます。宮前小学校の体育館については、現在、建て替えの方向で計画が策定されています。計画については、当初プールとの併設を予定していた造成計画の見直しから始まり、伐採、伐根、埋蔵文化財の発掘調査、造成工事、実施設計、建築工事と各段階があり、国庫補助金を活用しての建設設計画となっております。計画期間については、順調に進捗して3年から4年はかかるものと想定し、補助金採択や文化財の調査結果次第では、さらに期間が必要になることも考えられます。

教育委員会事務局としても、予算措置により早期の事業着手を望んでいますが、町の財政事情、現在進行中の各種事業計画等を鑑みると、喫緊での着手は困難であると想定しています。特に現在町では、令和8年度から9年度にかけてコミュニティセンターの建設が控えているため、先ほどお話しした新たな体育館の建て替え計画に着手するのは、令和10年度ぐらいになるのではないかと想

定しています。そこから、先ほどお話しした3年から4年の計画期間であるため、予算措置状況により前後することがあるかとは思われますが、令和12年度から13年度を目途に新体育館の建設を進めていくこととなります。それまでの期間は、既存の体育館の機能維持を行い、修繕等を施しながら、使用可能な状態を保っていく必要があります。

また、新たな体育館が完成するまでの期間、熱中症対策や他校との公平性の確保及び避難所の機能の充実といった観点から、町長の指示を受け、現在、宮前小学校の体育館にも空調設備の設置を検討しておりました。その結果、あくまでも本設の空調設備ではなく、建て替えるまでの間の暫定的な空調設備といった位置づけにはなりますが、新たに開発されたスポットクーラーと本設の空調設備の中間的な性能を有したユニット型の空調設備の設置を既存の体育館に設置することを現在考えております。こちらについては総務政策課の防災担当とも連携し、福小、月小、滑中の体育館に設置する空調設備と同様、緊急防災事業債の活用も視野に入れ、可能な限り早期の設置に努め取り組んでまいります。

次に、質問事項2の質問の、図書館の多目的トイレは床に段差があり、出るときに自力で上がる事が困難である。改善は可能かのご質問に答弁をさせていただきます。体育館の多目的トイレの床は、西宮議員のご指摘のとおり、図書館の床面から三、四センチ下がった位置となっており、出入口で段差を生じています。この段差を改善するため、敷居全体にスロープを設置し、段差の解消に努めたいと考えています。ただ、入り口のドアについては、スライド式のつり戸になっており、トイレの内側に設置してあるため、つり戸の移設もしくは交換が必要になると見込んであります。改修工事について、その方法や必要経費を改めて確認し、その後、予算状況が確認でき次第、着手してまいります。

次に、質問の、総合体育館の多目的トイレは、ドアがアコーディオンカーテン仕様で使いづらい、改善は可能でしょうかのご質問に答弁をさせていただきます。総合体育館の多目的トイレの扉は、トイレの設置箇所及び開口面積を確保する都合上、引き戸や開き戸の設置が困難であり、現在のようなアコーディオンカーテン仕様となっています。仮に扉本体を改修するにしても、やはりアコーディオン形式や折り畳み型の扉となり、使い勝手としてはあまり向上しないのが現状です。

総合体育館は昭和54年当時の設計水準の建築物であり、現在のバリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠したものではありません。また、トイレに設置された設備も当時のものであり、現在の視点から見れば配慮の足らないものもあるかと思います。先ほどの図書館についても同様ですが、指摘を受けた箇所については、既存施設及び設備の状況、費用対効果、予算措置等を勘案し、可能な範囲での修繕及び改善を図ってまいります。また、当該施設の建て替えや大規模改修のときには、今回の指摘に留意した新たな整備をしてまいりたいと考えています。

次に、質問の、総合運動公園内管理棟に多目的トイレがあるのはありがたい。水洗が足で踏むタイプで、少し強めに踏まないと水が流れないで、介助者がいないと使用が難しい。改善は可能

でしょうかのご質問に答弁をさせていただきます。

今回、一般質問の通告におけるご指摘を受け、当該箇所を確認したところ、足踏みスイッチにごみ詰まりやさびの発生が見られ、動きが悪くなっています。そこで、直ちにこれらの除去作業を行ったところ、スイッチの動きはスムーズになり、軽く触れれば水が流れるように改善することができました。また、その後の使用に関しても、現在問題がないことを確認できていますことを、この場を借りてご報告させていただきます。

今回、スイッチの形式や位置の変更といった大がかりな改修はできませんでしたが、このように修繕の方向で対応させていただきました。ご指摘、大変ありがとうございました。

管理棟についても定期的に清掃作業を行ってはありますが、今回のような作動不良も含め、ほかの教育施設や設備に関してお気づきの点がございましたら、担当窓口までお話ししていただければ、可能な限り早急に対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、質問事項3、動物愛護の環境整備についての質問、子どもたちの動物愛護教育がどのように取り組まれているか教えてくださいに答弁をさせていただきます。動物愛護教育は子どもたちの情操を豊かにし、生命尊重の精神や思いやりの心を育む上で重要な意義を持ちます。動物との関わりを通して、責任感、社会性、協調性、忍耐力などを養うことが期待できます。また、動物の命を大切にすることを学ぶことで、自分自身の命や他者の命も尊重する心を育むことができます。

学習指導要領では、動物愛護教育は小学校の理科、生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで生物の観察や飼育活動を通して実施されます。また、中学校では理科や道徳の時間において、生物や生命現象について科学的な見方や考え方を養うと同時に、常に生命尊重の視線を忘れずに知識、理解を深めるよう指導することが示されています。

本町の小中学校でもこれらに基づいた学習活動を各校で取り組んでおり、小学校では昆虫や植物の観察、飼育、栽培活動を通して、成長の過程や体のつくりを理解し、生物を愛護する態度を育んでいます。また、身近な動植物との触れ合いを通して、自然への関心を高め、生命を尊重する心も育んでいます。町内小学校3校では、国の天然記念物で町のシンボルでもあるミヤコタナゴを実際に飼育することで動物愛護教育を実践しています。

小学校における動物の飼育状況ですが、昨年度に実施した文部科学省の調査によると、全国の約6割の学校で所有したり、貸出しを受けたりして動物を飼育しています。ただし、近年では飼育に対する課題もあり、鳥インフルエンザの発生、動物アレルギーがあって飼育活動に携われない子どもへの配慮、教職員の負担軽減、さらには適切な飼育管理下で必ずしも維持されないといった動物愛護の観点から、学校での飼育は適していないなどの意見も出ているようです。

このような状況ではありますが、昨年の永岡文部科学大臣の記者会見で、デジタル化が進展する時代であるからこそ実体験からの学びも重要である、児童が生き物への親しみを持ち、命の貴さを実感するために学校における継続的な動物飼育を行うことは、やはり意義があると発言をしていま

す。町としても子どもたちの体験を通した学びを大切にしています。動物や植物を育てるという命に関わる直接的な体験を通した学びは、子どもたちの心の成長にとって大変重要なことだと考えます。他者を思いやり、命の大切さを学ぶ教育を、動物愛護教育を通して今後も継続して各校で実践してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、西宮議員の質問事項2、滑川町の公共施設等のトイレ整備状況についての、第2学童のトイレの改修について答弁いたします。

ご質問にございます第2学童は、月の輪小学校の校舎内にある学童保育所でございます。西宮議員のご質問にあるとおり、施設内のトイレは、男子トイレが小便器1基、洋式が1基、女子トイレは洋式、和式がそれぞれ1基ずつとなっております。受入れ人数も多く、トイレの基数自体も決して足りている状況とは言い難い状況ではございますが、トイレの基数を増やすとなると予算やスペースの問題もあり、難しい状況でございます。しかしながら、和式トイレの洋式化につきましては、昨今の生活様式や公共及び民間施設のトイレの設置状況もほとんどが洋式であることを鑑みるに必要であると考えておりますので、来年度の予算で検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、西宮議員さんの質問事項2、滑川町の公共施設等のトイレ整備状況についてのうち、車椅子使用者が伊古の里農家レストランを使用できるように、多目的トイレ設置の要望についてを答弁させていただきます。

伊古の里農家レストランにおける建物の構造上、現段階で早急に改修工事を行うことは難しいと考えております。平成21年に新築され、オープンしてから16年経過しており、時期は未定ですが、将来的には施設の改修工事が想定されております。そのようなときが来たときへの要望事項として賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、西宮議員さんからのご質問、動物愛護の環境整備についてのご質問のうち、環境課に寄せられる動物に関する相談の内容、頻度について答弁をいたします。

最も多く相談が寄せられますのは、アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による家屋被害についてでございます。対応といたしましては、業者紹介や箱わなの貸出しを行っております。特に繁

殖期である3月から5月は多く、月10件程度の問合せがございます。また、蜂の活動が活発になります7月、9月においては、自宅に蜂の巣ができてしまったという相談が週に一、二件ございます。私有地は所有者の責任において対応していただいているため、業者を紹介しております。そのほかに年一、二回でございますが、多くの猫を飼っている方のご近所からの苦情や、巣から落ちた鳥のひなを見つけたというようなこと、また犬のふんについての苦情もございます。

続いて、さくらねこ無料不妊手術事業行政枠の実績についてですが、令和5年6月議会で回答したとおり、町では令和5年1月から公益財団法人どうぶつ基金によるさくらねこ無料不妊手術事業行政枠に参加し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術無料チケットの配布を実施しております。この制度は、1988年、横浜市で設立された非営利の民間動物愛護団体、公益財団法人どうぶつ基金が主体となり、過剰繁殖で殺処分されようとしている日本各地の野良猫の不妊手術や、僅か3年の間に2匹の猫が100頭近くに増えてしまい崩壊した家庭の救済活動を行うもので、活動資金は全て民間からの寄附によって成り立っております。

このどうぶつ基金の活動の基軸は、さくらねこ無料不妊手術事業です。この活動の流れは第一に捕獲し、次に不妊去勢手術、最後に元の場所に戻す。そして、不妊手術をした印として、猫の耳先を桜の花びらのようにV字型にカットするものです。これによって繁殖の防止、地域猫をさくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主がいない猫の苦情や殺処分の減少に寄与するものでございます。町では、ホームページのほか、広報においても周知をしております。また、相談にあった方に対して個別に説明をしております。

続いて、さくらねこ事業の実績でございますが、令和4年度の使用枚数は計3枚で、内訳は雄1枚、雌2枚でございます。また、捕獲機の貸出しはございませんでした。令和5年度の使用枚数は合計8枚で、内訳は雄3枚、雌5枚でございます。また、捕獲機の貸出件数は6件ございました。令和6年度の使用枚数は合計19枚で、内訳は雄6枚、雌13枚、また捕獲機の貸出件数は4件でございます。令和7年度7月末までの使用枚数は合計2枚で、内訳は雄2枚でございます。捕獲機の貸出しはございません。

利用チケットについてでございますが、現在チケットの利用見込みとして、毎月3枚を公益財団法人どうぶつ基金へ申請しております。月によっては1枚も利用希望者がいないときもあるのが現状ですが、早めに相談をいただければ、多めの枚数を希望して申請も可能でございます。また、写真添付についてでございますが、交付申請時に難しい場合は、実績報告時に手術前、手術後の写真をまとめて提出いただくなど柔軟に対応しております。

続いて、町道等に動物の死骸があったときの対応について答弁をいたします。町道や町有地の場合には、発見者から連絡を受け、委託業者である滑川環境保全に回収を依頼いたします。委託業者は回収後、小川地区衛生組合に搬入いたします。委託業者の対応については、平日は8時半から16時まで、土日、祭日については8時半から15時までとなっております。回収に係る委託料は1

頭当たり3,850円でございます。上記以外の時間や道路以外の町有地、水路、公園等については、職員が基本的には環境課で回収をしております。そして、小川地区衛生組合へ搬入し、焼却処分をしております。

職員による回収実績は、令和5年度35頭、令和6年度31頭、令和7年度7月までは9頭でございます。委託業者の実績は、令和5年度79頭、令和6年度84頭、令和7年度7月まで34頭、また県道、国道の場合には、車通りも多く危険なため、発見者より詳細な場所を聞き取り、東松山県土整備事務所へ回収を依頼しております。県土の委託業者が回収し、町が小川地区衛生組合へ搬入し、焼却処分をしております。

続いて、マイクロチップリーダーについての導入でございますが、令和4年4月からブリーダーやペットショップなど販売業者には、マイクロチップの装着が義務化されております。少しづつではありますが、町内にも装着されている畜犬は増加しております。また、行方不明時や災害時など飼い主の情報が把握しやすくなると思われるため、近隣市町村の活用状況を参考に今後検討させていただきたいと思っております。

次に、動物愛護週間に啓発活動を実施についてでございますが、ご指摘いただいております動物愛護週間とは、動物愛護管理法に、広く国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようするため動物愛護週間を設けると規定され、期間についても9月20日から9月26日と定められているものと認識をしております。町においても、今後ポスター掲示などを行い、周知と広報、啓発等できることを検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 丁寧な答弁を大変にありがとうございます。再質問という形はございません。最後に要望等を何点か述べさせていただきます。

3 小中学校の体育館のエアコン設置については、2年間の紆余曲折がありましたが、最終的に大塚町長の英断がなければ実現しませんでした。心から敬意を表します。様々な公共工事が物価高騰、異常気象等の影響で予定どおり進まないという報道を耳にします。その中で着々と進めていただき感謝いたします。

宮前小体育館は建て替えが前提となると理解しました。その上で建て替えまでの間、空調関係については何も手をつけないというのではなく、ユニット型の新たな空調機器の設置を考えているということで、大変ありがとうございます。防災・減災事業債の活用などもできて、一日も早い設置ができるることを願います。

質問事項2、課題の列挙のような質問に一つ一つ丁寧に答弁をいただき、ありがとうございます。また、中には、私が相談を受けた町民の方と役場職員が一緒に現場を見に行って、私も同行させていただきましたが、じかに課題や要望を聞いていただいた箇所もありました。滑川町のトイレ環境

が少しづつでも、より改善していくことを望みます。

質問事項3ですが、小学校3校ではミヤコタナゴを飼育し、里山プロジェクトなど様々な機会に国の天然記念物、町のシンボルであるミヤコタナゴについて学んでいることは、滑川町ならではのすばらしい取組であり、さらに充実していくことを望みます。

さくらねこ不妊手術事業のチケットが、少しづつでも増えていることが分かりました。環境課でも問合せがあったときに町民に寄り添って柔軟に対応していただいていることが分かり、ありがとうございます。

動物の死骸があったときの対応について、委託業者の滑川環境保全との連携、また状況によっては環境課職員が出向いていくなど、大変な作業であり、頭が下がる思いであります。いずれにしましても、一つ一つの質問に丁寧にご答弁いただき感謝いたします。

私の質問は以上で終わります。大変にありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時5分とします。

休 憩 （午前10時49分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

阿 部 弘 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位6番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、こども誰でも通園制度の条例化についての質問です。一時預かり事業について、2024年の児童福祉法の法改正で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった入児または幼児に加えて、子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる入児または幼児が新たな対象とされました。

近年、保育所等を利用していない家庭における育児不安、育児負担感が高まり、保護者への突発的な事情や乳児への心理的、身体的負担感の軽減などのニーズが高まり、その受皿の必要性が強まっています。町における一時預かり事業の実態についてお尋ねします。

、利用状況、保護者の就労目的、緊急性、保護者のリフレッシュ等の目的の割合、 、事業の実施類型、 、職員の配置基準、 、運営費と利用料。

2026年4月から、こども誰でも通園制度が全ての市町村で始まります。利用者はゼロ歳6か月か

ら3歳未満で、保育所等を利用していない子どもが対象となります。今後、町は基準を定め、条例をつくり、事業者を募り、利用者を募集するなどの対応が求められます。これまで行ってきた一時預かり事業との関連性をどのようにお考えですか。また、条例等の準備状況についてお伺いします。

業者からは、採算が取れるのか、また新たな保育士が確保できるのか、一時預かり事業との関係性はなど、不安の声が上がっております。国が示した基準や利用方法では適切な保育の提供が困難です。また、財政措置が不十分、通常保育などに支障が出るなどの問題点が指摘されています。さらに、その費用を健康保険料に上乗せする問題も大きな問題です。

12月議会で条例案が提案、審議が行われるという状況下で、よりよい制度のため、以下について町のお考えをお伺いします。

、町から国に対して次の項を要望すること。子どもに適切な保育を提供できるように基準、人員配置、設備を引き上げること。保育単価を引き上げると同時に、基礎的な経費を保障すること。町への補助制度を充実させ、町の権限を保障すること。

、町は事業者や保護者との協議の場を設け、地域の子育て環境の改善に努めること。

、保護者へのニーズの調査を行い、ニーズ量を踏まえて具体的な実施について検討すべきです。

、利用方法は、定期利用を基本に一般型（専用室）にすべきです。

、この制度は通常保育よりも保育者の負担が重くなります。町の判断で国が示している基準よりも引き上げること。

、障害のある子や医療ケア児を受け入れる場合、国の基準を上回る基準を条例で定めること。

2つ目ですが、埼玉県の1歳児加算要求の廃止を求め、国独自の保育士加配事業の検討を。政府のこども未来戦略は、2025年度から1歳児について6対1から5対1への改善を進めるとして、職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに1歳児配置改善加算を措置し、令和7年度予算で109億円を見込みました。ところが、この配置改善加算には条件がついています。

、処遇改善等加算、業務においてICTの活用を進めている。施設、事業所の職員の平均経験年数が10年以上という内容です。

埼玉県は、この国の改善措置以前から、1歳児保育について何ら条件なく、これまでの国の基準を上回る4対1の基準を可能にする補助事業を行ってきました。ところが、2025年、国の改善措置を受けて、県は国が求める要件のうち、平均経験年数10年以上を除く、処遇改善等加算を全て取得、ICTの活用を要件としました。

これに対して埼玉県私立保育園連盟は、「新たな要件により多くの園が登降園管理などのICT導入をしていないなどの理由で、これまで実施してきた4対1の保育配置ができなくなる」と補助要件の撤廃を求めております。特に必須条件とされている登降園管理については実施していない園が多く、このままでは保育基準を国基準の6対1に戻さなければならなくなる園が出てしまします。

このままでは、全国に先んじて行ってきた埼玉県の1歳児への保育士加配事業が崩れてしまいか

ねません。町は、このような県が改めて設けた要件を撤廃するように県に求めるべきではないでしょうか。仮に県の要件が撤廃できない場合、町独自の事業として保育士の加配を行える新たな事業を検討していただきたい。町のお考えをお聞きいたします。

3、平和事業のさらなる発展をということで、町長は、2013年7月に平和首長会議への参加、今年5月には新たに日本非核宣言自治体協議会に加入し、今年も平和啓発活動として、ピースバスツアー、戦争と平和を考える2025写真パネル展、平和の絵コンテストなどの活動。また、広報8月号では、戦後80年特集として、元町長の上野昇氏の体験談を掲載し、戦争を知らない世代への啓発事業を行っていることに敬意を表するものであります。

このように、他に先駆けた平和事業を進めている町に、これらの活動をもう一步前に進めるため次のことをお願いします。

、平和首長会議が推進する核兵器禁止条約の早期締結を求める署名を役場など町施設に設置し、町民に協力を仰ぐこと。

、平和首長会議で進めている被爆アオギリの植樹の検討を。

被爆80年の今年、日本政府に対して、広島平和宣言では、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバー参加をすることを求め、長崎平和宣言では、核兵器禁止条約への署名・批准を求めました。大塚町長も平和首長会議と日本非核平和都市宣言自治体協議会に参加する町長として、政府に対し同様の要求をすることを求めます。

また、これまでお願いしております、、非核平和都市宣言文の庁舎以外への掲示、、福田の戦跡である地下軍事工場跡を町戦跡への指定、、最近、千葉市が開設したようなデジタル平和資料館の開設なども引き続きお願いするものであります。

最後に、給食無償化への国への要望を、給食調理を町独自調理への移行をという課題です。滑川町は、全国に先駆けて2011年4月から町独自で給食費の無償化事業を行ってきました。子育て家庭に対する経済的支援として大変喜ばれ、働き盛りの子育て層の人口流入、人口増加につながりました。町長の誇る持続可能性のある町をつくった要因の一つだと思います。

町の施策は人口減少で苦しむ他の自治体から注目され、毎年のように他自治体から来町し、2012年から43もの視察が行われております。そして、公立小中学校の給食を無償化している自治体が、2023年9月時点で全国の3割に当たる547に上り、6年間で約7倍に増えたことは、当町の大きな貢献であったと考えます。

さらに、このような自治体の動きに押されて、今年2月、政府与党と日本維新の会は、2026年度から小学校給食の無償化を行い、さらに中学校での無償化に向かうという3党合意が行われたことが伝えられています。これは、国民からの教育は無償という憲法に基づく国の責任を求める声と、当町をはじめ多くの自治体からの要望が実った大きな一歩であると考えます。その実現と具体化という面で、町から国に対して次のことを申し入れることを要望いたします。

2026年度から小学校の全国一律無償化を実施すること。無償化の対象になる学校については、公立、私立など問わず全ての子どもを平等、公平に対象にすること。財源については、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金の活用等でなく、無償化に伴う独自の予算を組むこと。中学校への無償化を速やかに実施すること。給食費の単価については、子どもたちの成長発達に必要な食材が十分調達できる金額を保障すること。食物アレルギーのある子や不登校の子など完全給食を喫食できない子についても平等、公平の観点から見合った補助を行うこと。

国の給食費無償化事業を機に、学校給食製造の自校方式または町独自の製造方式の実現を求めるものであります。米だけでなく、野菜など町で作られた食料を給食を通じて、町の子どもたちが食べる地産地消が給食分野で実現できることになります。子どもの食育、町の農業を元気にすることができる事業になると考えます。町のお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、こども誰でも通園制度の条例化についてと、質問事項2、埼玉県の1歳児加算要件の廃止を求め、町独自の保育士加配事業の検討についてを宮島福祉課長に、質問事項3、平和事業のさらなる発展についてを稲村総務政策課長に、質問事項3、平和事業のさらなる発展についてのうち、広島平和宣言・長崎平和宣言と同様の要求を町長として政府に要求することについてを大塚町長に、質問事項4、給食費無償化への国への要望を、給食の調理を町独自調理への移行についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

まず、質問事項1、こども誰でも通園制度の条例化についてでございますが、一時預かり事業についてのご質問もございますので、初めに、一時預かり事業についてお話をさせていただきます。

一時預かり事業は、保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難になる場合がございます。また、核家族化の振興や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減化するための支援が必要とされていることから、こうした事情に対応するために、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において児童を一時預かりすることで安心して子育てができる環境を整備し、もって福祉の向上を図ることを目的とする事業でございます。

実施方法は、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型と4つの方法がございますが、本町では一般型と幼稚園型で事業を実施しております。

一般型は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、または駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施することとされ、主として、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児が対象で、設備の基準、保育の内容

及び職員の配置は、児童福祉法施行規則に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守することと定められています。

また、幼稚園型は、幼稚園または認定こども園で実施することとされ、主として幼稚園等に在籍する満3歳児以上の幼児で、教育時間の前後、または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者を対象としています。こちらも一般型と同様に、設備の基準、保育の内容及び職員の配置は、児童福祉法施行規則に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守することと定められています。

ここで、お尋ねの町の一時預かり事業の実態について、令和6年度実施状況になりますが、お答えをさせていただきます。まず、令和6年度は幼稚園型のみの実施となっております。

の利用状況でございますが、88%の方が仕事を理由に利用されており、残り12%の方が急な育児のために利用されております。

の事業の実施類型は、先ほど述べさせていただきましたが、本町では一般型と幼稚園型を実施しておりますが、令和6年度につきましては幼稚園型のみとなっております。

、職員の配置基準につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定に準じ、一時預かり事業の対象とする乳幼児、幼児の年齢及び人数に応じて、保育士、幼稚園教諭の普通免許状を有する者、その他市町村長が行う研修を修了した者を置くこととし、半数以上は保育士または幼稚園教諭免許状所有者であることとし、2名以上でなければならないことから、本町においても同配置基準に準じて運用しております。

、運営費と利用料につきましては、保育の認定を受けた児童については、民営の幼稚園、認定こども園につきましては利用者から利用料を徴収いたしますが、国の補助基準額相当分は、後ほど町から償還払いでお返しをしております。運営費は利用料と補助金での運営となっております。

続きまして、こども誰でも通園制度についてお話をさせていただきます。こども誰でも通園制度は、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設され、令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から給付化されます。

制度創設は、近年、核家族化や共働き世帯の増加により、育児の孤立が深刻化していることが背景にございます。特に新制度の対象であるゼロ歳から2歳児のうち、約6割を占める未就園児の保護者の方は、社会との関わりは少なく、孤立や不安を感じやすく、悩みを抱えやすい状況です。こうした環境を改善し、保護者の育児負担の軽減と、全ての子どもの体験機会を確保し、育ちを応援することを目的とし、本制度が誕生いたしました。

制度の実施方法は、大きく一般型と余裕活用型の2つに分かれます。一般型は、定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて保育を行い、実施形態に応じてさらに3つに分類されます。

1つ目は、在園児との合同型です。保育施設に既に通っている児童と一緒に保育を行う方法でございます。子どもにとっては在園児と触れ合う機会が多い点が特徴です。保育施設の従来の定員にかかわらず、人員基準を満たせば受入れ定員を自由に設定できます。

2つ目は、専用室独立型でございます。在園児とは別の専用スペースを設けて保育を行う方法です。専用の職員が対応するため、従来の利用定員に影響はしません。職員と保育スペースが確保できれば、受入れ定員を自由に設定できます。

3つ目は、独立施設型です。保育園などに併設するのではなく、こども誰でも通園制度のみを実施する施設として運営する方法でございます。職員と保育スペースは運営基準を満たす必要があります。

余裕活用型は、利用定員に達しない保育施設が定員の範囲内で受け入れる方法でございます。合同で実施する一般型と同様に、子どもにとっては在園児との関わりが多いのが特徴です。また、職員確保が比較的容易と言えます。利用対象は、保育施設に在籍していないゼロ歳6か月以上3歳未満の子どもとなっておりますが、例外として企業主導型事業所以外の認可保育施設に通う子どもも利用することができます。また、6か月未満の子どもにつきましては、伴走型相談支援事業等の支援を受けることが想定されているため、対象外となっております。

対象となる施設につきましては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園などの保育施設を対象とし、多様な主体の参画を認める観点から、対象施設は限定しないこととされております。

なお、事業所が事業を行うには、家庭的保育施設と同様に市町村長による認可を必要とし、そのために子どもにとって安全安心な制度とするための適切な認可基準を設ける必要がございます。

利用可能時間は、現在、国は補助基準上限として子ども1人当たり月10時間を設定しておりますが、上限を超えた時間設定も自治体独自に設定することは可能となっております。

利用方法につきましては、施設や曜日、時間を固定した定期利用または自由利用とされておりますが、地域の実情に応じた選択や組合せが可能となっております。利用料金については、保護者が負担する利用料は、多くの自治体が1時間当たり300円程度に設定しており、世帯の状況に応じて減免制度もございます。また、利用料金には、障害児、医療的ケア児、要支援児童に関わる加算もございます。設備運営基準に関する基準につきましては、基本的には一時預かり事業と同様の設備運営基準で実施をされます。

また、一時預かり事業と、こども誰でも通園制度の違いについてですが、大きな違いとして、まず、こども誰でも通園制度は、全ての自治体で実施が必須となっていることでございます。また、利用条件では、一時預かり事業は保護者の就労や疾病等の理由が必要でございましたが、こども誰でも通園制度では、就労要件等なく、対象児童全てのご家庭が利用できるようになっております。さらに、こども誰でも通園制度では、利用時間に月10時間程度の条件が設けられておりますが、一

時預かり事業では定めはございません。

現在、本町でも事業実施に向け、国の基準に準拠した条例を制定すべく作業を進めております。令和8年4月1日からの事業実施のためには、12月議会に上程し、議員の皆様にお諮りさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、阿部議員からの質問にお答えさせていただきます。まず、町から国に対して次の項を要望することでございますが、町といたしましては、先ほど述べさせていただきましたが、当初は国基準に準拠した条例の制定を考えております。その後、事業を実施していく中で、議員が質問の中でおっしゃっていることや、それ以外にも町として国に要望していくようなことがございましたら、県を通す形になると思われますが、要望してまいりたいと思っております。

町は、事業者や保護者との協議の場を設け、地域の子育て環境の改善に努めることとの質問でございますが、町は定期的に保育所連絡協議会を開催し、こども誰でも通園制度についても説明及び協議を行ってきております。保護者との協議につきましては今まで行った例がございませんが、各施策や施設に対する意見につきましては現在も個別に対応しておりますので、本事業についても同様の対応とさせていただきたいと考えております。

保護者へのニーズ調査を行い、ニーズ量に踏まえて具体的な実施について検討すべきとの質問についてでございますが、第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、子育てや保育の状況及びニーズについて調査を行わせていただいておりますので、そちらの調査を参考にさせていただきたいと考えております。また、必要があれば、都度さらなる調査を行いたいと考えております。

利用方法は定期利用を基本に一般型、専用室にすべきとの質問でございますが、先ほどの制度の説明でも申し上げましたが、利用方法については、様々な利用方法を提示して、利用者の方に選択していただくものですので、町が定期利用を基本とすることを示すのは、制度の趣旨や目的上、適切ではないと考えております。

また、専用室独立実施の一般型にということでございますが、実施形態につきましては、町は事業者に事業を委託することとなりますが、なるべく多くの事業者に事業を実施していただきたいと考えているため、実施形態を専用室独立実施の一般型に指定するのは難しいと考えております。

さらに、同年代の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、人への興味や関心が広がり成長していくことができるという観点からも、実施形態はそれぞれの事業者の選択によることが望ましいと考えております。

この制度は通常保育よりも保育者の負担が重くなるので、町の判断で国が示している基準よりも引き上げること及び障害のある子や医療ケア児を受け入れる場合、国の基準を上回る基準を条例で定めることについての質問でございますが、こども誰でも通園制度は給付制度として実施されているため、事業を実施した事業所には公定価格によって給付をされます。

国においても、令和8年度の制度化に伴い、地域区分や加算、利用料金の在り方の検討を行い、適切な人材を確保した上で安定的に運営ができる公定価格の設定を行うものと考えておりますので、町といったしましては、先ほども申し上げましたとおり、国基準に準拠した条例制定に向け、現在は作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項2、埼玉県の1歳児加算要件の廃止を求め、町独自の保育士加配事業の検討をについての質問についてお答えいたします。阿部議員の質問にございますとおり、令和5年度に少子化対策として、子育てにまつわる様々な課題に対応することを目的に、こども未来戦略が策定されました。この中で、より質の高い保育が提供できるように、4、5歳児の配置基準を令和6年度に改善すること、1歳児は令和7年度以降に改善を進めることができたことが決定されました。

これを基に、令和6年度で3、4、5歳児の配置基準が変更になり、3歳児の配置基準が、園児20人に対して職員1人のところが園児15人に対して職員1人に、4、5歳児の配置基準が、園児30人に対して職員1人のところが園児25人に対して職員1人と変更となりました。

さらに、令和7年度より1歳児の配置改善加算が新たに創設され、1歳児の配置基準は園児6人に対して職員1人のまま変更はありませんが、園児5人に対して職員1人以上に改善している施設に対し、保育士不足により人材の確保が難しいことを理由に新たな加算が設けられることとなりました。

〔「議長、すみません。説明じゃなくて、質問に答えていただきた
いんですけども」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、続けてください。説明は簡略的にして続けてください。

○福祉課長（宮島栄一） 分かりました。

それでは、埼玉県では、県独自の事業として低年齢児保育促進事業を実施しており、平成元年度からは1歳児担当保育士について、国が定める配置基準は園児6人に対し職員1人ですが、1歳児保育を手厚く扱うため、県独自の施策として園児4人に対して職員1人の配置を実施した場合に、その加配に係る経費の補助を行っておりました。しかしながら、今回、1歳児の国の配置改善加算が行われることに伴い、低年齢児保育促進事業の補助要件として国に準拠することとなりました。

質問にございます登降園管理について実施していない園が多いということですので、今回、町内の保育施設に聞き取りを行ったところ、全ての施設で補助要件を満たすICT機器の導入はされておりました。

また、登降園管理につきましては、ネット環境が脆弱なため利用できないが、10月にシステムの更新があるので、それにより利用できるようになれば使用するという園、利用できる状況ではあるが、園の姿勢としてアプリ等での登降園管理は行いたくないという園がございましたが、その他の施設ではICTによる登降園管理を行っております。しかしながら、現状、登降園管理をICTで

行っていない園はございますので、年度内に利用開始ができるよう園とも協議を行ってまいります。

議員がおっしゃられてある要件撤廃の県への要望ですが、県町村会及び各党埼玉県議団から県に対する要望を申し入れる機会がございますので、その際は要望させていただきたいと考えております。

また、仮に県の要件が撤廃されない場合の町独自の事業についてでございますが、このまま県の要件が続くようであれば、町といたしましても国、県の要件に準拠した事業を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稻村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問事項3、平和事業のさらなる発展について答弁させていただきます。

阿部議員の質問のとおり、本年度も町の平和啓発事業を実施し、ピースバスツアーには18名の参加、平和の絵コンテストでは、一般15作品、中学生以下58作品の応募がありました。また、戦争と平和を考える2025写真パネル展の掲示では、535名の方にご来場いただきました。今後も、戦争の体験と記憶の風化が危惧される中、その悲惨さを記憶の中に埋もれさせることがないように事業展開を検討してまいります。

さて、ご質問の核兵器禁止条約の早期締結を求める署名を町施設に設置し、町民に協力を仰ぐの件でございますが、核兵器禁止条約は2017年7月に国連で採択され、2021年1月22日に発効されました。2025年8月1日現在、約328万筆の署名が寄せられています。

この署名については、平和首長会議のホームページよりオンライン署名が可能であり、本年度より作成いたしました町の平和啓発事業の周知を行っております町ホームページ内にリンクを作成し、町民の方が核兵器禁止条約への理解や署名を行いやすいよう環境整備に既に努めています。署名は個人情報でもあり、管理の難しさがあることから、本署名を公共施設に設置する考えはございません。

、平和首長会議で進める被爆アオギリの植樹についてでございますが、被爆樹木二世の苗木の植樹が、今年の5月、ニューヨークの国連本部に植樹されました。国連本部の敷地に植えられたのは、広島の爆心地から500メートル余りの場所で被爆した柿の木から種を取って植えられた2本の苗木と報道されています。

ご質問の被爆アオギリの木は、爆心地から約1.3キロメートル離れた旧広島逓信局の中庭にあった木で、爆心地方向に遮るもののがなかったため、熱線と爆風をまともに受け、枝葉は全てなくなり、幹は爆心地側の半分が焼けてえぐられました。ところが、枯れ木同然だったこの木は、翌年の春になって芽吹き、被爆と敗戦の混乱の中で虚脱状態にあった人々に生きる勇気を与えるました。原爆の

被害を無言のうちに語り続けております。

被爆樹木二世の苗木の配布、育成事業は、平和首長会議の加盟都市は、市民の平和意識の醸成をするため、被爆に耐えて現在も生き続ける広島、長崎の被爆樹木二世の苗木を、多くの市民が訪れる場所に植樹し、平和の象徴として市民に大切に育ててもらうこととしております。広島のアオギリ、イチョウ、長崎のクスノキで、今年の4月時点で34都府県145都市で植樹されております。

当町におきましても、既に令和5年、大塚町長から平和首長会議が実施している被爆樹木二世の苗木の配布、育成事業の実施を検討するように指示を受けております。現在は植樹する苗木の種類や場所、時期を検討しているところでございます。

の非核平和都市宣言文の庁舎外への掲示についてでございますが、こちらにつきましては、6月議会で答弁させていただいたものと変わりはございません。宣言文の庁舎外への設置につきましては、町ホームページや日本非核宣言自治体協議会のホームページ内でも滑川町の宣言を公表することで、町内のみならず世界へと広く啓発を行っていることから、改めて町の他の施設への設置は考えておりません。宣言文を掲載することも大事ですが、宣言を多数掲載することが大事なのではなく、その趣旨を多くの町民に理解していただくことが大事で、何をするかが大事であると思っております。

の福田の地下軍事工場跡を町戦跡への指定についてでございますが、こちらにつきましても3月議会の一般質問で回答させていただいたとおりで、変更はございません。同じ答弁になりますので、内容は割愛をさせていただきます。直ちに地下ごうの復元のための事業着手は難しい状況にあります。ご理解をお願いしたいと思います。この地下軍事工場跡地につきましては、今後も折を見て戦争遺跡として広報やホームページなどを通じて啓発をしてまいります。

のデジタル平和資料館についてでございますが、先ほども述べさせていただいたとおり、現在、町のホームページに掲載している平和啓発事業をお知らせするサイトを拡充しております。「広報なめがわ」に掲載した戦争体験者の戦争の記憶や地下軍事工場跡地等の資料を掲載し、戦争に関連する貴重なお話や戦跡、史跡等を多くの人に伝えていくことが、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さを実感していただくことが重要であると考えており、サイトの充実と構築を図っているところでございます。千葉市とは名称は異なりますが、既にホームページにおいてデジタル資料館的な要素を持っております。今後もさらに拡充に努めてまいります。

町としても「広報なめがわ」での特集記事の掲載や町ホームページ等を積極的に活用し、戦争の悲惨さと平和の尊さを工夫を凝らしながら引き続き訴えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。この後の澄川事務局長の答弁時間が

なくなると申し訳ないので、用意した答弁書は無視して簡潔に申し上げます。

条約の批准、それからオブザーバー参加につきましては、日本がアメリカ政府との平和条約を結んでいる関係上、そういうものには参加できないということで、そういう方針であります。それに対して、我々一自治体が外交上の問題に口を挟むのはいかがかというふうに考えております。そういうことで要求にはお応えできません。

また、ご指摘の平和首長会議については、現在、全国1,741団体のうち1,740団体が加盟しております。その一つは我々でもございます。現在の広島、長崎平和宣言には、今ご指摘の要求やオブザーバー参加についても加えてあります。それにつきましては我々も支持する立場でございますから、間接的には政府に対して要求している立場にあるというふうに理解しております。

また、蛇足になりますが、現在、全国の50%近い地方議会においては、そのことについて各議会の議長名で要求をされております。そういう意味では、私が議会に対して物事を言うのはおかしいですけど、議会の中で皆さんでご検討していただければと思いますので、あくまでも、現在、比企郡内でも東松山、嵐山、鳩山は既に要求をされておりますので、そういう意味を込めて回答としたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項4番、給食費無償化への国への要望並びに給食の調理を町独自調理の移行へ、答弁をさせていただきます。

現在、町の給食の調理方式については、全面委託方式を採用しており、この方式を採用しているのは、令和5年度の埼玉県の調査で、県内では滑川町と八潮市のみ、全面委託と直営方式の併用で実施しているのが東松山市の1市のみです。他の市町村は直営方式として、単独調理方式、いわゆる自校方式と共同調理方式、いわゆるセンター方式を採用しています。現行の全面委託方式では、阿部議員のご指摘のとおり、献立の自由度、地産地消の推進、食育への取組といった点に課題があります。

しかし、直営方式へ切り替える場合は、初期投資として、用地の確保、給食施設及び調理設備の整備、配送手段確保などの経費に加え、事業の継続経費として、施設、設備の維持管理経費、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理経費、調理、運搬に係る人件費、光熱水費が必要となり、臨時的、経常的に大きな財政負担が生じます。また、調理業務に加え、食材の調達の流通経路の確保、食品衛生上のリスク管理業務、物資運搬業務、学校給食特別会計等の経理事務など専門分野での業務が必須となり、これらを実施する体制を構築し、そこでの人材確保と業務遂行のノウハウなども必要になります。

これら全てを勘案し、全面委託方式と直営方式のメリット、デメリットを比較検討する中で、現在、何を優先し、何を選択していくかを総合的に考える必要がございます。現在の委託先の立地条件や直営方式へ切り替える際の課題を考慮すると、早期の切替えは困難であり、当面の間は全面委託方式を継続していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。

なお、地産地消については、現在も米飯については、地元の生産者組合のご協力のおかげで、谷津田米を100%給食で提供し、また年3回ではございますが、滑川町独自献立の日には、滑川町産の野菜を使用したメニューとなっています。日常的に滑川町産の農産物を学校給食で使用することは、安定供給の面など課題が多く、現状では困難ではあります、今後も地産地消の拡大に向け努めてまいりたいと考えます。

なお、給食費無償化に対する国への要望については、本町では既に実施している事業ではあります、国策となれば既存事業への充当財源の確保という観点からも大変意義があります。今まで様々な機会において国へ給食費無償化を要望してまいりましたが、今後も折に触れ要望してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 給食費の問題ですけれども、今、国が進めようとしている小学校の無償化が行われると、どのくらいの予算が浮くことになるのか、教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

国のほうがどういった形で小学校の給食費について財源措置をするのかというのが、ちょっと詳細が分からぬので、幾らぐらいというのがちょっと見えてこないのが現状でございます。ただ、小学生全体では今1,600人程度児童がおりますので、それらの1年分の給食費ということであれば、数字はちょっと今ここでは出てきていないのですが、かなりの金額になるかなというふうには思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） かなりの金額が予算上浮くというふうに思います。やはりこれを機会に、給食の独自調理というか、町内での独自調理を進めるというような方向で検討していただきたいなというふうに思ったのです。なかなかお金の問題があると何とも言えなくなってしまうのですけれども、今までこうやって給食費にお金を使ってきたわけですから、それを引き続き給食に充てていくというようなお考えはありませんか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、まず自校方式やセンター方式に切り替える際には、初期投資並びにその後の経常経費がかなりかかります。給食費の無償化がどのくらい財源が国から国策として下りてくるか分かりませんが、現在約2,000人の小学校、中学校の児童生徒の給食費、これを町で賄っておりますが、これが年間1億円ぐらいです。この1億円の財源で、今お話しした初期投資やその後の維持管理経費が賄える数字には到底追いつかないというふうに考えておりますので、それだけをもって全面委託方式から直営方式のほうに切り替えるという考えは今現在ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 私が言いたいのは、要するに今まで給食に使っていたお金が、例えば小学校で5,000万円が浮くということになったら、その5,000万円を使って給食の充実に充てるのか、それとも今私がお話ししたようなことに、要するに給食の調理方法が、先ほどおっしゃっていましたけども、町では滑川町だけなのです。要するに委託方式というか。デリバリー方式をやっているわけですけれども、これは数少ないわけですから。国も恐らくかなり、まだ具体的には出ていませんけれども、出てくるだろうというふうに思うのです。それを使って、さらにこの調理方法を改善していくということを進めていただきたい。

国は、この学校給食の施設の新增設については約2分の1を補助するというふうになっています。

そういったことを踏まえてぜひ検討していただきたいなと。要望なのですけども、いかがですか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

調理方式の変更というお話をしたが、先ほど来お話ししたとおり、調理方式については全面委託方式か直営方式。直営方式に関しては、自校方式かセンター方式しか給食の提供の方法は今現在はないかなというふうに考えています。ということで、方式の変更については、先ほどお話ししておりますが、国から給食費の無償化として財源が入ったとしても、その方式の変更は難しいかと思います。

また、給食の献立の充実と、また地産地消の取組ということに関しては、現在、委託先の都合と/or>いうか、現在委託している場所、会社によって、その自由度がありませんので、そこの対応も難しくなります。

いというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 時間となりましたので、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

発言の訂正

○議長（内田敏雄議員） 本日午前中の阿部弘明議員の一般質問に対する答弁について、澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

午前中の阿部議員の再質問の際に、小学校の給食費を再質問されましたが、その際に、小学生1,600人ぐらいですので、かなりの額ですとご答弁させていただきましたが、実際、小学生の数は約1,300人でございました。訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

原 徹 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位7番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、滑川町のあるもの探し、なめがわ郷土かるたの活用について質問させていただきます。一昨年6月議会、私が滑川町議会議員に当選させていただいた直後、第1回目の一般質問において、あいさつ運動の推進、一日ひと褒め運動の推進、地元学の推進の3点について質問させていただきました。これらの質問は、質問と同時に町への提案でもありましたので、その後の展開について確認したいところではありますか、なかなか明確に現状をお答えいただくには難しい面もあるかと存じます。そこで、今回は、そのうちの3つ目の地元学の推進、イコール滑川町のあるもの探しに関連して、新たな提案とともに質問をさせていただきたいと存じます。

皆様ご存じのとおり、滑川町には、なめがわ郷土かるたというものがあります。平成6年に町制施行10周年を記念して発行されたこの郷土かるたには、町を代表する遺跡、文化財、名所、言い伝

え、偉人など、様々なもの、ことについて記されています。まさに滑川町のあるもの満載です。こんなにたくさんの滑川町のあるものが取り上げられているわけですから、これを活用しない手はないのではないでしょうか。学校教育、生涯学習、観光振興等、様々な活用ができると考えます。

そこで質問です。1点目、教育委員会としては、毎年1月になめがわ郷土かるた大会を開催していますが、このほかにどのようなことを行っているでしょうか。前回6月議会で、生まれ育った町、滑川町を誇り愛する児童生徒の育成についての質問において、夏休みなどの機会には、各家庭でかるたに掲載された現地見学なども推奨している旨の回答をいただきましたが、時間の関係もあり、その先を伺えませんでした。郷土かるたを実際にどのように活用されているのか、もう少し詳しくお示しいただきたいと思います。また、今後の展開について、考え方をお示しください。

2点目、観光資源としての活用についてです。かるたに読まれている遺跡、文化財、名所、言い伝えなど、観光振興に活用できる内容がたくさんあると思います。現在、このなめがわ郷土かるたを観光にどのように活用しているのか。また、今後、活用していく考えはあるのか、お聞かせください。

質問事項2、滑川町手話言語条例の活用についてです。社会における様々な面において、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進が図られる中、滑川町においても令和3年4月に滑川町手話言語条例が制定されました。この条例は、第1条に記載されているとおり、「手話が言語であるとの認識に基づき」中略しますが、「手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的」としており、同様な条例が各地で制定されています。

今年は11月に第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が開催されます。デフ（聴覚障害者）スポーツの魅力や価値を伝え人々や社会をつなぐ、誰もが個性を生かし力を発揮できる共生社会の実現をビジョンに掲げる聴覚障害者の国際スポーツ大会です。これを機に聴覚者障害への理解が深まることが期待されます。

そこで質問です。滑川町手話言語条例の制定後、町として条例の目的の達成のためにどのような取組を推進してきたか、お示しください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、滑川町のあるもの探し、なめがわ郷土かるたの活用についてのうち、郷土かるたの活用状況及び今後の展開についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、滑川町のあるもの探し、なめがわ郷土かるたの活用についてのうち、観光資源としての活用についてを服部産業振興課長に、質問事項3、滑川町手話言語条例の活用についてを宮島福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1の質問 、なめがわ郷土かるたの具体的な活用方法、また今後の展開について考え方をお示しくださいに答弁をさせていただきます。なめがわ郷土かるたは、原議員がおっしゃるとおり、滑川町を知る教材としては最も適したものの一つであると考えています。このかるたについては、小学校1年生が入学した後に学校を通して全員に無償配布をしています。これは、滑川町の子どもたちがかるた遊びを通して自分たちが暮らす滑川町を知り、さらに郷土を大切に思ってもらう気持ちを持ってもらえるよう願ってのことです。

このかるたを使って、毎年1月頃になめがわ郷土かるた大会を開催していますが、各校でも大会参加を推奨していただくとともに、休み時間には空き教室を提供して、かるた大会の練習に取り組んだり、PTAの方も読み手として練習に参加していただいたりなど、学校と地域が連携してこのかるた大会に取り組んでいただいている。その結果、多くの子どもたちが参加し、毎年、大盛り上がる大会となっています。この大会の参加に向け、子どもたちが取り組むことで、郷土かるたに多く触れることになり、あわせて町のことを知る機会の一つとなっています。

また、小学校では、1年生の生活科の授業の中で行われる昔遊び、これはけん玉や、こまや、かるたなどですが、この時間に配布された郷土かるたを使って、町のことを知る学習もしています。3年生の社会科の「地域を知る」という単元の授業でも、やはりかるたを活用して事前学習を行っています。その後、校外学習で町探検を実施し、なめがわ郷土かるたで学んだことについて、実体験をもって理解と関心を深めるといった取組も行っています。

また、学校での取組以外では、ここ数年、公民館教室でなめがわ郷土かるたの旅を企画し、文化財保護委員や文化財保護担当の職員が同行して解説をしながら、かるたに読まれた町の史跡や文化財等を巡っています。エコミュージアムセンターでは、なめがわ郷土かるたで見る文化財講座を開講したり、寿学級では、なめがわ郷土かるたの旅、人物編をテーマに講話をったり、昨年度の子どもまつりでは、なめがわ郷土かるたに関連したクイズラリーを実施しております。

今後も、教育委員会で開催する様々なイベントを通して、なめがわ郷土かるたの活用を図ることで、子どもたち及び町民の皆さんができるさと滑川町を知り、誇りに思っていただける機会の創出につながるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、原議員さんの質問事項1、滑川町のあるもの探し、なめがわ郷土かるたの活用についてのうち、2番のなめがわ郷土かるたの観光

資源としての活用する考え方についてを答弁させていただきます。

産業振興課に関連する業務内で郷土かるたを常時使用しているのは、合同会社谷津田米が販売するお米に郷土かるたの絵を用いております。谷津田米という文字と郷土かるたの絵を一つの商標として登録商標出願も行っていますが、この1点のみとなっております。また、今後も活用の機会があれば、郷土かるたを用いた活用は行いたい考えがあるということをお答えしたいと思います。

その他の活用といった点では、今年の7月に行った最新のイベントのほうを紹介したいと思います。滑川町も構成団体となっている東松山・比企広域観光推進協議会と、車のほうの団体であるJAF、こちらの共同イベントで、郷土かるた内にある伊古神社において、開運、厄よけを願う茅の輪づくり体験を行いました。また、さらに二ノ宮山に関連しますが、伊古の里農家レストラン、こちらで同時に茅の輪ランチの提供を行ったという実績がございます。毎年同じような事業は行っているのですけれども、基本的にはこのような2か所を使ったりしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、原議員の質問事項2、滑川町手話言語条例の活用について答弁いたします。

原議員のご質問にもございますように、滑川町手話言語条例が令和3年4月1日に施行されました。本条例は、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うことは、聾者が手話を言語として大切に学んできたことを理解し、聾者と聾者以外が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本理念として、手話が言語であることの認識に基づき、手話に対する理解及び普及並びに使用しやすい環境の整備を進めるための施策の総合的かつ計画的な推進のための基本事項を定め、聾者と聾者以外の方が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

本条例第3条において、町の責務として、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境整備を推進するための施策を掲げております。その中の第1項第1号、手話に対する理解の促進に関する施策並びに第1項第2号、町民が手話を学ぶ機会を確保するための施策ということで、町では令和4年度に滑川町手話奉仕員養成講座を開催し、多くの方に受講いただき、令和5年度からは嵐山町との共同開催となり、交互に入門課程と基礎講習を開催しております。

また、埼玉県との共催事業として、令和元年度、4年度、6年度に県民向け手話講習会を開催し、令和3年度には、月の輪小学校の児童、保護者を対象に、視覚障害者や手話に対する理解を深めるため、手話普及リレーキャンペーンを開催しております。

今後も、より一層、町民の皆様へ手話に対する理解が深まりますよう普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、教育委員会のほうなのですけれども、様々な取組をしていただいているということがよく分かりました。小学校の生活科や社会科の授業で、かるた大会から一歩進んで実物を確認し、さらに関心と理解が深まるということ。また、各イベント等で現地で実物を確認して、子どもだけではなくて、もちろん大人も含めた全ての人に滑川町を知り、愛し、誇りを持ってもらえるような活動をしていただいているということで、すばらしい取組だと思います。

教育委員会だよりのほうでも、令和5年1月から6年3月にかけては、14回にわたり、「滑川町のよさを知ろう！「滑川郷土かるた」を通して」と題して、郷土かるたの札と内容解説を掲載しています。町民の皆さんにお知らせいただきいて、これもすばらしい取組だったと思います。

以上、すばらしいなと思ったのですけれども、大分前の話なのですけれども、2013年1月号の「広報なめがわ」には、滑川町郷土かるた散策マップを利用して、森林公园散策ルートの北部を楽しく歩きましたとの記事が載っていました。

そこで、再質問させていただきたいのですけれども、この滑川町郷土かるた散策マップというのは現在どうなっているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時17分）

再 開 （午後 1時17分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、原議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらの散策マップ、こちらのほうなのですけれども、こちらは産業振興課の観光のほうの担当になります。そちらのほうで作成していただいた散策マップになります。そして、観光協会で行っていたのですけれども、観光協会のほうのホームページ、こちらにデータ化をしまして、そして掲載しているという形になっております。基本的には観光マップという形ですので、データを公表しているというのみに観光協会としてはなっていますので、答弁させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。観光協会のホームページに今は掲載されているけれども、積極的に活用はできていないということだと思うのですけれども、せっかく作ったものでないので、もっと積極的に活用できる方策を考えていただければと思います。

続きまして、別の質問をさせていただきます。なめがわ郷土かるたですけれども、これは町制施行10周年記念事業として作成されたものだと思います。また、別のものになるのですけれども、町制施行30周年では、「滑川町ふるさと散歩道」というものが作成されていると思います。この2つは、滑川町の名所等を網羅していると思いますので、関連している部分もたくさんあると思うのですけれども、この2つとも観光案内として非常に有用ではないかと思います。先ほど散策マップのほう伺ったのですけれども、この滑川町ふるさと散歩道のほうは現在どのように活用されているのでしょうか。お示しいただければと思います。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休憩 （午後 1時19分）

再開 （午後 1時21分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど原議員がおっしゃった、「滑川町ふるさと散歩道」でございますが、これは町制施行30周年のときに町のほうで作ったガイドブックでございます。こちらにつきましては、現在、教育委員会のホームページの中に文化財マップと一緒に掲載させて活用させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） いずれにしましても、郷土かるた散策マップもふるさと散歩道も十分な活用がされていないということがよく分かりました。

滑川町の観光行政というのが、非常に心もとないと前々から思っているのですけれども、そういうのがよく分かったなということで、今回の質問につながったわけですけれども、またちょっと別の視点のお話をさせていただきたいと思います。

昨年発行された町勢要覧には、EVトウクトウクで気ままにプチトリップというような掲載がありました。そこで紹介されているプチトリップコースには、史跡巡り編として、郷土かるたにもうたわれている史跡などが掲げられていました。このEVトウクトウクの観光に生かす取組というのは、現在どうなっておりますでしょうか、お示しください。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、原議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらのトウクトゥクに関してなのですけれども、令和4年8月から導入をさせていただいております。そして、昨年いっぱいという形で、およそ2年半ほど活用させていただきました。

最初の段階が、こちらの目的に関しては、観光に資するものということでお話をさせていただいておりました。そして、観光に、滑川町の丘陵地帯、こちらを走るのに、トウクトゥクであれば、まず見た目もいいし、かわいいしという、こういった形の中で少し活用できるのではないかとうふうに導入させていただきました。

そうした中、結果のほうをお話をさせていただくと、年、数件の貸出しという形でございました。そして、さらにこちらのところが、30キロ、40キロ程度、こちらのところでスピードは出るのですけれども、そちらよりかもう少しスピードを出してしまうと、充電の関係なのですが、ちょっと容量が足りなくなつて途中で止まるということも経験しました。

そうした中で、昨年度の観光協会の役員会の中でも、こちらのトウクトゥクに関してはどうなのだというのがお話をいただいた中で、昨年いっぱいちょっと検討させていただきました。そして、結果論でお話をさせていただくと、昨年度いっぱいということで終了させていただいた次第でございます。

そして、さらにこちらのところに関しては、森林公園にも打診をさせていただきました。森林公園でも園内の移動に関してトウクトゥクが稼働できるのではないかということもお話をさせていただいたのですけれども、森林公園もそちらに関しては辞退したいということになりました、結果論でお話をさせていただくと、2年半をもつて終了したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） E Vトウクトゥクは町勢要覧には載っていたけれども、結局うまく活用ができなかつたということ。試験的な導入だったと思いますので、ある意味、仕方ないのかなとは思うのですけれども、公道駐輪の問題もあるということですが。

実は私、先日、電動アシスト自転車で、東松山市から比企地域を走る機会を得ました。こちらは充電をすると非常に軽い力で自転車に乗れて、丘陵地帯の移動にも適しているなと思いますし、五、六十キロは平気で充電がもちます。

実際に私が走ったのが、こども動物自然公園の近くを出発して、東松山市の神戸地区を抜けて鞍掛橋を渡り、嵐山町の都幾川の桜堤を走って、木曾義仲誕生の地、班渓寺から玉川小学校の前を通り、明覚駅の手前から鳩山のほうへ向かって、さらに坂戸市の入西地区を抜けてスタート地点へ戻

るということで、約30キロ強のコースだったのですけれども、本当に坂道でも楽に移動ができました。自転車のモニターツアーという形での参加だったので、要所要所で解説もしていただきまして、ふだんの自動車での移動ではなかなか行きづらい場所にも行けて、解説も聞けて、観光には非常に有効な手段かなと思いました。

最初の質問の項目に関連づけますけれども、郷土かるたは、このような自転車で移動した観光にも使えるのではないかと思います。

また、この観光のガイドにおいて、各文化財、名所等を地元の住民が説明してもらえるような形を取ってもいいかと思います。そうしますと、説明できる町民の養成をすることによって、住民に町の理解を深めてもらう機会にもなるかと思います。

自転車で回ったり、車で回ったりすることをしながら、実際に町の文化財や史跡等を案内する看板がどのようなものがあるかというのを、ちょっと町内を回ってチェックしてみたのですけれども、ほとんどないのです。町内で見ると幾つかあったのが、人と自然の共生愛ふるタウン滑川、羽尾地区散策路という案内看板は至るところ、羽尾地区内にありました。そのほかには、観光協会の丸太を活用した看板と郷土かるた散策路の丸太を活用した看板が数か所にあったのですけれども、これも大分古かったり、丸太活用ですから、車で移動だとほとんど目立たない状況でした。もう少し、せっかく町内のいろんな車で移動する人なんかにもPRできたらいいと思うのですけれども、このうち、人と自然の共生愛ふるタウン滑川と羽尾地区散策路の看板は、比較的新しくて目につくような形であったのですけれども、これは羽尾地区内限定で設置されているようですけれども、この案内板はどのような経過で設置されたのか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の再質問にご答弁いたします。

人と自然の共生愛ふるタウン滑川、羽尾地区散策路の案内看板についてでございますが、平成21年度、まちづくり交付金事業を使いまして設置いたしました。この事業は、羽尾地区約320ヘクタールを事業区域とし、道路、歩道橋等を整備し、羽尾地区的ハード面を向上させた上、ポケットパークや案内看板を設置し、観光や地域交流の促進を目的とした事業でございます。森林公园駅北口交通広場内とエコミュージアムセンター前に散策マップを設置し、320ヘクタールのエリア内に21か所の案内看板を設置したものです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。この看板は、まちづくり交付金を活用して、総合的な施策の一環で設置されたということですね。まちづくり交付金というのは、総合的な事業に使える交付金ということで、そこにうまく目をつけていただいたのだなと思うのですけれども、

観光案内板、今後設置後、そのような様々な国、県の補助金、交付金、ちょっとアンテナを高くしていただいて活用しながら、町のPRをどんどん進めていっていただければなというふうに思います。

先日、森林公園を会場に開催されました納涼盆踊り大会におきまして、大塚町長は挨拶の中で、会場にいる人々に、滑川町民以外の方もたくさん来ていると思いますが、町民以外の人で新しい家をお求めの方は、子育てから全てがすばらしい滑川町にぜひおいでくださいとPRしていました。このような、せっかく滑川町に来ているのだから、その人に滑川町をどんどんPRしていくという姿勢というのが非常に大事だと思うのです。観光面、本当に特にそれが重要だと思います。先ほどちょっと言ったように、観光情報の発信が、本当に滑川町は不十分だなというふうに思います。せっかく森林公園にあれだけたくさん的人が来ているわけですし、また通過車両もたくさんあります。滑川町に来た人、通過する人が、滑川町の情報というのをもう少し手軽に受け取れるような施策を展開していただければと思います。

先ほど言ったように看板は幾つかあるのはあるのですけれども、よく目につくのは谷津の里と二ノ宮山と伊古の里の看板があるぐらいで、あとほとんど目につかない。非常にもったいないと思います。郷土かるたで取り上げられているようなものについては、看板や解説板をぜひ設置していただければなと思います。

例えば、「ふせぎの儀、鬼も逃げ出す大わらじ」という札がありますけれども、これは昔、大わらじを村境の道に立てて、悪魔や嫌な病気が字内に入ってくるのを防ぐ伝統行事というふうに札には書いてあります。大わらじを、まさにふせぎの儀と同じように町境のところに、入ってくる人によく目立つように観光のものとして立てていただいて、滑川町はこういう歴史、文化があるのでなということをPRしてもらうのも、インパクトがあって話題になっていいのではないかというふうに思います。

先ほど滑川町は観光という発想が欠けているのではないかということできちんと言ったのですけれども、滑川町事務分掌規則を見ると、担当課のほうの27番目に観光の振興に関する事というふうに事務分掌規則には書いてあるのですけれども、ホームページに掲載されている町の組織図には、所管する産業振興課の農林商工担当のところにも観光という文字は書かれていません。農林業の振興、商工業の振興、消費者行政とあるだけです。やっぱりここから直していただきたいと思います。やはり観光という点は、しっかり町のホームページの組織図にも載せていただきたい、観光振興に力を入れていただきたいと思います。

郷土かるたの箱の裏面には、当時の町長、上野昇氏による「なめがわ郷土かるたによせて」と題した一文が載っています。そこには、「町民の皆さん、このかるた遊びを通して滑川町を深く理解し、郷土に親しみ、郷土を愛し、郷土滑川町を誇りに思える明るい町民になっていただくことを願っています。また、このなめがわ郷土かるたが広く活用されることを念願いたします」と記さ

れています。この郷土かるた発行時の思いを改めて確認し、なめがわ郷土かるたを広く活用して、滑川町をより多くの人に知ってもらい、町を楽しんでもらえるような施策を進めていただきたいと思います。郷土かるたの点は以上とさせていただきたいと思います。

続きまして、手話言語条例の関係です。手話言語条例、答弁ありがとうございます。答弁の中であった手話奉仕員養成講座の関係なのですけれども、今年5月の読売新聞の記事でも紹介していただけていたのです。滑川町は、嵐山町と共同で手話を用いて地域活動を支援する人材を養成する講座を続けているというふうに紹介していただけていました。すばらしいことだと思います。また、ホームページには、町長によるデフリンピック応援メッセージ動画も公開していただけています。大変好ましい取組だと思います。

滑川町手話言語条例の第1条には、目的として「この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、町並びに町民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」とあります。

今年開催されますデフリンピックを一つの契機として、この目的理念が達成されるように、今後も取り組んでいってほしいと思います。

昨日の11番議員の一般質問において、バリアフリーに関する質問がありました。その答弁の中で、バリアフリーは高齢者、障害者のみならず、誰もが暮らしやすいまちづくりが大切との趣旨の答弁をいただけております。

ハード面のバリアフリーとともに、手話も一つの言語として捉えるのも一つの面としてですが、ソフト面でのバリアフリーが大切だと思います。手話も一つの言語です。外国人の話す外国語も一つの言語。また、障害者、バリアというものがありますが、障害者は不幸なのではなく、不便なだけだと思います。ハード、ソフト、そのバリアが除かれれば、同様に幸せに暮らしていくことができると思います。

聴覚障害者だけではなく全ての障害を持つ人、高齢者、小児、外国人、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めてほしいと思います。今年のデフリンピックを機に、そんなことを思います。今後も、そのようなまちづくりをぜひ町には進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

中 西 文 寿 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位8番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

[12番 中西文寿議員登壇]

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

町政運営において財政の健全化は重要な課題であり、安定的な税収の確保は欠かせません。その点、本町は国営武蔵丘陵森林公園という恵まれた観光資源を有しており、また比企丘陵の豊かな自然や歴史、文化を生かした観光の推進は、町の活性化に大きく貢献するを考えます。

令和7年度の施政方針においても観光推進に向けた様々な取組が示されており、今後の展開に大きな期待を寄せていくところです。これまで観光産業の活性化については議会で度々議論されてきましたが、具体的な進捗や今後の見通しが明確になっていないと感じております。

そこで、今後の観光施策をより具体的に、かつ期限を明確にして進めていただくため、何点か質問させていただきます。

、谷津沼農業システムの活用と現状について。比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムは、日本農業遺産にも認定されており、本町の重要な資源です。これを活用して農業体験等による観光客誘致を図るとの施策が以前示されていましたが、現在の具体的な取組と今後の計画についてお聞かせください。

、谷津の里、伊古の里の活用について。谷津の里、伊古の里は、里山の自然体験の場として町民や来訪者に利用されています。これらの施設を今後どのように活用していくお考えでしょうか。また、具体的な活用策の策定はいつ頃をめどとして進められているのでしょうか。見通しをお聞かせください。

、広域観光連携と具体的な進捗について。東松山・比企広域観光推進協議会との連携について、どのような協議が行われているのでしょうか。何か具体化されているものはあるのでしょうか。例えばスタンプラリーなど複数箇所を巡る広域的な取組は、本町単独で行うよりも高い効果が期待できると考えますが、いかがでしょうか。

、デジタルを活用した情報発信について。1、町内には多くの文化財がありますが、現地での看板だけでは歴史的背景まで詳細に伝えることは難しく、ホームページ等で詳細な情報発信を行うとの話が以前ありました。その後の進捗はどうなっているでしょうか。

2、滑川町観光協会公式ホームページ（滑川町タウンガイド）は、見た目にも鮮やかで作り込みがすばらしいと思います。一方で、町内の位置関係を地図上で示したり、お勧めの散策コースを紹介したりするなどの工夫を加えれば、より便利で使いやすいサイトになると思いますが、この点についてのご見解をお聞かせください。

また、外国人に伊古の里を紹介するすばらしいユーチューブ動画を拝見しましたが、町のホームページからたどり着くことができませんでした。このような質の高いコンテンツは、より多くの方に視聴してもらえるよう積極的に情報発信するべきと考えますが、対応策はありますでしょうか。

、エコミュージアムと町の収益について。エコミュージアムについては、展示方法の工夫など

による来館者数の増加策が以前示されました。既に実施されているのであれば、その効果はどの程度あったのか、お聞かせください。

また、来館者が増えても、それが直接的に町の增收には結びつきにくいという課題があるようを感じます。增收につながるような施策は何かお考えでしょうか。

、組織体制について。各課局が人繆りに苦労されていることは重々承知していますが、農業、林業、商業、工業、観光といった広範囲な分野を1つの課で担うことは、専門性や継続性の観点から厳しいのではないかと感じています。今後、観光施策を本格的に進めていくのであれば、組織体制の見直しの検討も必要ではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2番、歩行が困難な方に優しい施設とは。我が町では、全ての町民が安心して快適に施設を利用できるよう、バリアフリー化に向けた様々な取組を進めていると承知しております。しかしながら、当事者の方々からは、現状の設備では不便を感じる場面があるという声も聞かれます。

そこで、町民一人一人が真に利用しやすい施設となるために、もう一步踏み込んだ取組が必要ではないかと感じています。当事者の視点を取り入れ、どのような工夫ができるのか、町の考えを伺いたいと思います。

、町役場の正面玄関に向かうスロープと手すりについて。まず、町役場の正面玄関についてお伺いします。正面玄関の階段中央にはスロープが設置されていますが、勾配が急なため、車椅子での利用は危険に感じます。どのような目的で設置されているのでしょうか。

また、階段には手すりが設置されておらず、つえをご利用の方にとって昇降が困難であるとのご意見もございます。手すりを設置することで、より多くの方が安全に利用できるようになると見えますが、手すりの設置は可能でしょうか。

、車椅子用通路やスロープと点字ブロックの整備について。町内の公共施設、道路、都市公園など、様々な場所でバリアフリー化が進められていますが、車椅子用通路やスロープの一部に点字ブロックが敷かれているケースが見受けられます。車椅子利用者からは、点字ブロックの上を通行する際に振動が大きく、乗り心地が悪いだけでなく、長時間になると体への負担が大きいという声が寄せられています。車椅子の通行部分と点字ブロックの敷設場所を分けるなど、改善は可能でしょうか。

、施設のバリアフリー基準と当事者視点の導入について。公共施設などにおけるバリアフリー設備の設置に当たっては、国や県の基準に準拠しているかと思います。これに加え、バリアフリー化をさらに進めるためには、実際に当事者の声を聞き、その視点を取り入れることが非常に重要であると考えます。例えば関係部署の職員全員が一度は車椅子に乗り、各施設を訪問し、実際の不便さを体験するような取組はご検討いただけますでしょうか。これにより、机上の議論だけでは見えにくい課題が明らかになり、真に利用しやすい環境整備につながると考えます。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、観光振興についてのうち、 、谷津沼農業システムの活用と現状についてと、 、谷津の里、伊古の里の活用についてと、 、広域観光連携と具体的な進捗についてと、 、デジタルを活用した情報発信についてのうち、2、滑川町観光協会公式ホームページについて及び伊古の里の情報発信についてを服部産業振興課長に、質問事項1、観光振興についてのうち、 、デジタルを活用した情報発信についてのうち、1、文化財のホームページ等で情報発信の進捗についてと、 、エコミュージアムと町の収益についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、観光振興についてのうち、 、組織体制についてと、質問事項2、歩行が困難な方に優しい施設とはについてを稻村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの質問事項1、観光推進の各質問に順次答弁のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

最初に、 、谷津沼農業システムの活用と現状についてですが、比企丘陵農業遺産推進協議会の担当者による打合せ会議等で、農業体験や農業関連イベントについて確認、集約しているところでございます。今後は協議会のホームページで農業体験や農業関連イベントの公表を行っていく予定でございます。そのための準備を今進めている段階となっているので、ご報告させていただきます。

また、推進協議会を構成している市町とは若干異なる構成団体になりますが、比企地域に誘客を目指している、先ほど質問にございました東松山・比企広域観光推進協議会との連携、こういった点についても協議会内の議題に上がってあります。将来的には連携したイベントが行えればといった考えがございます。

次に、 、谷津の里、伊古の里の活用についてですが、滑川町では、総合振興計画内で町内の丘陵地一帯を里づくりエリアとして位置づけており、その中に谷津の里、伊古の里を含めた里づくり事業を展開してございます。どちらの里でも里山風景やため池、谷津田がもたらす自然空間に触れ合う機会の提供や交流、農業体験を介して自然や文化に触れてもらう交流空間の場として、各里を設置してございます。このことから、来場の方々に里山にある自然での体験をしていただければと考え、里山の景観を残しながら自然に触れ合える空間づくりを目的としております。

以前から、谷津の里にマレットゴルフ場を造成したいといった考えもございましたが、費用対効果の面から造成計画を断念せざるを得ず、今後も大きな造成計画等は考えられないため、現在の形でほぼ完成形と考えております。

このため、今後は施設の維持管理や更新を行っていきながら、滑川町における日本農業遺産の風景を見られる場所として里山保全を行っていきたいと考えております。また、各里でイベントを行いたいといった要望があれば、その都度確認し、必要な措置を行い、貸出しすることも可能と考え

ております。

次に、この広域観光連携と具体的な進捗についてですが、東松山・比企広域観光推進協議会における現在の構成団体は、滑川町のほかに東松山市、嵐山町、ときがわ町、小川町の1市4町でございます。また、協力団体として川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村があり、実質的には比企郡全体で活動している協議会になっております。

この協議会では、比企地域を一つのミュージアムと捉えて、観光に関する情報発信を行っております。構成団体の情報やイベント、連携イベント等をホームページで確認することができますので、比企広域に遊びに来たいといった方々に情報を横断的に発信しているものでございます。

また、協議会では、JAFやNEC東日本とも協力したイベントも実施しております。昨年度の実績になりますが、主な事業のほうを紹介したいと思います。比企地域にある33施設の観光スポットを選定し、NEC東日本とイベント連携したデジタルスタンプラリーを令和6年10月1日から令和7年1月31日まで実施しておりました。また、高坂サービスエリアにおいては、観光プロモーションを令和6年10月5日に行い、そのイベントの模様をFMNACK5で生放送してございます。地域関連に関する観光ツアーは3回実施しております。その他の事業といたしまして、春の花めぐりスタンプラリーといったものや、比企城館跡群特別御城印キャンペーン、東松山比企イチ推しスイーツフォトコンテスト、JAFマガジンへの掲載、各種プロモーションを実施しております。今年度も同様な各種連携事業が予定されてございます。

最後に、4のデジタルを活用した情報発信についての2番になります、滑川町観光協会ホームページの見やすさの工夫と伊古の里を紹介したユーチューブ動画の積極的な発信についてですが、観光協会が今まで作成してきましたガイドマップ等は印刷物を基本としており、マップが残っていたものを個別にデータ化してホームページに掲載してございます。地図上に落とし込むデータ作成には予算や時間も必要となりますので、作成については今後の課題とさせていただきたいと思います。

また、伊古の里を紹介するユーチューブ動画のご質問ですが、こちらに関しては、滑川町農泊推進協議会で作成したインバウンド需要に対応するために作成した動画となっております。観光協会ホームページから産業振興課関連団体の滑川町農泊推進協議会や比企丘陵農業遺産推進協議会、谷津の里、伊古の里等のホームページへのリンクを貼っておりますが、ご質問の動画は滑川町農泊推進協議会のブログ内に格納されてございました。このためホームページからのリンクもなく、たどり着けない状況となっていました。今後、滑川町農泊推進協議会に視聴できるように働きかけのほうを行っていきたいと考えております。その他の団体で独自に作成した映像等についても、相互リンクが行えるように今後考えていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、観光推進についての質問 の1、町内文化財のホームページ等で行う情報発信について答弁をさせていただきます。現在、町のホームページを活用して、町の文化財についての情報発信を随時行っております。文化財のメニューに、主な文化財、歴史文化財、文化財マップ、滑川町ゆかりの偉人紹介、滑川町の城館跡紹介のページをそれぞれ作成し、周知を図っています。

主な文化財のページでは、泉福寺の木造阿弥陀如来坐像、慶徳寺四天王像、中尾薬師堂、五厘沼窯跡、伊古乃速御玉比売神社などが掲載しております。歴史文化財のページでは、町の指定文化財の一覧が掲載しており、新規に指定されたものがあれば随時追加し、更新をしています。

文化財マップのページでは、令和4年度に教育委員会で作成した滑川史跡周遊と、先ほど原議員の答弁の中でもお話ししましたが、町制施行30周年記念時に町が作成した滑川町ふるさと散歩道のデータを提供していただき、それぞれ掲載をしています。

滑川町ゆかりの偉人紹介のページでは、宮前村の初代村長で教育者、剣術者でもあった大塚大恵八、愚禪和尚、小林三徳、宮島勘左衛門などの人物を掲載しています。

滑川町の城館跡紹介のページでは、毎月回覧している教育委員会だよりにシリーズで掲載した山田城跡、山崎城跡、谷城跡、羽尾城跡などを紹介して解説をしています。加えてインスタグラムでは、里山プロジェクトの活動を中心としたエコミュージアムセンターでの取組を発信しており、ここでもセンターで開催された各種文化財展示の様子を掲載しております。

また、全戸回覧される教育委員会だよりも、滑川町の城館跡シリーズの続編として滑川町の歴史シリーズ、こちらを現在展開しており、各時代の出土遺物や当時の人々の暮らしなど、古代の滑川町の様子を解説しています。なお、教育委員会だよりも、写真等が鮮明に見られるようにカラー版を町のホームページに掲載しております。

今後も、町の広報や回覧と併せてホームページ、インスタグラムやLINEなどのSNSを活用して、町の歴史、様々な文化財等の周知拡大を図るとともに、将来的には町の地図情報システムのデータを活用した文化財デジタルマップ等を作成するなど、さらに進んだ形でのデジタル活用も視野に入れて調査研究を進め、町の文化財の活用、啓発に努めてまいります。

次に、質問の、エコミュージアムセンターの来館者数の増加策の効果とその增收につなげる施策について答弁をさせていただきます。エコミュージアムセンターにおける来館者増加のための施策として、ミヤコタナゴの展示や館内掲示物の工夫、令和2年度から始めた町内遺跡発掘出土品の館内常設展示、町独自の企画展示の継続実施、文化財関連講座の開講など、新たに取り組んでまいりました。

また、これらの企画やイベント、またミヤコタナゴの様子などをホームページやSNSを活用して周知を図っています。そのかいもあって、令和元年度からの年間の来館者数でございますが、令

和元年度が1年間通して4,393人、令和2年度は2,033人、この年はコロナ禍で激減をしています。令和3年度が2,741人、令和4年度が3,048人、令和5年度が6,107人、令和6年度が5,667人と推移をし、コロナ禍以前より多くの来館者を迎えることができています。

ただし、エコミュージアムセンターの来館者増が直接町の增收につながる施策については、現在考えておりません。現在、無料の施設としておりますが、今後も入館料の徴収や講座の参加料などを導入する予定はございません。エコミュージアムセンターでは、ミヤコタナゴや町の歴史、文化に触れる機会を多くの方々に気軽に提供することで、文化財保護法に規定する文化財の保護、活用を図るものであると考えています。

エコミュージアムセンターの設置目的も、ミヤコタナゴの保護活動を通じて地域の自然と人との関わりを知的に探究するとともに、自然や文化など地域の遺産を保存し、育成し、展示することによって、これらの学習の推進を図り、もって地域の発展に寄与することと条例に規定されています。エコミュージアムセンターの来館を通して、滑川町の歴史と文化に触れ、これに興味、関心を持っていたいただくとともに、町内の方には滑川町をもっと深く知り、誇りに思うきっかけに、また町外の方には、今後も滑川町に訪れるきっかけの一助になればと考えています。今後もエコミュージアムセンターでは、イベントや展示を通して様々な機会を提供し、滑川町の周知と文化財の活用を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、稻村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

質問事項1、観光推進のうち、組織体制についてでございます。地方自治法では、地方公共団体が事務を処理する際の基本原則を定めております。具体的には、第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」と規定されております。この条項は、住民福祉の向上と効率的な行政運営を両立させることを求めております。

ご質問の観光部門の体制強化につきましては、観光振興が地域活性化の重要な柱であることを十分に認識しており、その必要性を強く感じております。しかしながら、本町の職員の定員管理の状況を申し上げますと、他の類似団体と比較しても総職員数が少なく、観光部門のみならず、福祉、教育、地域防災など、あらゆる分野で恒常的な人員不足の状況にあります。そのため、観光部門だけを特別に増員することが難しいのが現状でございます。

令和5年4月1日から滑川町職員定数条例を改正し、職員定数を150人とし、その後、定員管理計画の見直しを行い、令和6年度から令和10年度の5か年で計画的に目標の職員定数を目指しているところでございます。定年延長による定年年齢の段階的な引上げが、令和13年度に制度完成する

こと、そういうことを考慮すべき課題もございますが、現在は限られた人員を最大限有効に配置し、全体のバランスを保ちながら業務遂行を図っているところでございます。今後とも人件費の財政負担を含め人員配置の見直しや効率化を進め、観光振興を含む町政全般の充実に努めてまいります。

次に、質問事項2、歩行が困難な方に優しい施設とは、○の町役場の正面玄関に向かうスロープと手すりについてでございます。スロープについては、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、ハートビル法の平成15年改正で、勾配が12分の1以下と規定され、その後、平成18年に高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法に統合されました。埼玉県では、平成7年に埼玉県福祉のまちづくり条例で勾配を12分の1と規定しております。

滑川町役場庁舎は昭和56年に建築され、正面玄関中央のスロープは当時の基準で設置されています。また、平成8年度には庁舎玄関改修工事を行い、現在の町民担当の事務室を増築するとともに、正面玄関西手に手すりつきのスロープを設置いたしました。こちらは、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の規定である勾配となっております。しかし、正面玄関西手には5平方メートル程度の植え込みがあり、スロープや手すりの陰となって見にくいくらいだから分かりづらいことが考えられます。今後は、高齢者や障害者の方にも積極的に活用していただけるよう、表示等を設置し、認識しやすいように周知してまいります。

また、正面玄関の階段への手すりの設置につきましては、来庁者が安心安全に利用できるように、今後、設置の可否について調査研究をさせていただきます。

の車椅子用通路やスロープ点字ブロックの整備についてでございます。現在の公共施設は、埼玉県福祉のまちづくり条例等の法令に基づき、スロープに点字ブロックを設けております。車椅子利用者用と視覚障害者用のスロープを個別に設置することは、設置スペースを確保する難しさの課題があり、困難であると考えます。また、現在、スロープにおける点字ブロックの設置箇所は、傾斜の始点と終点のみであり、直線部分には点字ブロックは設置しておりません。

の施設のバリアフリー基準と当事者視点の導入についてでございます。施設管理をする職員が、実際に車椅子に乗って体験、経験することは、大変に有意義なことであると思います。私も過去には、自身が所属していた部署で管理している公共施設、例えば役場庁舎、コミュニティセンター、地域集会所、歩道など、車椅子で利用した経験があります。目線を変えることで見えてくる状況も変わるので、特に施設を管理する職員には積極的に体験するように進めてまいります。また、施設を管理する職員だけではなく、新入職員研修の際に障害者差別解消法の科目を設けておりますので、これらをこの研修の一部に取り入れるなど、広く取り組めるように検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問お願いします。

○12番（中西文寿議員） ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、観光推進についての でございますが、ホームページへ公開を予定してくださっているということですので、よろしくお願ひいたします。

の谷津の里、伊古の里の活用についてということにつきましても、状況は理解できました。ありがとうございます。

のところです。広域観光連携のところでございますが、いろいろ既にやっているということで、私のほうであまり認識ができていなかっただけだということがよく分かりました。これについては、いろんなこと、イベントをやられているということですけれども、これは簡単に誰でも見れるところにそういう情報は入れられているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらは、東松山・比企広域観光推進協議会のホームページが立ち上がってございます。こちらのホームページの中で逐次イベント等は上がってくると。そして、さらに観光協会、今、構成団体、そちらの団体の観光協会があれば、そちらの観光協会のホームページからリンクも貼っているような形になっておりまして、相互リンクができるような形を今目指しておりますので、一部ないかもしませんが、ほとんどがなっていると思います。一応そちらの団体のほうのホームページを見ていただくと出てくるかなと。一番手っ取り早く話をさせていただければ、東松山観光協会、こちらのホームページのほうが一番早く出てくるかなという形に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。

それでは、続きまして のデジタルを活用した情報発信についてのところなのですが、これもいろいろとホームページで展開がされているということのお話をいただきました。そのところで、私のほうで見れていなくて大変申し訳ないのですけれども、そのところを見していくと、具体的なものごとに説明がされているということですね。分かりました。そういうことだということです。よく分かりました。ありがとうございます。

次に、滑川町のタウンガイドのところのお話をしたいのですけれども、外国人向けのユーチューブの動画についてなのですが、これについては、なかなかたどり着かなくともったいないなというふうに思っているのですけれども、そこはそういう希望のある人、滑川町について、観光で訪れてみたいなという人がいた場合には、簡単に検索して出てくるような形に今なっているということでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらはブログ内に入っていたものですから、ホームページでちょっと入れなかつたという状況でございます。データとしては、ユーチューブで伊古の里という形で検索していただくと、幾つか伊古の里の画像がございますので、その中に見れるという状況はございます。

そして、さらにホームページ上で、ちょうどブログになっている関係がございますので、ブログの部分を見ていただくとそちらが見えるという形になっているので、ちょっと分かりづらくなっています。今ちょうどこちらのところに関しては、ホームページ上で見れるような方策という形、リンクが貼れるように考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。今のところの話なのですけれども、ブログからということなのですが、そのユーチューブ自体は町としても公認されているものだということでよろしいのですか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらのところに関しては農泊推進協議会、こちらは滑川町産業振興課の関連団体ですけれども、インバウンド向けであったり、国内の農業の宿泊体験または農業体験という形の協議会があるのですけれども、そちらのところのホームページで作成してございます。ですので、基本的には滑川町のほうの関連団体がつくっているものですので、滑川町として活用することは可能だと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。まだ完全に積極的にというところまでいっていいのかなというふうに思うのですが、これを本格的にやろうとすると、結構興味を持つ外国人というのはいるのかなというふうに思うのです。そのくらい完成度が高いものだというふうに私は思っています。そうなったときに、それなりの人が来るのかな、人数的にも来るのではないかなというふうに思うのですけども、それを受け入れるだけの体制というのはちゃんとつくれるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらの農泊推進協議会の中で、旅行プランが農泊推進協議会の中で作成して、そしてＪＴＢ関連の国のはうの関連なのですけれども、観光庁のはうでございます。そちらのはうのプランとして上がってございます。今現在、そちらのところでインバウンドでお客様が来た場合という話をさせていただくと、滑川町だけではなく、隣の熊谷市になりますが、ヘリティジホテル、こちらのはうに宿泊していただきながら、そして、先ほどの原議員さんの質問にもなってしまいますが、先ほどの二ノ宮山展望塔とか、そして伊古神社、そういうものを観光に使いながらということは考えながらプランを立ててございます。

しかし、残念ながら、今のところ募集がないということになっていますので、ちょっとこの辺あたりが、まだ魅力が足りないかなという状況に考えています。そうした中で、先ほどの映像もつくれていたという形ですので、総合的に今これからまだまだ頑張っていかなくてはいけないかなということでなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。

次に、の組織体制についてのところについて再質問したいと思います。今回は観光についての質問でしたので、観光に絞ったような聞き方になっているのですが、意図としては、町の歳入確保に直結する工業、農業、商業、観光といった重要な役割が1つの課に集中してしまっているということはどうなのかなというふうに感じています。

町の歳入確保を最重点課題と位置づけた場合に、人員不足という課題があるにしても、現在の所管課を商業観光部門と農業工業部門などに分割して、それぞれの分野に特化した体制を構築することによって、各分野が明確な責任と目標を持って、より迅速かつ専門的な施策が推進できるのではないかというふうに感じます。これについては答えは要らないのですけれども、私はそういうふうに感じております。

いずれにしても、町の歳入を増加させるための施策については、成果が出るまでに時間をする種まきみたいなものだというふうに思っています。だからこそ、今すぐにでも組織体制の見直しに着手、町の将来に向けた第一歩を踏み出すべきだというふうに考えております。ここまで私は考えなのですけれども。ただ、組織を分けないと種まきができないというわけではないと思います。ただ、各分野が明確な責任と目標を持ってやっていくということは、分けていかないとなかなか難しいのかなというふうにも思うのですが、この点についてのご見解をお聞かせいただけますでしょ

うか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

町の収入に直結する重要な役割を1つの課に集中していることについての質問でございますが、中西議員おっしゃるように、分課等も考えられます。しかし、分課するためにも、それには人員が必要となっております。

滑川町におきましては、2000年代の最初に、行政改革による人員の削減や人件費の抑制により、長年職員採用を控えてきた。そういうことが現在表面化されているものだというふうに思っております。

また、現在においても、公務員と民間企業との賃金格差等が報道されておりますように、滑川町においても受験者が現在少なくなってきたのが現状でございます。業務を活性化する。また重要な部署に1か所に集まらないようとする。いずれにしても人員が必要になります。そのためには計画的な職員採用を今後もしっかりと進めてまいりたいと思いますし、一人でも多くの受験者が増えるように、今後、積極的に職員採用の情報等も提供、発信してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

次に、歩行が困難な方に優しい施設はのほうに移りたいのですが、まず階段への手すりの件なのですが、階段等段差のあるところに手すりがありますと、それだけで、つえをついた方は段差をクリアすることができますとかしますので、かなり行動の範囲が広くなるというお話を聞きました。ぜひ手すりについては、その辺のところの声についても耳を傾けていただければというふうに思います。

次に、歩道についてですが、昨日の一般質問において歩道についての質問があったのですが、それについて追加になってしまいますが、質問をさせていただきたいと思います。車道よりも歩道のほうが一部高くなっているところがありまして、そこについては該当場所は、れんが舗装の歩道になっております。この関係で歩道が、がたがたしておりまして、また車道に向けて斜めになっている箇所があるため、車椅子やベビーカーでの通行が困難であるとのご意見をいただいております。これらの状況について、どのようにご認識されておりますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の再質問にご答弁いたします。

昨日の谷嶋議員の答弁と重なる部分が多いと思うのですが、みなみ野地区につきましては、バリアフリー法以前の施工となりまして、マウントアップ型になっております。既設のマウントアップ型歩道をセミフラット型とする場合、沿線にお住まいの方、そこの方と全て今ついている歩道と車道の段差が、今度は沿線の方の出入りとの段差になってついてくるという形になりますので、マウントアップ型の歩道をセミフラット型に変えていくというのは、現状では難しいと思っています。

それと、インターロッキング型れんがタイプの歩道ですが、当時あそこのところは、みなみ野の土地区画整理事業で施行しております。当時、区画整理組合のほうで皆さんの知恵を出して、経費等を考えてインターロッキング型に施工されたものと考えております。

昨日の回答と同じなのですが、個別に対応できるところがございましたら、個別で相談いただければ、対応可能かどうか検討してまいりたいと思います。実際、インターロッキング型で全部施工してあるのですが、部分部分ではアスファルトに変えてある場所もございます。そういう経緯もございますので、個別でご相談いただければ、対応できるかどうかの検討をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

最後に投票所について質問したいのですけれども、投票所につきましては、7か所全てにおいてバリアフリー化されているので、利用上、問題ないというお答えが昨日あったというふうに認識しております。ところが、やはり不便であるというふうに言われている方がありますて、なかなか基準どおりにつくったからといって利便性に問題がないというわけではないのかなというふうに思います。

それで、現在、その投票所というのは、決められたところでしか投票できないのですけれども、これをどこか1か所、例えば総合体育館でとか投票するということはできるようなのですけども、そういうことをやっていこうということは考えていただけないでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

投票所につきましては、各さんの住所地、住居地において選挙区が区割りされており、そちらで決められた投票所でしていただくという形になります。もしそのような方で希望することができれば、期日前投票等をご利用いただければ役場で投票することができますので、どうかご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。最初の質問から趣旨外れないようにお願いいい

たします。

○12番（中西文寿議員） 以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時45分とします。

休 憩 （午後 2時29分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

上野葉月議員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位9番、議席番号2番、上野葉月議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

まず、給食の提供方式について質問いたします。埼玉県教育委員会が発行している令和5年度「埼玉の学校給食」によると、全面委託方式のみで給食を提供する市町村は、県内、八潮市と滑川町のみで、生徒数にしますと県全体の小学生で2%、中学生で3%です。東松山市はセンター方式と全面委託方式を併用しており、滑川町は東松山市が作成する献立をほぼそのまま利用しています。献立作成に関わる職員である栄養教諭、学校栄養職員は県内に合計593人いますが、配置がない市町村は八潮市と滑川町のみです。

千葉県いすみ市など、オーガニック給食に取り組む自治体が、今、高く評価されています。学校給食で有機米、地元農産物を食材にすることは、子どもに地域を知ってもらうだけでなく、地元農家の安定的な販路となり、地域農業を育てる期待されています。

、児童生徒数の減少や学校統廃合が進んでいる現状でも、県内市町村は自治体独自の給食施設を維持しています。学校給食法第4条において、学校設置者は学校給食が実施されるように努めなければならないとあります。確かに滑川町でも学校給食の実施任務は果たされていますが、他市町村よりもその業務範囲は狭いと言えます。少子高齢化と人口減少の中、滑川町の子ども人口は増加しており、滑川町を取り巻く状況は変化しています。そのような変化の中でも、滑川町は全面委託方式を選択し続けるのでしょうか。

、隣接市に頼らず、町独自の給食献立を作成する考えはありますか。

、近隣市町村と同様に、滑川町も町独自の給食を児童生徒に提供していくために、自校方式またはセンター方式の設備を将来的に造る考えはありますか。

2、宮前小学校体育館について質問します。宮前小学校体育館には、他校の体育館と異なり、空調設備がつかない計画になりました。体育館は避難施設もあり、他体育館と同様に空調が整備さ

れた施設に早期にしてほしいですが、そのためには建て替えまたは大規模改修のどちらかが必要なのでしょうか。

、宮小体育館の用地は取得済みです。用地取得まで進めながら、なぜ優先的に建設が進まないのでしょうか。

3、小学校の通学バスについて質問します。遠距離通学者のために通学バスが導入されました。通学バス利用可能地域に住む児童数と、その地域内でバス利用を選択した児童数を、地域ごとに教えてください。

、近隣市町村に遠距離通学者のためにバス等を運用している自治体があれば、全校生徒に対する対象者の割合と、その運営コストを教えてください。

、駅周辺に人口が多いのは将来的に続く傾向です。学区の端に当たる地域に人口が増加しているのが現状です。学区の距離的中心に小学校を配置し、森林公园駅南側の児童の遠距離通学負担を通学バスにより軽減していく現行の仕組みは、将来的に継続していく考えでしょうか。

4、小中学校の水泳授業について質問します。プール施設の老朽化をきっかけに、水泳授業の民間委託が進められました。猛暑やコロナの影響があり、学校プールはコスト面で非効率な施設となっています。1校1プールの方針を取らず民間委託をしたことは、水泳授業の実施率を上げるためにもよい選択だったと考えています。しかしながら、近隣市町村も、学校プールの老朽化、児童数減少が将来的に予測される中、宮前小学校だけが民間委託先を確保し続けられるかは不確かです。月の輪小学校と福田小学校のプールは築年数が浅く、老朽化問題はまだ先ですが、滑川中学校と宮前小学校のプール施設と水泳授業は、今後5年間、10年間について、どのような計画を立てているのでしょうか。

5、文化スポーツセンターについて質問します。文化スポーツセンターは、工業団地創設に伴う補助金で建てられたもので、その立地は町民の利便性を考えて選ばれたものではありません。前面道路には冠水ポイントがあり、施設背後には用水路があります。近年の集中豪雨などで、今まであふれなかった水路も内水氾濫の可能性があり、用水路隣接の土地はリスクが高いです。このような経緯、立地であっても、文化スポーツセンターについて、現状機能維持や長寿命化を予定しているのでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。答弁願います。

質問事項1、給食の提供方式についてと、質問事項2、宮前小学校体育館についてと、質問事項3、小学校の通学バスについてと、質問事項4、小中学校の水泳授業についてと、質問事項5、文化スポーツセンターについてを澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただ

きます。

質問事項1、給食の提供方式についての質問の になります。滑川町では人口増加しており、このような変化の中でも、全面委託方式を選択し続けるのでしょうかの質問ですが、阿部議員からも同様のご質問を受けたため、答弁も同じ内容となります。センター方式や自校方式といった直営方式に移行するための課題について、これらを全て勘案し、全面委託方式と直営方式のメリット、デメリットを比較検討する中で、何を優先し、何を選択していくかを総合的に考えることとなります。現在の委託先の優位な立地条件や直営方式への課題解消のめどなどを考慮すると、早期の切替えが困難であり、当面の間、全面委託方式を継続していきたいと考えます。

質問の 、町独自の給食献立を作成する考えはありますかの質問に答弁をさせていただきます。町独自の給食献立作成が可能となれば、メニューの自由度はもちろんのこと、食育指導、また地産地消へのアプローチも容易になり、あわせて地元産業の振興という面も含めて、そのメリットは大きいと考えます。

独自献立の導入は、全面委託方式であっても可能ですが、現在、滑川町が契約している委託先で対応するのは、現状では不可能とのことです。委託先の業者では、東松山市の一都と私立学校への給食提供も同時に行っているため、複数の献立に対応することができません。独自の献立とするには、委託先を変更し、滑川町だけの給食を提供する業者とするか、もしくは複数の献立に対応する能力を有する業者へ委託先を変更しなければなりません。あるいは、町でセンター方式もしくは自校方式を導入し給食の提供することになりますが、こちらについては、先ほどの答弁のとおり当面の間その予定はございません。

委託先の変更を検討した場合、給食の調理施設及び配送設備を兼ね備えた業者が指名参加登録になく、さらに学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに定める、調理をしてからの配送時間に距離的に対応できる業者が近隣に見当たらないため、全面委託方式を継続するには、現在の委託先以外の選択肢は困難な状況にあります。したがって、町独自の給食献立を作成したいという考えはございますが、現状では対応できないということになります。

質問の 、独自献立の提供のため、自校方式、センター方式の設備を将来的に造る考えはありますかの質問に答弁をさせていただきます。学校給食について、町で給食施設を整備し、自校方式またはセンター方式を導入できれば、町独自の献立作成、栄養教諭の配置、地産地消の取組の拡充など可能になるため、こういった点では望ましいものであると考えます。

しかし、先ほどから答弁させていただいたとおり、導入には課題も多く、臨時的、経常的に大きな財政負担が生じます。これら全ての課題について解消のめどが立ち、新たな補助制度の創設などにより、将来にわたっても財政計画上も問題がないことが確認できた場合には、学校給食における自校方式またはセンター方式の導入を検討することができると言えます。

次に、質問事項の2、宮前小学校の体育館についての質問 、宮前小学校体育館について、他校

と同様に空調が整備された設備に早期にしてほしいですが、そのため建て替え、または大規模改修のどちらが必要なのでしょうかの質問に答弁をさせていただきます。宮前小学校の体育館は、昭和48年の建築の施設で、経年劣化の状況、建築年からくる設備レベルも低い水準であり、また昨年度実施した長寿命化基礎調査による建築年、構造躯体の健全度、施設の劣化状況、整備レベルの点等の観点の結果からも、長寿命化ではなく、建て替えを選択したいと考えています。ただし、建て替えまでは、西宮議員のご質問での答弁のとおり、新たな体育館が完成するまでの期間は、既存の体育館の維持管理に努めるとともに、早期に空調設備を暫定的に設置することを検討しています。

次に、質問の 、体育館用地は取得済みですが、なぜ優先的に建設が進まないでしょうかの質問に答弁をさせていただきます。宮前小学校の体育館については、現在建て替えの方向で計画されており、その内容も以前プールの移設と併せて計画したもので、造成計画もそのときに作成したものでございます。その後、宮前小学校のプール建設については、水泳指導を民間委託へ切り替えたため、プールの移設が不要となり、取得した用地には体育館のみが移設する形になりました。そのため当初の計画から、体育館の配置や雨水排水施設、緑地面積、造成計画の見直しが必要となり、現在、その準備を進めているところです。

また、体育館本体についても、当初はプール等を併設する計画で進めておりました。そのためトイレや器具庫、更衣室など共有する予定でしたが、この部分についても見直しが必要となります。これら見直しの準備が整い次第、移設計画の概要を策定し、西宮議員のご質問に答弁したとおり、造成計画の見直し、伐採、抜根、埋蔵文化財の発掘調査、造成工事、実施設計、建築工事と各段階を進めていくこととなります。

また、当該事業は国庫補助金を活用しての建設を見込んでいます。文部科学省の補助金申請は、その手続に2年を要することと、今年度から実施設計が完了していることが補助金採択の条件となつたため、その点も踏まえ、事業着手や予算措置のタイミングを模索しているところです。早期に実施設計に着手し、建築工事まで期間が空いてしまうと、物価高騰による建築資材、人件費等の影響が大きくなり、予算措置や補助金申請額等の乖離、入札不調などが生じてしまう可能性があるからです。

体育館の移設にかかる事業年数については、西宮議員のご質問に答弁したとおり、おおよそ3年から4年を見込んでいます。実際の事業着手は令和10年度を想定していますが、それまでに調査、研究を進め、しっかりと準備をしながら、造成計画の見直しを含め、詳細な体育館の移設計画を策定し、町全体の公共施設の整備計画における優先順位や財政計画等々総合的に勘案しながら、体育館の移設計画を進めてまいります。

続いて、質問事項の3、小学校の通学バスについて、質問の 、通学バス利用可能地域に住む児童数と、そのバス利用選択した児童数を地域ごとに教えてくださいについて、答弁をさせていただきます。こちら令和7年度のスクールバスの利用可能地域に住む児童数と、その中のバス利用者

の人数をご報告いたします。

初めに、宮前小学校ですが、羽尾地区の対象者92名中、利用者が77名、地域別の人數ですが、蟹山地区が対象者4名に対して利用者4名、金光地が対象者17名に対して13名、十三塚が対象者57名に対して利用者49名、両家東が対象者14名に対して11名、みなみ野地区では対象者38名に対して利用者32名、都地区では対象者63名に対して利用者48名、伊古地区では対象者3名に対して利用者3名です。次に、福田小学校ですが、山田地区では対象者6名に対して利用者3名、和泉地区が対象者5名に対して利用者5名です。全体では、対象者207名に対して利用者168名となっております。

次に、質問の、近隣市町村に遠距離通学者のためのバス等運用する自治体があれば、全校児童に対する対象者の割合と、その運営コストを教えてくださいの質問に答弁をさせていただきます。郡内の市町村を確認しますと、既存の学区内における遠距離通学を対象にスクールバスを導入した事例は、鳩山町の亀井小学校のみで、児童数が少なく、また通学距離が長く、人家が少ない地区が多いため、平成21年度から導入しており、事前に利用登録した児童が対象で、週4日の下校のみという特殊な形態でスクールバスを運行しています。スクールバスはマイクロバスを1台、町が所有し、運営に係る経費は、運転手及び添乗員の人物費、スクールバスの維持管理経費、保険代等で、年間157万5,000円となっています。利用者の割合ですが、全児童数59名に対して利用者は20名、利用率33.9%です。

ほかには、小川町と川島町がスクールバスを導入していますが、どちらの町も、学校の統廃合のため再編に伴い学区が拡大し、その結果として遠距離通学となったためスクールバスを導入した例となります。

初めに小川町ですが、小川町では、東小川小学校の廃校に伴い、令和4年度から小川小学校でスクールバスを導入しています。週5日の登下校を運行しており、廃校になった東小川小学校の地区児童で希望者のみが対象となっています。運行形態は、民間委託により大型バス1台を運行し、委託費は年間972万517円となっています。利用者割合ですが、全児童数333名に対して利用者は41名、利用率12.3%です。

次に川島町ですが、つばさ南小学校とつばさ北小学校の統合により新設されたつばさ小学校で、今年度よりスクールバスを導入しています。学校からの直線距離もしくは通学距離が2キロ以上で、バスの利用を希望する児童が対象となっています。運行形態は、民間委託により中型バス8台を運行し、委託費は年間6,304万1,000円、5年間の長期継続契約で、総額3億1,520万5,000円となっています。利用者割合ですが、全児童数230名に対して利用者は185名、利用率80.4%です。

なお、ときがわ町と東秩父村では、自治体で運営しているデマンド交通や公共交通機関である路線バス等を利用して通学している児童がいるとのことでした。

質問の、学区の距離的中心に小学校を配置し、森林公园駅南側の児童の遠距離通学負担を通学バスにより軽減していく現行の仕組みは、将来に継続していく考え方でしょうかの質問に答弁をさせ

ていただきます。スクールバスについては、令和4年度に町長の公約をきっかけにして、地理的事情や近年の異常気象等の観点から通学方法の見直しを行い、町内の遠距離通学児童の安全を確保する通学手段の一つとしてスクールバスの導入を検討し、令和5年度からスタートをしています。

現在は導入から3年目となります。ここまで利用者の増加傾向が見られます。特に森林公园駅周辺の利用者については、今後3年間は学年が進むにつれて利用者が増加することを想定しています。ただし、その後の対象者数については、対象地区の人口推計では、やや減少傾向にありますので、今後の社会増にもよりますが、3年後の利用者数から大きく増えることはないのではないかと予想をしています。したがって、今後も現在のスクールバスによる遠距離通学の負担軽減の仕組みを継続するとともに、学区内の通学距離による対象児童数の偏りを是正するためだけに学校を新設する考えはございません。

仮に学校を新設する場合は、母体校である宮前小学校からの分離新設を検討し、その上で国庫支出金等の財源を確保しなければならないと考えています。また、建築後には維持管理経費の増大、施設維持の効率低下、事務事業の増加、建設時の起債償還等、町の財政への後年度負担の増大を招き、将来の財政運営に大きな影響を及ぼすと考えられます。

さらに、学区の設定に対する地域感情への配慮や学校規模との関連、分離新設を検討する場合なのですが、新設校は母体校を極端に上回る規模には整備できないという決まりがございます。こういったものも含め課題が多く、十分な協議と慎重な対応が必要です。

このことを踏まえ、将来を含めた町の財政状況、地域の児童数の将来推移、森林公园駅周辺の人口は増加しているものの、今後の町の都市計画や住宅分譲、大規模な民間開発等の状況の変化がない限り、当面の間、宮前小学校の施設規模であれば適正な教育が行われる環境であることなどの条件を総合的に勘案し、今は学校建設を考える時期ではないと判断をしています。

ただし、繰り返しとはなりますが、新規の区画整理事業や大規模な民間住宅開発、広範囲の住宅分譲など、町の状況が大きく変わり、宮前小学校の児童数が増え、施設の受入れも困難となり、適正な教育環境が維持できない状況となり、さらに分離新設する諸条件が整った場合には、改めて町としても、教育委員会としても、学校建設を検討する必要があると考えます。

次に、質問事項4、小中学校の水泳授業について。滑川中学校と宮前小学校の今後5年間、10年間の水泳授業について、どのような計画を立てているのかについて答弁をさせていただきます。小中学校の水泳授業については、水泳指導の在り方検討委員会での協議を経て、令和4年6月に教育委員会で策定した令和9年度までを有効期間とした滑川町立小学校における水泳指導の在り方に関する基本方針、こちらに基づき実施をしております。

基本方針の中では、水泳運動は身体の調和的な運動であり、児童及び生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものであること、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考を育むことから、今後についても児童生徒の水泳

指導の充実を目指していくこととするとしており、令和9年度までは各校での水泳授業を継続し、指導の充実を図ってまいります。

また、プール施設についてですが、水泳指導の充実を図る前提条件として、安全なプール施設の確保があります。そこで、基本方針の中でも今後のプール施設について言及しており、学校プール施設が耐用年数を迎えると劣化により使用が困難になった場合には、単独校のみで利用する学校プール施設の建て替えを行わず、水泳指導に係る費用に置き換えて考えていくことを有効としています。

基本方針では、その具体的な方策として3つ挙げております。1つ目が民間プール施設の活用、2つ目が学校プール施設の共同利用、3つ目が他市町村との連携を掲げております。

ここで、昨今の状況を鑑みますと、の民間プール施設の活用については、現在、宮前小学校で実施をしており、他校においても同様に導入することは有効な手段の一つであると考えています。しかし、授業時間に差し支えない範囲の時間、おおむね20分以内になりますが、この時間での移動可能な民間プール施設は限られており、さらに近隣市町村も民間委託への移行を進めていることから、今後、民間プール施設を活用した水泳授業の新規実施は困難になることが予想されます。

また、の学校プールの共同利用については、現在、天候などの気象状況により、計画どおりの水泳授業が実施できていない中で、既存施設による共同利用となると、使用期間がさらに限られる上、2校で使用する場合には500名を超えることから、現状では有効な方策とは言えません。

一方、他市町村との連携については、他市町村のプール施設の相互利用、共同利用等が実現できれば、有効な手段の一つであると考えられるため、その可能性について、調査研究していく必要があると考えています。

以上の方策を基本として考えていくこととなります。いずれの方策も、実現不可能または有効性が認められないとなった場合には、単独校のみ利用の施設ではなく、町内での共同利用を前提としたプール施設の改築や新築が視野に入ることとなります。

いずれにしましても、令和4年度に策定した基本方針が令和9年度に有効期間を終了することから、来年度になる令和8年度には策定委員会等を設置し、令和10年度からの5年間の方向性について、現方針を踏まえつつ、各方面からの意見を集約しながら新たな方針を策定していきたいと考えています。

なお、宮前小学校における水泳指導については、現在の民間委託が令和9年度までの長期継続契約であり、令和10年度以降も継続して実施することが望ましいと考えています。その場合、委託先については、現在の受託業者も含め、近隣市町村のスイミングスクールが考えられますが、他市町村も民間委託へ移行していることを踏まえ、受け入れ可能であるか、可能な場合どういった体制となるかを十分に確認するとともに、民間企業であることから、安定した事業経営が持続可能かなど、経営状況の確認も十分に行うことが必要、重要であると考えております。

質問事項の5、文化スポーツセンターについての質問、建設に係る経緯や現状の立地を踏まえ

て、文化スポーツセンターに現状機能維持や長寿命化を予定しているのでしょうかの質問に答弁をさせていただきます。教育委員会としては、文化スポーツセンターをスポーツ施設としての機能維持を主に勘案し、施設維持や整備の方向性を考えています。町民の文化、スポーツの向上及び振興を図ることを目的として設置された施設であり、センター屋外の体育施設、こちらテニスコートになりますが、こちらの提供や町民相互の交流、町民文化向上のための会議室等の貸出しが施設としての主たる役割となります。そのため、荒天時には施設が利用されることはほとんどなく、現在の利用者からも立地等に関するご意見も伺っておりません。

したがって、現状の利用状況からは、用地取得から施設整備まで大きなコストを必要とする建て替えではなく、当面は既存の施設の機能維持及び長寿命化の方向で文化スポーツセンターを維持することを考えています。ただし、当該施設は指定避難所としての指定も受けていますので、災害の状況や程度に応じて、避難所としての活用が可能となるよう、その機能維持についても担当の総務政策課と連携し取り組んで検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 再質問いたします。

まず、小中学校の水泳授業について再質問いたします。現在、小中学校の水泳、宮前小学校が民間委託をしておりまして、比較的好評の中、行っているというところだと思います。現状ではそれでよいと思うのですけれども、これからこの先5年間は、これで大体いけるだろうというところなのですが、10年先、それより先どうするかというところをお聞きしました。

例えば滑川中学校、あの人数を今のように宮前小学校と同じ様式で移動させられるかというと、かなり厳しいものがあるので、その方式は取られないのだろうなと思っています。その中で出てきているのが、他市町との施設の相互利用、それから、それも厳しかった場合は、町内の学校が共同で使うプールとして新設していくということも検討しているということでした。

他市町との相互利用というところがお話に出たのですけれども、具体的にほかの市町村名、あと相互利用の場所というのは何かしら挙がっているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

他市町村の連携についてですが、まだ具体的に近隣の市町村と話を進めているわけではございません。例えばですが、隣の嵐山町であればB & Gのプール施設がございますので、そういう施設の相互利用が可能、実現できれば有効な手段の一つではないかなというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 嵐山町のB & Gのプール、コロナ禍の中で休館になってしまったりはしていたのですけれども、比較的きれいで、体育館施設も整っており、駐車場も近いというところで、いい場所なのかなとも思います。

それから、嵐山町ですと国立婦人会館、ヌエックも、かなりいい室内プールを持っておりまして、ただ、今、ヌエックが、国の方策で、施設として休止、利用停止、そして施設を解体してしまうという話も出ていて、もしプールの利用というのが可能であれば、それを壊してしまうのはすごくもったいないなども思っているので、もし嵐山町、そして嵐山町内、月の輪からかなり近いでし、そこの施設利用というのを検討されているのであれば、国立婦人会館の中にある室内プール、それから更衣室もかなり大きいので、そこら辺との相互利用や連携というのも検討の中に入れていただけるとありがたいなと思います。

次に、一番初めに質問した給食について質問いたします。献立を滑川町自ら作成する、そしてそこに伴って委託する施設のその条件から、なかなか献立は厳しいというところではあるのですけれども、今お答えいただいた答弁で出てきた困難さというのは、ほかの市町村は全てそこを負った上で学校給食を提供しているのだと思います。そこを負っていないのが、県内で滑川町と八潮市のみというところです。そのところについて、確かに今やっていない状態からやっていくというのは難しいところだと思うのです。ただ、ほかの自治体は全て今までやっているというところも重く受け止めてほしいと思います。

それから、例えば、今、小川町は給食施設の更新時期になっているのですけれども、では民間委託をするかというと民間委託はせず、やはり自力での施設の建設というのを検討していると聞いています。

ほかの県内の自治体も、やはり老朽化になって施設の更新時期にはなっていますが、例えば自校式からセンター方式と変えているところはありますし、自校式を、坂戸市のように方針として継続しているというところもあるし、センター方式に変えるとしても、完全な民間委託はしないで、やはり手元でやっていくというところの方針がほとんどなのです。だから、全面委託方式に乗ってくるのは、もう五、六年前から滑川町と八潮市だけになって、そこから増えてはいないのです。なので、今から始めるというところの困難さは分かるのですけれども、その困難さというのは、ほとんど全ての自治体が負った上で給食を運営している。そこを念頭に置いて、せめて献立だけでも手元に取り戻すというところを本気で考えてみてほしいのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

上野議員おっしゃるとおり、滑川町の給食については、そもそもスタートから委託で始まっています。昭和53年、54年ぐらいだったかと思うのですが、保護者からの強い要望で給食を導入する。しかも、早期で導入してほしいという保護者からの要望に町が応える形で、施設整備をする時間を短縮するという意味を含めて、全面委託方式に踏み切ってスタートしています。そこから長い歴史を持って、今現在まで給食を提供しているわけなので、ここからまた新たにスタートを切るというのは、上野議員おっしゃるとおり、かなり大変なことです。

給食の献立の自由度ですか、食育の関係、地産地消の関係、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、そういうこと、確かに単独で給食が提供できれば、そういったところが有利にはなりますが、それのみを見て大きな財政負担が生じる、そこに対してもなのですけれども、そういったものと引換えにそこを導入することができるかどうかというのは、かなり困難な状況ではないかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今、給食では、東松山市の献立、例えば東松山市の広報なんかでも、地産地消のお話の記事が載っていたりします。それから、有機、オーガニックというところで、かなり打ち出して行っている自治体の話も、1つ2つではなく聞くようになってきました。その中で、そういう話に、今の仕組みだと滑川町は全く乗っていけない。もちろん年間で3日、滑川町の農産物を使った献立を作成、本当に努力していただいているとは思うのですけれども、そういう本当に限定された日にちになってしまっています。

例えば滑川町の直売所なんかを見ても、比較的出している方も多いし、小規模の方が多いのかもしれないのですが、野菜がない町では全くないと思うのです。それなのに、なかなか地元のものが利用できないというのは非常にもったいないし、やはり行政として力を入れていっていい場面ではないのかなというふうに思います。

恐らく献立の作成というのは、給食の設置義務者がつくらなくてはいけないというのが基本の方針なのではないかなというふうに、資料を読むと思います。なので、委託業者ありきで、そこからの条件下としてなかなか独自献立が難しい。それももちろん分かるのですけれども、献立というものは、自分の町の学校の子どもたちには、自分の町が献立をつくらなければいけないというところからまず始まって、そこからいろいろ仕組みを考えていってほしいなというふうに思います。

そのところを、もちろんできる、できないとかいう前に、やはり理念として、子育てナンバーワンであるとか、子育てしやすい町というのを掲げるのであれば、ほかの周りの自治体がやってることは、やはり全てやるべきだと思うのです。それを何十年来やってこなかったところ、ここはやはり重い腰を持ち上げて取りかからなければいけないのでないかなというふうに思います。

ここは町長にお聞きします。献立や給食について、ほかの自治体がやっている、そこを滑川町が

やっていない、ここについてどうお考えになるか、教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

今聞いていて、澄川事務局長と上野議員で、るる答弁しているのを見てましたけれども、できなことはできない、現在、はっきり言って。それしかないのだと思います。できない理由についてはしっかりと述べていると思うのです。それを何でかんとそれをするようにと。基本的なもののスタートがきていないのでから、今それを言われても答弁のしようがないのです、はっきり言って。私としても。ですから、給食はどうだ云々言いますよね。それから、地産地消云々とありますけれども、例えばそれが地産地消が滑川町で果たしてできるのですか、今の農業の状況で。それだけの絶対数が求められるのか。それはもう滑川町の中でもずっと議論していますよね。米は何とかできるだろうと。でも、野菜は厳しいというのは前々から分かっているわけです。そういう中で地産地消がかなわないということは、前々から答弁しているのだと思います。

それから、私も孫もいますし、せがれもいました。滑川町の給食については、私は給食を食べてない世代です。ですから、今やはり自分の子どもが、孫が学校へ上がるようになって、給食はどうだ、給食はどうだといつも聞いています。それに対して返ってくる子どもの答えは、やっぱり給食は楽しみだし、おいしいよと言ってくれます。それが確かに献立云々とか、栄養がどうだと、いろいろあるのだと思いますけれども、やっぱりちゃんとしたカロリー計算もされているのでしょうから、私は今の現状はそれでいいと思います。

スタートがそもそも違うというのは、さっき澄川事務局長も言いましたけれども、私もそのとおりと思って、それを基に、よその自治体がやっているから同じようにしろといつても、これはどうだい無理だと思います。では、現在滑川町でやっていることはやめていいのかということです。それはできませんから、私の考え方として。今のやり方を継続しながらやる以上はなかなか、今、上野議員がおっしゃるとおり、これをしろ、あれをしろといつても、なかなか前向きな答えはできない状況です。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 野菜の地産地消については、どこの町も全て自給できるというところから取り組んではおりません。オーガニックというところでいろんな自治体取り組んでいますけれども、反対する方がおっしゃるのは、今、大塚町長がおっしゃったような、全部できないのにどうするのだというところは、初めに上がってくるところではあります。ここを皆さん、知恵と努力で解消しながら、オーガニック化、そして、なるべく地場産のものを使っていくというものは、努力の中で行っているのであると思います。

それはできる、できない、もちろんそこは問題ではあるのですけれども、まず方針として、どういう方向で持っていくいかというものをどう掲げるかということなのではないかなというふうに思っております。今の町長の答弁で、現状、できるものしかできないというところで承りました。

次の質問に移ります。宮小の体育館についてなのですけれども、昭和48年に築、そして今プールのところ、もともと建て替えのための調査はしていたけれども、用地買収もどの段階かで進んだけれども、そのときはプールと体育館を併設したものであった。そこから変更が生じているので、今、止まっているというような説明だったかと思うのですけれども、でも、プールの水泳授業の民間委託は、今、3年目なので、令和5年あたりから話が出てきたのかな、令和4年、5年あたりから話が出てきたのかなと思うのですけれども、プールの新設というのは、10年ぐらい前に話を聞いていたように思います。そうすると、2013年、14年ぐらいには出ていて、やはりそこの間にブランクというか、長期の間が空いているのです。用地買収はもうその段階で進んでいたはずで、やはり間が空いているように思うのです。体育館とプールの合同の設計であったというところと、体育館だけのプールの設計になったというところ、その間にはやはりちょっとブランクがあるようだと思うのですけれども、その間というのは何かしらで止まっていたのではないか。それとも、順調に進行している中で体育館だけの話になったということでしょうか。スケジュール感、その間どうなっていたか、教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時29分）

再 開 （午後 3時32分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

用地取得をしてからプールの設計等の着手までに時間がどうしてかかったかということでおろしいでしょうか。それについては、確かに用地取得からプールの設計まで時間がかかった経緯はございます。それについては、用地を取得した後に地質調査ですとか、測量ですとか、そういうことを準備期間としてしておりました。その測量や地質調査が終わった後に開発行為や基本設計、実施設計に入っていますので、それにちょっと10年近くの期間を要してしまったということになります。

ただ、実際はその10年ではなくて、その手前ぐらいで開発が実際終わっていて、着工するに当たってプールを造ること自体はもう一度見直しをして、結局プールは建設しないという方向に計画が変わったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今、質問したのは、宮小の体育館の建て替えというのは、10年ぐらい前から話に上がっていたように記憶をしています。用地の取得も進んでいて、用地取得の費用も何年かに分けて払っていくと思うのですけれども、たしか用地取得の費用も支払いも終わっているというふうに資料で見てています。

そんな中で、例えば宮小の体育館を見上げると、さびが出ていたりとか、雨漏りの報告があったり、そういう中で早く取りかかるべき施設であるというふうに私は考えているのですけれども、それがなぜ進まないのかなというところに、すごく疑問を持っています。今回はエアコンもつけて、ほかの体育館とかとは別の仕組みでつけていただくということにはなったのですけれども、当初は宮小だけエアコンがつかないという話もありました。なので、町の中でも早く着手すべき施設だと捉えていました。

教育委員会の中では、宮小の体育館の優先順位というのはどれくらいに考えているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

学校施設を含む教育施設の中での優先順位、宮前小学校の体育館はかなり上位でございます。福田小学校の校舎の大規模改修、それから滑川中学校の改修と併せて宮前小学校の体育館、そういう形で施設整備を教育委員会のほうでは優先順位上位で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 子どもたちが毎日通い、そして使用頻度の高い施設です。そして、避難施設にもなっています。なるべく、今言つていただいた施設、宮小の体育館も含め、なるべく早く新設、町の中でも優先順位を上げて新設していただきたいと思います。これは要望です。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日4日は午前10時に開会します。

散会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時37分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでございました。

令和7年第248回滑川町議会定例会

令和7年9月4日（木曜日）

議事日程（第3号）

開議の宣告

- 1 認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 2 認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 3 認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 4 総括質疑

出席議員(14名)

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上	邦久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮	俊明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本	幾雄	議員	9番	赤沼	正	副議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稻村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聰
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 書記	大林具視 島美咲
--------------	-------------

錄 音 權 田 尚 司

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願ひいたします。

ご着席願います。

開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第248回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

認定第1号～認定第3号の説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、認定第1号から日程第3、認定第3号までを一括議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを会計管理者、高坂会計課長に説明を求めます。

〔会計管理者兼会計課長 高坂克美登壇〕

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計管理者、会計課長、認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

それでは、お手元の令和6年度滑川町歳入歳出決算書に基づき概要の説明を申し上げます。

初めに、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。令和6年度滑川町一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入より款別に収入済額を中心に説明申し上げます。

まず、歳入の根幹をなす款1の町税ですが、収入済額33億713万1,761円で、一般会計における歳入全体の39%を占めております。前年度に比べ120万7,302円少なく、微減となりました。不納欠損額につきましては597万5,488円でございました。

続きまして、款2の地方譲与税9,784万4,000円。

款3利子割交付金124万円。

款4配当割交付金2,374万7,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金3,417万5,000円。

款6法人事業税交付金5,043万円。

款7地方消費税交付金5億1,010万9,000円。前年度に比べ2,200万1,000円多く、4.5%の増となりました。

款8ゴルフ場利用税交付金9,121万4,961円。

款9環境性能割交付金2,130万1,910円。

款10地方特別交付金1億3,623万2,000円。

款11地方交付税10億5,833万1,000円。前年度に比べ2億3,943万8,000円多く、29.2%の増となりました。

款12交通安全対策特別交付金239万3,000円。

続きまして、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。款13分担金及び負担金6,629万1,200円。

款14使用料及び手数料5,403万2,745円。

款15国庫支出金15億799万6,580円。前年度に比べ1億2,766万6,533円多く、9.2%の増となりました。

款16県支出金6億6,866万1,389円。前年度に比べ2,198万1,944円多く、3.4%の増となりました。

款17財産収入1,424万5,350円。

款18寄附金2,314万3,618円。前年度に比べ1,045万8,618円多く、82.4%の増となりました。

款19繰入金9,829万7,000円。介護保険特別会計財政調整基金などからの繰入れによるものでございます。前年度に比べ3,356万8,000円少なく、25.5%の減となりました。

款20繰越金3億505万5,912円。前年度に比べ2億3,489万5,592円少なく、43.5%の減となりました。

款21諸収入1億6,023万8,907円。

続きまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。款22町債2億4,383万8,000円。前年度に比べ1億8,068万6,000円少なく、42.6%の減となりました。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額84億7,595万333円で、前年度に比べ1億6,853万6,235円多く、2%の増となりました。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1議会費、支出済額9,275万8,174円。

款2総務費7億6,965万296円。前年度に比べ2,276万5,560円多く、3%の増となりました。

款3民生費35億6,315万4,308円。前年度に比べ3億9,479万1,484円多く、12.5%の増となりました。

款4衛生費7億1,800万5,578円。前年度に比べ435万6,700円少なく、0.6%の減となりました。

款5労働費14万7,000円。

款6農林水産業費3億1,618万8,372円。前年度に比べ3,982万8,632円多く、14.4%の増となりま

した。

款7商工費2,714万9,154円。前年度に比べ2,077万6,524円少なく、43.4%の減となりました。

款8土木費6億7,349万1,104円。前年度に比べ4,008万460円多く、6.3%の増となりました。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。款9消防費3億7,275万2,687円。前年度に比べ1,347万6,099円多く、3.8%の増となりました。

款10教育費9億6,935万3,699円。前年度に比べ1億5,919万4,752円少なく、14.1%の減となりました。

款11災害復旧費は支出済額はございません。

款12公債費5億4,445万616円。これは、地方債の元金償還金とその利子でございます。前年度に比べ988万2,123円少なく、1.8%の減となりました。

款13諸支出金9,457万4,591円。前年度に比べ1億8,262万2,929円少なく、65.9%の減となりました。財政調整基金などへの積立てによるものでございます。

款14予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額81億4,167万5,579円。前年度に比べ1億3,931万7,393円多く、1.7%の増となりました。執行率につきましては、前年度より4.7ポイント下がり91.8%でございます。

歳入歳出差引残額3億3,427万4,754円。

令和7年9月2日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、135ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源の計として、5,745万3,000円でございます。

5、実質収支額2億7,682万1,754円でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

最初に、滑川町国民健康保険特別会計です。137ページ、138ページをお開きいただきたいと思います。令和6年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

款1の国民健康保険税ですが、収入済額3億3,054万3,332円。前年度に比べ1,859万4,815円の増となりました。収入全体の22.1%を占めております。不納欠損額につきましては478万3,813円でございました。

款5国庫支出金285万5,000円。

款6県支出金9億8,406万1,440円。前年度に比べ5,893万8,320円の減となりました。収入全体の65.8%を占めております。

款10繰入金1億3,945万7,333円。

款11繰越金3,539万2,577円。

款12諸収入358万3,174円。

歳入合計は、収入済額14億9,589万2,856円。前年度に比べ6,795万757円少なく、4.3%の減となりました。

続きまして、139ページ、140ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額778万9,670円。

款2 保険給付費 9億3,082万5,441円。

款3 国民健康保険事業費納付金 4億2,486万4,677円。

款6 保健事業費2,158万7,396円。

款7 基金積立金3,498万4,329円。

款9 諸支出金1,604万1,859円。

款10 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額14億3,609万3,372円。前年度に比べ9,235万7,664円少なく、6%の減となりました。

歳入歳出差引残額5,979万9,484円。

令和7年9月2日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、155ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額5,979万9,484円でございます。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、157ページ、158ページをお願いいたします。令和6年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1保険料、収入済額2億8,808万9,200円。歳入全体の21%を占めております。不納欠損額については84万7,400円でございました。

款3 使用料及び手数料、収入済額はございません。

款4 国庫支出金 1億9,882万405円。

款5 支払基金交付金 2億8,937万7,284円。

款6 県支出金 1億5,652万1,017円。

款7 財産収入と款8 寄附金の収入済額はございません。

款9 繰入金 3億2,754万円。

款10 繰越金 1億1,201万6,360円。

款12諸収入 1万6,900円。

歳入合計は、収入済額13億7,238万1,166円。前年度に比べ1億5,007万5,739円多く、12.3%の増

となりました。

続きまして、159ページ、160ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額1,071万5,365円。

款2 保険給付費10億4,367万5,650円。

款5 地域支援事業費2,732万8,823円。

款6 基金積立金4,300万円。

款8 諸支出金4,282万6,033円。

款9 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額11億6,754万5,871円。前年度に比べ5,725万6,804円多く、5.2%の増となりました。

歳入歳出差引残額 2億483万5,295円。

令和7年9月2日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、181ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額 2億483万5,295円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、183ページ、184ページをお願いいたします。令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、収入済額1億9,413万9,200円。歳入全体の78.3%を占めております。不納欠損額につきましては19万2,600円でございます。

款2 使用料及び手数料及び款3寄附金の収入済額はございません。

款4 繰入金3,865万3,125円。

款5 繰越金1,323万8,205円。

款6 諸収入201万202円。

歳入合計は、収入済額2億4,804万732円。前年度に比べ2,638万3,599円多く、11.9%の増でございます。

続きまして、185ページ、186ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額365万7,737円。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金 2億3,095万7,449円。

款3 諸支出金65万2,100円。

款4 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額2億3,526万7,286円。前年度に比べ2,684万8,358円多く、12.9%の増でございます。

歳入歳出差引残額1,277万3,446円。

令和7年9月2日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、193ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1,277万3,446円でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、195ページ、196ページをお願いいたします。財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

1、公有財産、(1)土地及び建物。この表は、縦軸が行政財産と普通財産、横軸が土地と建物という区分になっております。土地に増減がございました。この増減については、議員各位にお配りしてございます令和6年度滑川町行政報告書の14ページに掲載してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、197ページ、198ページをお願いいたします。(2)山林から(8)不動産の信託の受益権につきましては、増減はございません。

続きまして、199ページ、200ページをお願いいたします。2、物品です。ここには、町の備品のうち、50万円以上の物品が掲載してございます。決算年度中増減高の欄を御覧ください。マレットゴルフ場の芝刈り機が1台増となり、小学校の電子黒板が1台減となりました。

続きまして、201ページ、202ページをお願いいたします。3、債権。これにつきましては、該当する事項はございません。

続いて、4、基金です。現在、滑川町には(1)から(16)までの基金がございます。それぞれの表の中央にございます決算年度中増減高の欄を御覧いただきたいと思います。

(1)財政調整基金351万3,028円とありますが、これは一般会計からの積立金と繰入金と定期預金の利子によるものでございます。

(2)減債基金1,838万2,120円とありますが、これも一般会計からの積立金と繰入金と定期預金の利子によるものでございます。

(3)公共施設整備基金6,618円とありますが、定期預金の利子でございます。

(4)(5)(6)の基金については増減がありません。

(7)土地開発基金、表の下の現金につきまして1,097万1,825円とありますが、これは土地買収費と土地の買戻しに伴う基金への償還と定期預金の利子によるものです。

(8)奨学基金ですが、増の121万円は、今まで貸し付けた奨学資金の返済額で、減の50万円は新たに貸し付けた奨学資金でございます。

(9) の基金については、増減はありません。

(10) 国民健康保険特別会計財政調整基金1,498万4,329円とありますが、これは国民健康保険特別会計からの積立金と繰入金によるものです。

(11) (12) の基金については、増減はありません。

(13) 介護保険給付費準備基金マイナス9,700万円とありますが、これは介護保険特別会計からの積立金と繰入金によるものです。

(14) まちづくり応援基金として1,283万7,000円を計上しておりますが、これは一般会計からの積立金と繰入金によるものです。滑川町を応援しようとする方からの寄附金が財源となっております。

(15) 滑川町賀田春吉教育支援基金マイナス6万円とありますが、これは新たに貸し付けた支援金でございます。

(16) 森林環境基金については5万2,000円とありますが、これは一般会計からの積立金と繰入金によるものでございます。

以上をもちまして、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について並びに認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを神田上下水道課長に説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてご説明いたします。

水道事業会計と下水道事業会計で1冊の決算書になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書の1ページを御覧ください。令和6年度滑川町水道事業決算報告書から款別に説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入についてですが、第1款事業収益は、決算額3億8,261万3,388円で、予算額に比べ378万4,388円増額し、収納率は101.00%でした。

続いて、支出について説明いたします。第1款事業費、決算額3億6,718万7,373円で、不用額は2,755万2,627円となり、執行率は93.02%でした。

続きまして、2ページ目を御覧ください。(2) 資本的収入及び支出の収入についてご説明申し上げます。第1款資本的収入は、決算額2億6,675万226円で、予算額に比べて3億1,002万5,774円減額し、執行率は46.25%でした。収入減の要因は、令和6年度3月議会にて補正予算を計上した工事を令和7年度事業に繰り越したことにより、第1項企業債の借入れを行わなかったこと、第3

項の国庫補助金の入金がなかったことによるものになります。

続きまして、支出について説明申し上げます。第1款資本的支出は、決算額3億2,516万1,686円で、翌年度繰越しが2億8,435万円で、不用額は9,685万4,314円となり、執行率は46.03%となりました。

第1項建設改良費の主な内容は、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新工事に基づく配水管の布設替え工事及び舗装本復旧工事を行いました。実施した内容につきましては、15ページに建設工事の概況として詳細を記載していますので、後ほどご確認をお願いいたします。

また、第2項企業債及び他会計償還金の詳細につきましても26ページに企業債償還状況書として記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思っております。

なお、このページの下の欄外で説明させていただいております資本的収入額の資本的支出額に対する不足分5,841万1,460円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額2,215万9,976円及び過年度損益勘定留保資金3,625万1,484円にて補填を行っております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。令和6年度滑川町水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。この損益計算書は、経営成績を明らかにするため、期間中に得た収益と、これに対する費用を記載し、純損益とその発生由来を表したものでございます。ここでは概要について説明させていただきます。詳細な内容につきましては、後ほど21ページ以降に記載しました収益的費用明細書を御覧いただき、ご確認をお願いいたします。なお、この損益計算書は、税抜きの金額表記となっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

1、営業収益の合計は3億3,608万5,028円でした。水道料金収入及び加入金、量水器取付料が主なものになっております。

2、営業費用の合計は3億4,082万4,858円でした。県水の受水費、配水場、配水管及び給水管の維持管理費、検針費用、人件費、減価償却費が主なものになっております。営業収益から営業費用を差し引いたものが営業利益で、マイナス473万9,830円となります。

3、営業外収益の合計は1,187万5,488円でした。消費税の還付が主なものになっております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。4、営業外費用合計は、起債に対する支払利息のみで、514万3,788円でした。営業収益と営業外収益の収益合計から営業費用と営業外費用の費用合計を差し引いたものが今年度の営業利益であり、199万1,870円となりました。昨年は2,200万5,816円となっております。

次に、5、特別損失はございませんでしたので、経営利益が当年度純利益199万1,870円となり、この純利益に次の行の前年度繰越剰余金2億1,237万72円を加えたものが、次の行の当年度未処分利益剰余金となり、2億1,436万1,942円となります。

続きまして、令和6年度滑川町水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。この剰余金計算書は、昨年度中に剰余金がどのように増減したかを表すものになっております。

まず、利益剰余金の部についてご説明申し上げます。 1、減債積立金ですが、4、当年度末残高が3億32万3,000円となります。

続いて、1、建設改良積立金の5、当年度残高は4億4,939万8,850円となり、減債積立金と建設改良積立金の積立金合計は7億4,972万1,850円となります。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。 1、未処分利益剰余金の1、前年度未処分利益剰余金は、前年度末令和6年3月31日現在で2億3,237万72円でした。 これから2、前年度利益剰余金処分額の(1)減債積立金1,000万円と(2)建設改良積立金1,000万円の合計2,000万円を差し引きると、繰越利益剰余金年度末残高が2億1,237万72円となります。 この金額に、3、当年度純利益199万1,870円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2億1,436万1,942円となり、損益計算書で報告させていただきました当年度未処分利益剰余金と同額であることが確認できます。

続きまして、資本剰余金の部について説明させていただきます。 まず、1、その他資本剰余金です。 1、前年度末残高が15億2,881万9,611円に、3、当年度発生額の6,423万813円を加えた額が、5、当年度末残高の15億9,305万424円となり、この額がその下の二重線の翌年度繰越資本剰余金となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。 令和6年度滑川町水道事業剰余金処分計算書(案)について説明させていただきます。 剰余金処分につきましては、地方公益企業法第32条で議会の議決を経て行うと定めており、決算の認定と併せて処分の内容の承認をお諮りするものでございます。

まず、1、当年度未処分利益剰余金は2億1,436万1,942円で、そして利益剰余金としては、翌年度純利益が199万1,870円と少額なため、当年度につきましては各積立てを行わないこといたしました。

よって、1、減債積立金、2、建設改良積立金の処分の額の合計はゼロ円となり、翌年度繰越利益剰余金の2億1,436万1,942円となります。

以上、剰余金処分の案について併せてご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、7ページをお願いします。 令和6年度滑川町水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。 この貸借対照表は、水道事業の財政状況を明らかにするため、年度末における水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本をそれぞれに表したものになっております。

まず、資産の部から説明いたします。 1、固定資産ですが、(1)有形固定資産は、イからトまでの各項目の合計が、7ページの一番下の行、24億2,970万6,786円でした。

続きまして、8ページを御覧ください。(2)無形固定資産、(3)投資はございませんでしたので、前ページの(1)の合計がそのまま固定資産合計の24億2,970万6,786円となります。

続いて、2、流動資産は、(1)現金資産から(5)その他流動資産までの合計が12億4,898万7,420円となり、1、固定資産と、2、流動資産の合計が資産合計として、一番下の二重下線の36億7,869万4,206円となります。

続きまして、9ページの負債の部ですが、3、固定負債は（1）企業債のみで、固定負債の合計が4億9,584万4,840円となります。これは、過去の設備投資の際に借り入れた政府資金、金融公庫資金の償還金の元金の残高になります。

4、流動負債のうち該当するものとしては、翌年度内償還分の（2）企業債のほか、（5）未払金、（6）前受金、（7）賞与引当金、（10）その他流動負債を合計して、流動負債合計が3,162万3,771円となります。

続きまして、10ページをお願いします。5、繰延収益は、（1）長期前受金1億6,189万336円と（2）収益化累計額マイナス2,630万9,800円で、繰延収益合計は1億3,558万536円となりました。前ページの固定負債合計と流動負債の合計及び本ページの繰延収益合計を合わせますと、負債合計が6億6,600万1,147円となります。

次に、資本の部ですが、6、資本金、（1）自己資本金のみであり、資本金の合計が4億5,555万8,843円となります。

7、剰余金については、資本剰余金が15億9,305万424円となります。（2）利益剰余金のイからハは、先ほどの4ページから6ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書で説明した金額となります。この金額が利益剰余金合計として9億6,408万3,792円となり、（1）資本剰余金と（2）利益剰余金を合計した額が剰余金合計25億5,713万4,216円となります。この剰余金合計と資本金合計を合わせた額が資本合計額30億1,269万3,059円となり、さらにこの資本合計と負債合計6億6,600万1,147円を合わせた最終的な負債資本額が二重下線の部分、36億7,869万4,206円となります。この負債資本合計と、先ほど8ページで説明した二重下線の資産合計額が同額となり、資産合計と負債資本合計の双方の金額が一致していることで、貸借対照となっていることが確認できます。

続きまして、11ページをお願いいたします。令和6年度滑川町水道事業キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。内容は、水道事業における現金、現金同等物の増減を表したものです。簡単に説明いたしますと、右側の区分のローマ数字で3つに分けてある項目、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれにキャッシュ・フローを集計し、現金の増減を記載したものになっております。以降のページは決算附属書類となり、令和6年度における水道事業の実績報告書をつづってございます。滑川町水道事業の状況や事業内容が記載されていますので、ご高覧いただければと存じます。

また、29ページから本会議に先立ちまして監査を実施しております。監査委員の意見書をまとめておりますので、よろしくお願いします。

以上、雑駁ではございますが、令和6年度水道事業会計決算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 続けて。

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の36ページをお願いします。令和6年度滑川町下水道事業決算報告書から款別にご説明申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出の収入について、第1款公共下水道事業収益は、決算額3億5,398万5,248円で、予算額に比べて729万5,248円を増額し、収納率は102.1%でした。

第2款農業集落排水事業収益は、決算額1億421万4,802円で、予算額に比べて91万198円の減額をし、収納率は99.1%でした。

第3款公共浄化槽事業収益は、決算額2,858万4,865円で、予算額に比べて3万9,135円の減額をし、収納率は99.90%でした。

次に、37ページをお願いいたします。続いて、支出について説明申し上げます。第1款公共下水道事業費は、決算額3億6,074万5,267円で、不用額は3,692万5,733円となり、執行率は92%でした。

第2款農業集落排水事業費は、決算額9,964万9,724円で、不用額が1,409万8,276円となり、執行率が88.50%でした。

第3款公共浄化槽事業費は、決算額2,405万6,786円で、不用額は471万2,214円となり、執行率は83.90%でした。

続きまして、38ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出の収入についてご説明申し上げます。第1款公共下水道事業資本的収入は、決算額1億4,572万9,530円で、予算額に比べて983万4,470円の減額です。収納率は93.70%でした。

第2款農業集落排水事業資本的収入は、決算額3,557万9,000円で、予算額に比べて210万円の減額で、収納率は94.40%でした。

第3款公共浄化槽事業資本的収入は、決算額590万3,400円で、予算額に比べて2,279万7,600円の減額をし、収納率は20.60%でした。こちらは、年間計画基数と実際に設置された基数が大幅に少なかったものによるものです。

続きまして、39ページをお願いいたします。支出について説明いたします。第1款公共下水道事業資本的支出は、決算額1億4,117万6,523円で、不用額は1,816万2,477円となり、執行率は88.60%でした。

第2款農業集落排水事業資本的支出は、決算額3,619万9,195円で、不用額は148万1,805円となり、執行率は96.10%でした。

第3款公共浄化槽事業資本的支出は、決算額637万5,579円で、不用額は2,238万6,421円となり、執行率は22.20%でした。

各款の第1項建設改良費で実施した内容につきましては、令和6年度下水道事業報告書として52ページの2、工事に記載しておりますので、ご確認をお願いします。各款第2項企業債、他会計償還金の詳細につきましても、64ページから67ページにかけて企業債明細書として記載しておりますので、後ほどご確認のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、40ページをお願いいたします。令和6年度滑川町下水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。水道事業会計同様、ここでは概要についてご説明させていただきますので、詳細な内容につきましては、後ほど58ページ以降に記載いたしましたので、ご確認のほどお願いいたします。下水道事業会計収益費用明細書を御覧いただき、ご確認をお願いいたします。

こちら以下の計算書は、3事業合算の計算になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

1、営業収益は2億1,010万3,696円でした。

2、営業費用の合計は4億4,027万6,016円になりました。主な内容としましては、マンホールポンプや農業集落排水場、公共浄化槽の維持管理費、市野川流域下水道維持管理負担金、人件費、減価償却費が主なものになっております。

営業収益から営業費用を差し引いたものが営業損失として計上している2億4,917万2,320円となります。

3、営業外収益の合計は2億5,458万6,000円でした。一般会計からの負担金及び補助金、長期前受金戻入、消費税還付金が主なものになっております。

4、営業外費用の合計は、起債に対する支払利息のみで、2,188万5,481円でした。

営業収益と営業外収益の営業収益合計から営業費用と営業外費用の費用額合計を差し引いたものが当年度の経常利益で352万8,199円となります。

次に、6、特別損失の70万円を先ほどの経常利益から差し引きますと、当年度の純利益は282万8,199円となります。この純利益に前年度繰越剩余金と、その他未処分利益剩余金変動額を加えたものが今年度未処分利益剩余金となり、5,370万9,046円となりました。

続きまして、41ページをお願いします。令和6年度滑川町下水道事業剩余金計算書についてご説明申し上げます。この剩余金計算書は、年度中に剩余金がどのように増減したかを表すものとなっております。1、未処分利益剩余金の1、前年度未処分利益剩余金は、前年度末令和7年3月31日現在で7,088万847円でした。

ここから、2、前年度利益剩余金処分額の(1)減債積立金1,000万円と(2)建設改良積立金1,000万円の合計2,000万円を差し引きますと、繰越利益剩余金年度末残高が5,088万847円となります。この金額に、3、当年度純利益282万8,199円を加えますと、当年度未処分利益剩余金は5,370万9,046円となり、損益計算書で報告させていただいた当年度未処分利益剩余金と同額であることが確認できます。

続いて、資本剩余金の部についてご説明申し上げます。まず1、その他資本剩余金です。1、前年度末残高が4,893万7,230円に、4、当年度処分額の130万7,466円を引いた額が、5、当年度末残高の4,762万9,764円となり、この額がその下の翌年度繰越資本剩余金となります。

続きまして、令和6年度滑川町下水道事業剩余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。剩余金処分については、水道事業同様、地方公営企業法第32条で議会の議決を経て行うものと定め

られており、決算の認定と併せて処分の内容の承認をお諮りするものでございます。

1、当年度未処分利益剰余金は、5,307万9,046円でした。

そして、2、利益剰余金処分額として当年度純利益が282万8,199円と少額のため、当年度につきましては、水道事業と同様に各積立ては行わないものといったしました。よって、減債積立金、建設改良積立金の処分額の合計はゼロ円となり、3、翌年度繰越剰余金の5,370万9,046円となります。

以上、剰余金処分について、併せてご審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして、43ページをお願いします。令和6年度滑川町下水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。この貸借対照表は、下水道事業の財政状況を明らかにするため、年度末における下水道事業が保有している資産、負債及び資本をそれぞれ表したものになっております。

まず、資産の部から説明させていただきます。1、固定資産ですが、(1)有形固定資産は、イからトまでの各項目の合計で53億1,257万4,643円でした。

(2)無形固定資産が3億7,661万6,211円で、固定資産の合計56億8,919万854円となります。

続いて、2、流動資産は、(1)現金預金から(5)その他流動資産までの合計3億2,982万9,676円となり、1、固定資産と2、流動資産の合計が資産合計として一番下の二重下線の60億1,902万530円となります。

続いて、44ページ、負債の部をご確認ください。3、固定負債は、(1)企業債のみの該当となり、固定負債合計額が12億8,525万2,366円となります。これは今まで借り入れた負債資金、金融公庫資金の償還途中の元本の残高になります。

4、流動負債のうち該当のあるものとして、年度内償還分の(2)企業債のほか、(5)未払金、(7)賞与引当金を合計して、流動負債合計が1億4,952万7,356円となります。

5、繰延収益は、(1)長期前受金56億5,570万3,268円と、(2)収益化累計額マイナス22億4,454万5,137円で、繰延収益合計が34億1,115万8,131円となりました。

固定負債額と流動負債額及び繰延収益合計を合わせると、負債合計が48億4,593万7,853円となります。

続きまして、45ページ、資本の部を御覧ください。6、資本金は、(1)自己資金のみであり、資本金合計が10億5,174万3,867円となります。

7、剰余金については、(1)資本剰余金が4,762万9,764円となり、(2)利益剰余金のイからハ、先ほど41ページから42ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書で説明した金額と同額で、この金額が利益剰余金合計として7,370万9,046円となります。(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合計した額が、剰余金合計の1億2,133万8,810円となります。この剰余金合計と資本金合計を合わせた額が、資本合計額11億7,308万2,677円となり、さらにこの資本合計と前ページの負債合計の48億4,593万7,853円を合わせた最終的な負債資本額合計が、二重下線の部分、60億1,902万530円となります。この負債資本合計と、先ほど43ページで説明した二重下線の資産合計額が同額となり、資産

合計と負債資本合計が双方の金額が一致していることで、貸借対照となっていることがご確認できます。

続きまして46ページ、令和6年度滑川町下水道事業キャッシュ・フロー計算書をご確認ください。内容は、下水道事業における現金及び現金同等物の増減を表したものになります。簡単に説明しますと、左側の区分にローマ数字で3区分した項目が、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれによるキャッシュ・フローになっております。それを集計し、現金等の増減を記載したものになっております。その合計が下から3行目の現金及び現金同等物増加額として記載しております。令和6年度期間中に9,162万9,000円増加したことが分かります。これにより一番下の行、現金及び現金同等物の令和6年度期末残高が3億1,250万9,000円となったことがご確認できます。

以降のページは、決算書附属書類等となっております。令和6年度における下水道事業の実績報告書をつづってございます。滑川町下水道事業の状況、事業内容を記載しておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

また、70ページから、本会議に先立ちまして監査を実施いたしております監査委員の意見書となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和6年度下水道事業の剰余金処分及び決算書に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

また、説明中、読み間違いがあったことをおわび申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩とします。再開は11時25分にします。

休 憩 （午前11時13分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

認定第1号から認定第3号までの説明が終わりました。

ここで、本件につきましては、監査委員による決算審査がなされており、その結果について、吉野正和代表監査委員より報告をお願いします。

〔代表監査委員 吉野正和登壇〕

○代表監査委員（吉野正和） 監査委員の吉野正和でございます。議長のご指名を受けましたので、監査委員を代表し、決算審査結果を報告させていただきます。

それでは、お手元にございます令和6年度滑川町一般会計特別会計決算審査意見書の冊子を御覧いただきたいと存じます。

表紙及び目次をおめくりいただき、1ページを御覧いただきたいと存じます。滑監委第31号、令和7年8月12日、滑川町長大塚信一様。滑川町監査委員、吉野正和、同じく吉野正浩。

令和6年度決算審査結果について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令

和6年度滑川町一般会計歳入歳出決算について審査した結果、別記のとおり意見書を提出します。

なお、この後の3つの特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び令和6年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の報告につきましては、この部分の朗読は割愛させていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1)審査の期間は、令和7年7月14日、15日、16日、17日、18日及び8月4日の6日間行いました。(2)審査の場所は、滑川町役場でございます。(3)審査の対象は、令和6年度滑川町一般会計歳入歳出決算。(4)審査の方法でございますが、審査に当たりましては、決算計数に誤りはないか。予算の執行が関係法令及び予算決議の趣旨に沿って効率的かつ経済的に行われたか。また、収支事務、財産の取得管理は適正に処理されたか等を主眼に置き、課(局)長・担当者の出席を求めて慎重に審査を行いました。

2、審査の結果でございます。令和6年度は、歳入歳出決算がともに前年度を上回る結果となり、前年度と比較し、歳入では2.0%、歳出では1.7%の増となりました。実質収支は引き続き黒字を維持しており、実質収支比率も5.4%を示しており、収支の状況はおおむね良好と言えます。

3ページをお開きいただき、ページの下段を御覧いただきたいと存じます。令和6年度一般会計歳入決算は、予算現額88億7,092万1,000円に対し、収入済額は84億7,595万333円で、伸長率は95.5%、3億9,497万667円の収入減がありました。また、調定額85億2,935万222円に対し、収入済額の収入割合は99.4%であり、不納欠損額597万5,488円、収入未済額4,742万4,401円となりました。

続きまして、4ページをお開きいただき、ページの下段を御覧いただきたいと存じます。令和6年度一般会計歳出決算は、予算現額88億7,092万1,000円に対し、支出済額は81億4,167万5,579円、翌年度繰越額4億1,309万4,000円、不用額3億1,615万1,421円となりました。また、予算現額に対する執行率は91.8%で、予備費充当については840万6,000円となりました。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。(4)財政の構造、、歳入の構成でございます。自主財源と依存財源の構成割合は、自主財源47.5%に対し、依存財源52.5%であり、自主財源の割合が依存財源の割合を下回っております。これは、定額減税による個人町民税の減収や固定資産税等の減収、繰越金や繰入金等の自主財源が減額となり、その反面、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、児童手当負担金等の国庫支出金や地方交付税等の依存財源が増額となったことにより、自主財源の割合が下がったものと考えられます。

次に、、歳出の構成でございますが、歳出決算を性質別に区分し、前年度と比較すると、義務的経費は4億329万8,000円増額となり、投資的経費は1億2,206万8,000円減額となりました。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。、財政構造の弾力性を示す財政比率の年度別推移でございます。(ア)財政力指数でございますが、令和6年度は0.80で、前年度より0.01減少しました。(イ)経常収支比率でございますが、令和6年度は91.9%で、前年度より2.1%増加し

ました。（ウ）実質収支比率でございますが、令和6年度は5.4%で、前年度より0.8%減少しました。（エ）公債費比率でございますが、令和6年度は5.1%で、前年度より0.3%減少しました。

3、意見に移らせていただきます。（1）審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

（2）予算の執行については、会計区分、年度区分、予算科目等について正確に執行されていたが、歳出の予備費充当は前年度より減額となっておりますが、件数としては依然として多くありました。予備費充当は緊急性を要し予算の増額が必要と考えられる場合はやむを得ないが、それ以外の予算措置については、補正予算へ計上し議会の議決を経るのが適正なものと考えます。さらに、歳出の予算不用額が依然として多かったため、減額補正予算措置を行い、極力不用額を抑えるよう適切な予算管理に努めていただきたいと存じます。

次に、歳入を前年度と比較すると、地方交付税、国庫支出金、地方特例交付金等が増え、繰越金、町債等が減り、全体では金額にして1億6,853万6,000円の増額、割合にして2.0%増の84億7,595万円となりました。

町税を見ますと、法人町民税及び軽自動車税は増額となっている一方で、個人町民税、固定資産税が減額となり、全体では金額にして120万7,000円の減額、割合にして0.1%減の33億713万2,000円の収入済額となりました。

収納率は98.53%で、前年度対比0.54%上がっており、収納率の向上対策につきましては、差押え、電話催告、文書催告等を実施しております。また、納税者の利便性を図るため、コンビニエンスストア納付や口座振替制度の利用を推進し、さらには徴収金等収納対策委員会を開催し、関係各局との連携を図り、様々な手法で収納対策に取り組まれており、収納努力が見られました。不納欠損額は、このような取組により前年度と比較すると大幅に減少しております。今後も引き続き収納体制の充実を図っていただき、税負担の公平性からも、なお一層の収納率の向上の努力をお願いしたいと存じます。

次に、歳出全体を見ますと、執行率は91.8%で、前年度対比4.7%減少しております。また、予備費の充当は840万6,000円で、前年度対比155万2,000円の減額となっております。不用額は3億1,615万1,000円で、前年度対比1億5,577万6,000円増額となっております。

本町の財政状況は、相変わらず厳しい状況下にはありますが、町は将来を担う子供たちのために「子育てファースト滑川」を掲げ、子育て支援等の環境整備等に力を注いでおります。また、滑川町健康づくり行動宣言「みんなが健康で長寿の町」をスローガンに掲げ、各種健康づくり事業に取り組んでおり、町民の健康の増進と福祉の向上のための財政投資を行っております。このような中ではありますが、引き続いて予算の見積りには十分積算根拠を吟味し、財源の有効活用に努めていただきたいと存じます。

(3) 工事関係事務につきましては、福祉課 1 件、産業振興課 1 件、建設課 5 件の工事審査を実施しました。関係書類の処理及び工事施工につきましては、おおむね良好に処理されておりました。

建設関係に対する行政需要は相変わらず多く、町発注工事は住民の関心も高いことから、工事の適切な執行はもとより、工事期間及び完成検査等についても、引き続き慎重に対処されるよう努めたいと存じます。また、住民生活に直結する住民要望も数多く寄せられていますが、要望実現には多くの年数を要しているのが現状であります。予算の確保ができ次第、早期に実現できるよう、引き続き努力していただきたいと存じます。

(4) 財産管理につきましては、台帳等の整備状況審査を実施したところ、適正に処理されておりました。今後も引き続き適正な管理、有効活用に努めていただきたいと存じます。

(5) 備品管理につきましては、台帳の整備及び備品が明らかにされているかどうかを重点に、令和 6 年度購入備品の審査を実施しました。備品管理台帳の整備は、おおむね適正に行われておりました。備品の保管については、今後も適切な場所に保管されるよう徹底していただきたいと存じます。

また、備品購入に当たっては、必要数、価格等を十分精査して購入するとともに有効活用に努められ、備品管理に当たっては定期的な物品点検を行い、毀損・紛失等がないよう管理を徹底し、大切に使用していただきたいと存じます。

次に、8 ページの 4、むすびにを御覧いただきたいと存じます。一般会計の財政構造を示す各種の数値を見ますと、実質収支比率は前年度の 6.2% から 5.4% に下がってはいるものの、実質収支は今年度も黒字を維持しております。また、経常収支比率は、前年度の 89.8% から 91.9% に上がってあります。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するものであることから、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の適正な管理、執行に十分留意していただきたいと存じます。

このような財政状況の中で、町民ニーズの多様化に対応する施策を実現するため、様々な事業に取り組んでいる状況ではありますが、その事業の財源確保のため町債を活用しております。令和 6 年度の町債は、前年度と比較し減額となっていますが、残高については平成 24 年度をピークに若干の減少傾向にはあります。しかし、町債は長期間の借金であり、公債費の継続的増大を伴うものであることから、極力抑制に努めていただきたいと存じます。

今後も行政要望に伴う事務事業や教育環境整備等に関わる財政負担等、財政を取り巻く状況は依然と厳しさが続くものと思われます。したがいまして、予算の執行に当たっては、事務の効率化、事業の必要性を徹底検証していただきたいと存じます。そして、受益者負担等の自主財源の確保や、一部の事務事業の見直しを含めた事業効果を十分検討の上、引き続き経費の削減に取り組んでいただきたいと存じます。また、経常収支比率は、ここ数年高い水準で推移し財政的余裕が乏しくなっているため、財政の健全化になお一層の努力をしていただきたいと存じます。

なお、予算の管理執行に当たり、歳入欠陥、不用額が見受けられるため、適切な予算の管理執行

に努めていただきたいと存じます。特に歳入欠陥は、歳出予算に大きな影響を及ぼすため、適切な予算管理に努めていただきたいと存じます。

以上で、一般会計を終わります。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和6年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1)審査の期日は、令和7年7月15日でございます。(2)審査の場所は、滑川町役場でございます。(4)審査の方法につきましては、一般会計に準拠して実施しております。

2、審査の結果でございます。(1)財政の推移は、前年度と比較すると、歳入歳出ともに前年度を下回っております。これは、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。(2)財政収支の状況ですが、歳入総額で14億9,589万3,000円、歳出総額14億3,609万4,000円で、差引き5,979万9,000円となりました。

11ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町国民健康保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めました。

令和6年度国民健康保険特別会計の財政収支を見ますと、歳入総額14億9,589万3,000円に対し、歳出総額14億3,609万4,000円で、収支差引き5,979万9,000円の黒字となっておりますが、一般会計からの1億3,945万7,000円の繰入金が含まれており、財政的には依然として非常に厳しい状況にあります。

このような中で、自主財源の確保の面から、被保険者に対して税負担の原則について十分な理解が得られるよう、引き続き国保納税相談を行い、現年分の収納率向上を図っていただきたいと存じます。また、国保税全体の収納率は依然として低く、前年度対比4.18ポイント上昇しておりますが、収入未済額が2,483万7,000円あり、職員相互が協力し、時効完成前に未収金の解消に向け、より一層の努力をしていただきたいと存じます。

さらに、歳出の抑制という点から、診療報酬明細書の調査点検事務及び第三者行為求償事務の充実や、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に努め、被保険者に対する健康管理の推進や医療保険に関する意識を深める啓発活動を積極的に進めていただきたいと存じます。

以上で、国民健康保険特別会計を終わります。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和6年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1)審査の期日は、令和7年7月16日でございます。(2)審査の場所は、滑川町役場でございます。(4)審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1)財政の推移は、前年度と比較すると、歳入歳出ともに前年度を上回っております。(2)財政収支の状況ですが、歳入総額13億7,238万1,000円、歳出総額11億

6,754万6,000円、差引き2億483万5,000円となりました。

14ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町介護保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めました。

歳入の中心をなす保険料については、歳入総額の21%を占め、国庫支出金14.5%、支払基金交付金21.1%、県支出金11.4%、繰入金23.9%等により事業が運営されております。介護保険料全体の現年収納率は99.6%と高い数値となっております。歳出につきましては、保険給付費が全体の89.4%を占めております。

社会全体で支える介護保険制度が創設されてから25年目が経過する中で、各種サービスの充実が図られています。制度の改正に伴い、一定の所得がある方の利用者負担割合の変更や施設入所者等の負担軽減の見直しが行われたにもかかわらず、高齢者の増加に伴い介護給付費の増加が見込まれることから、介護予防事業等の積極的な取組を強化していただきたいと存じます。

このような中、町の介護認定率は令和6年度末現在で14.3%となっており、埼玉県平均や全国平均を下回り、介護認定率は低く、これは介護予防事業が一定の成果を上げているためと考えられます。

なお、介護保険料基準額は低い数値を維持しており、今後も被保険者の負担軽減の観点から維持に努力していただきたいと存じます。また、保険料の収納率につきましては高い数値を維持しておりますが、保険料負担の公平性の観点から、収納率向上に引き続き努力していただきたいと存じます。

以上で、介護保険特別会計を終わります。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和6年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1)審査の期日は、令和7年7月16日でございます。(2)審査の場所は、滑川町役場でございます。(4)審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1)財政の推移は、歳入歳出ともに前年度を上回っております。(2)財政収支の状況ですが、歳入総額2億4,804万1,000円、歳出総額2億3,526万8,000円で、差引き1,277万3,000円となりました。

17ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町後期高齢者医療特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めました。

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平性をなくすことや、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として創設されてから17年が経過しました。制度は安定的に運営されておりますが、歳出の抑制という観点から、第三者行為求償事務の充実や長寿健康診査及び特定

保健指導の受診率向上に努め、被保険者に対する健康事業の推進を積極的に進め、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、適正で円滑な運営と高齢者の医療サービスの向上に引き続き努力していただきたいと存じます。

以上で、後期高齢者医療特別会計を終わります。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度各基金の運用状況の審査結果を報告させていただきます。令和6年度基金運用状況審査意見書、1、審査の対象でございます。

(1) 滑川町土地開発基金、(2) 滑川町奨学資金貸付基金、(3) 滑川町賀田春吉教育支援基金、
(4) 滑川町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、(5) 滑川町国民健康保険出産費資金貸付基金について審査を行いました。

2、審査の時期は、令和7年7月14日、15日でございます。

3、審査の場所は、滑川町役場でございます。

4、審査の方法につきましては、運用状況調書の計数は正確であるか、運用は設置の目的に沿って円滑かつ効率的に行われたか。また、所定の手続に従ってなされているか等に主眼を置いて関係諸帳簿、証拠書類を点検照合するとともに、資料の提出を求めて、関係者の説明を聞き、慎重に審査を行いました。

20ページの下段を御覧いただきたいと存じます。6、意見に移らせていただきます。審査の結果、各基金の運用状況調書の計数は正確であり、運用は設置の目的に沿い正規の手續に従って行われたものと認めました。

なお、近年の急激な社会状況、経済状況の変化を直視し、各基金の設置された時代背景を再考し、見直し等も含めた議論と、これらの基金の目的に沿った運用及び円滑な執行に努めていただきたいと存じます。

以上で、各基金の運用状況の審査報告を終わります。

続きまして、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の審査報告に移らせていただきます。お手元の令和6年度滑川町水道事業会計決算書、滑川町下水道事業会計決算書の冊子を御覧いただきたいと存じます。最初に、滑川町水道事業会計決算について申し上げます。

水道事業会計決算書の30ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日は、令和7年6月25日でございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(3) 審査の対象は、令和6年度滑川町水道事業会計決算でございます。(4) 審査の方法でございますが、決算審査に当たりましては、審査に付された決算書並びに損益計算書、貸借対照表、その他附属書類が地方公営企業法等関係法令の規定に準拠して作成されているか否かを、当該年度中、毎月執行してきた例月出納検査の結果を参考勘案しつつ、前述の諸表に關係諸帳簿、証拠書類を抽出照合し審査を進め、いわゆる決算諸表の適法性、妥当性と本事業年度末の財政状態並びに期間の経営成績を適正に表示しているか否かに主眼を置いて審査を

行いました。

2、経営状況及び33ページの3、財政状況につきましては、先ほど上下水道課長から説明がございましたので、ここでは割愛させていただきたいと存じます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと存じます。4、審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町水道事業会計決算書及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りはなく、水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しており、適正なものと認めました。また、現金預金についても確実に保管されており、管理、整理につきましては良好に処理されておりました。

資金の運用については、ペイオフ解禁以来、安全性の確保の観点から普通預金を主体に実施し、利息収入の向上を目指す目的で、一部の普通預金を定期預金に振り替えて運用してきた経過が見られました。本年度は、金利上昇の機会を捉え、長期間、普通預金に預けられていた無利息の預金を定期預金に振り替えました。今後も定期的に金融機関の決算書や財務資料などを基に、公金の安全性を確認した上で、できる限り効率性も考慮した運用を行う必要があります。また、地元金融機関に対しては、地域経済への影響を考慮し、預金移行などは慎重に取り扱う必要があります。引き続き資金の安全性の確保に留意していただきたいと存じます。

当年度純利益については、前年度と比較して90.8%の減収が見られました。年間総有収水量は1.1%増加しています。有収率につきましては92.1%で、前年度比0.1%の増となりました。令和4年度から継続して実施している管路の老朽化対策による配水管等の更新計画と併せて、適切な維持管理の継続により有収率の増加に向けて努力していただきたいと存じます。

収支につきましては、前年度と比較して事業収益が0.5%減収し、事業費は5.5%増加しました。給水人口の鈍化傾向、年間総有収水量の伸び率も大きくなないことから、収支ともに現実的な経営を意識し、事業費に係る維持管理や委託料については慎重かつ十分な精査を行い、経常費用の費用削減や効率化について隨時見直しながら健全財政の維持を図っていただきたいと存じます。

また、資本費の工事費用増加により企業債借入額が増加し、その償還金が支出の割合を増加させ、さらには負債額に大きな影響を及ぼすことが想定されます。計画的な事業運営に努めていただきたいと存じます。

給水人口の増加傾向は落ち着きつつあるものの、施設の運用及び整備は良好な状況で継続的な対応をされていると認めました。今後も遺漏なく安全な運用を図っていただきたいと存じます。また、滑川町水道事業基本計画書、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく工事を継続しております。今後についても更新計画に沿って事業を推進し、安全で持続可能な水道事業の維持を図っていただきたいと存じます。なお、計画の実施に当たっては、実情に応じた修正をしながら、最少の経費で最大の効果を上げられるよう事業を進めていただきたいと存じます。

水道料金の未納額については、令和6年度は570万7,000円で、令和5年度と比較すると220万

3,000円減少しています。これは、滞納整理が功を奏していると思われます。一方で、依然として未納者は存在しており、引き続き未納率を下げるべく収納体制を維持していただきたいと存じます。また、時代のニーズに合った収納方法の検討も行い、利用者の利便性や収納スピードの向上について工夫されていますが、営業費用の大きな増加が見られることから、費用対効果を見極め慎重に導入を検討した上で、滞納者、未納額の減少を図っていただきたいと存じます。

なお、過年度分の未納金についても収納努力をしていると存じますが、本年度においては大口滞納者を含む不納欠損を498万8,436円行い、回収不能となった債権の処分を行いました。今後も関係各所との連携を図りながら納付相談や誓約書の提出、さらには給水停止などを効果的に活用し、根気強く収納に努めていただきたいと存じます。

以上で、水道事業会計を終わります。

次に、滑川町下水道事業会計決算について申し上げます。下水道事業決算書の71ページを御覧いただきたいと存じます。令和6年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1)審査の期日は、令和7年6月25日でございます。(2)審査の場所は、滑川町役場でございます。(3)審査の対象は、令和6年度滑川町下水道事業会計決算でございます。(4)審査の方法でございますが、水道事業会計に準拠して実施しております。

2、経営状況及び74ページの3、財政状況につきましては、先ほど上下水道課長から説明がございましたので、ここでは割愛をさせていただきたいと存じます。

続きまして、76ページをお開きいただきたいと存じます。4、審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町水道事業会計決算書及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りはなく、下水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しており適正なものと認めました。また、現金預金についても確実に保管されており、管理、整理につきましては良好に処理されておりました。

滑川町の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽事業の3事業を合わせて下水道事業とし、令和5年度から地方公営企業法を適用し、企業会計の運用を開始し、2年目となりました。

公共下水道事業については、平成6年4月の一部供用開始から30周年を迎え、令和6年度末の処理区域内人口は1万1,141人、水洗化人口は1万896人、水洗化率は97.8%でございます。

農業集落排水事業については、平成10年6月の伊古・広瀬地区の供用開始から26年が経過し、令和6年度末で4か所の処理施設が稼働し、処理区域内人口は1,350人、水洗化人口は1,232人、水洗化率は91.3%でございます。

公共浄化槽事業については、令和6年度に3基の公共浄化槽を設置し、合計で179基の維持管理を行っております。

下水道使用料収入については、前年度と比較すると558万893円の增收となりました。公共下水道

水洗化人口や公共浄化槽設置基数が増加したことが要因と考えられます。費用を見ると、物価高騰や人件費の増加により施設等の維持管理費用が増加しています。赤字化は回避しておりますが、純利益が282万8,199円となっており、前年度の純利益7,088万847円と比較すると大幅に減少しております。また、各事業ともに一般会計からの繰入金に依存した経営となっております。基準外繰入れについては、使用料収入の確保や経費の削減等を的確に図るなどして縮減することが望ましいと考えます。

今後は管路の老朽化が進み、施設の更新等が見込まれることから、経営戦略に基づき、効率的な経営手法を取り入れ、持続的かつ効率的な下水道事業の運営に努めていただきたいと存じます。

なお、過年度分の未納金についても収納努力が見られるが、本年度においては大口滞納者を含む不納欠損を357万1,429円行い、回収不能となった債権の処分も行いました。今後も関係各所との連携を図りながら、納付相談や誓約書の提出などを効果的に活用し、根気強く収納に努めていただきたいと存じます。

以上で、下水道事業会計を終わります。

それでは、最後になりますが、令和6年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書を御覧いただきたいと存じます。2枚おめくりいただきたいと存じます。令和6年度決算に基づく滑川町財政健全化審査意見書でございます。

最初に、1、審査の概要でございます。財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

次に、2、審査の時期は、令和7年7月17日でございます。

次に、3、審査の結果、(1)総合意見でございます。審査に付された下表の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)個別意見でございます。、実質赤字比率及び、連結実質赤字比率は、両方とも赤字額が発生しないということでございます。、実質公債費比率は7.2%、、将来負担比率は8.2%でございます。両比率とも早期健全化基準と比較すると、これを下回っているという状況でございます。

したがいまして、4、是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないということでございます。

2枚おめくりいただきたいと存じます。続きまして、令和6年度決算に基づく滑川町公営企業会計経営健全化審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

最初に、1、審査の概要でございます。経営健全化審査は、町長から提出されました資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として

実施したものでございます。

次に、2、審査の時期は、令和7年7月17日でございます。

次に、3、審査の結果、(1)総合意見でございます。審査に付された下表の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)個別意見でございます。水道事業会計、下水道事業会計、いずれの会計も実質的な資金不足が生じておらず、よって資金不足比率も発生していないということでございます。

したがいまして、4、是正改善を要する事項でございますが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

以上で、決算に基づく財政健全化審査並びに公営企業会計経営健全化審査意見書の報告を終わりました。

大変長くなりましたが、以上をもちまして決算審査の意見とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 吉野代表監査委員におかれましては、認定第1号から認定第3号の決算審査報告、大変ありがとうございました。

暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午後 零時04分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

総括質疑

○議長（内田敏雄議員） 総括質疑を行います。

総括質疑は、認定第1号から認定第3号の決算の認定議案に対する総括的な質疑とします。

議案等の詳細な審査は委員会において行われるため、総括質疑においては大綱についての質問としてください。

質問時間は、質問者1人につき、原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けてください。

では、総括質疑ありますか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。総括質疑、よろしくお願ひいたします。

第6次総合振興計画基本構想、2026年から2035年までの策定が現在行われております。その策定に当たって、町民や15歳から18歳の若者からアンケートが取り組まれました。アンケートを基に、

これまでの町の施策について検討をしていきたいというふうに思います。

第1に、アンケートで示された住み続けたい理由、これについて町は尊重し、また住み続けたくないという理由については、その解消を進めるべきではないかというふうに思います。住み続けたいという理由に、自然環境がよいということを挙げているのが町民の29%、若者の26%でした。これは、住み慣れているや自分の土地や家があると、こういったことを除くと、それに次ぐ上位を占めております。町は、今年、林地での太陽光設置に関して規制を強化する条例改正を行いました。しかし、いまだ不十分です。今年行われた太陽光説明会に参加した家族からこういうお話をありました。ここに太陽光ができたら孫は家から出していくというようなお話です。自然環境、農地、林地、ため池などの整備を行うこと、さらなる条例改正が必要だったのではないかでしょうか。

第2に、アンケートで重要性が高いのに満足度が低い項目として、安定的な農業の支援というのがあります。このままでは日本農業遺産の認定の町の基幹産業である農業が衰退をしてしまいます。一度農地や林地が失われると、復活させたくてもできなくなる。今後、国の食料自給率を上げ、食料安全保障を進めなければならない時代になっています。その担い手である農業従事者と農地を今守らなければ、5年後、10年後にはなくなってしまいます。農地と農業従事者を守る町に、そのために農業従事者の暮らしを保障し、希望が持てるような所得保障や価格保障を国が行わなければ町が独自で行う。また、学校給食を自校方式など、お米も野菜などの食材も含めて、安全で安心できる町内調理方式で地産地消を進める。さらに、有機農業や無農薬化などを進め、安全な給食の提供を進めるなど、こういった施策が必要だったのではないかというふうに思います。

第3に、アンケートで示された住み続けられない理由についてです。交通不便、日常生活が不便、将来の発展性が乏しい、公共施設が整っていないなどが上位になっています。交通不便や日常生活不便などについては、現在、町も様々な施策を取られ、努力が続けられていることと思います。

3番目の将来の発展性が乏しいということについては、就職先、進学先が町内にないこと、また産業基盤が弱いなどが要因であるのではないかと思います。就業地、就学地について問うたところ、町内が14.4%、近隣市町村が27.7%、県内が52%という結果でした。若者が働き学ぶ場が求められていると思います。この課題について、この間、企業誘致などが進められてきましたけれども、なかなか改善されておりません。これらの方向性を示すべきだったのではないかというふうに思います。

今後さらに進行する高齢化社会に向けて、福祉産業とその担い手の労働者の育成が必要なのではないかというふうに思います。町は、農業とともに福祉産業の育成と担い手を養成する学校の誘致など、魅力ある産業の育成に努めること、これも必要なことではなかったかというふうに思います。こういった産業の方向性を示す、それも重要な町の役割だというふうに思います。

第4に、公共施設の整備についてあります。これも、住み続けられない理由の4番目に挙げられております。公共施設の整備が不十分だということあります。

町は、昨年から福祉センターやコミセンなどの整備を進めてきました。しかし、町民説明会などの住民参加が不十分なままでした。アンケートで示された住民参加型の町づくりを進めることは町民の強い要求です。今後、アンケートに示された町民参加型の町づくりの一環として、駅周辺の整備計画を示すことが重要だと思われます。

以上、アンケートに示された声を基に町の施策を検討しました。町のお考えを伺いたいというふうに思います。

以上で私の総括質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の認定第1号から第3号の令和6年度決算に係る総括質疑に対し、答弁させていただきます。

現在、令和6年度より第6次総合振興計画の原案の骨子の策定に取り組んでいる途中でございます。この策定途中では、町民の意識調査やワークショップなどを開催をし、意見をいただきてきました。現時点での町の課題としても、公民が連携したにぎわいづくり、雇用の創出、産業の支援、安全安心をつくるコミュニティーの充実が挙げられております。原案策定後に各種審議会に諮る予定で今後進めてまいります。

さて、令和6年度の一般会計の決算では、歳入総額84億7,595万円、歳出総額81億4,167万5,000円、差引額が3億3,427万5,000円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は2億7,682万2,000円の黒字となりました。

歳入においては、定額減税の影響はありながらも、町税は過去最高額であった令和5年度決算と同水準であったことにより、近年は税収の好調が見受けられています。

一方で、歳出においては、近年の社会保障経費の増加による扶助費の継続的な増大が続く中、昨今の物価高騰対応としては、国の臨時交付金を活用しながら低所得世帯を中心とした給付事業に取り組むことができました。

また、町の重要施策である子育て支援事業なども行い、災害時への備えとして、月輪、みなみ野地区において雨水対策工事を迅速に着手し、安心安全な町づくりの推進を図ることができました。

そして、何より、令和6年度は町制施行40周年という滑川町にとって記念すべき年でありました。記念式典をはじめとした町制施行40周年の各種記念事業に取り組み、未来へ向けた滑川町の新たなスタートとなる一年でもありました。

財政調整基金は、令和6年度末時点で11億2,421万8,000円を確保し、町の保有目標額である標準財政規模の20%を確保しております。また、町債残高については47億83万4,000円であり、令和5年度末から約2億8,000万円の大幅な減少にもなっております。総じて、令和6年度決算は堅調な財政運営ができたものと考えております。

監査委員からも、一般会計では実質収支で引き続き黒字を維持していること、実質収支比率も5.4%で、収支の状況はおおむね良好とのご意見をいただいております。また、各特別会計、水道、下水道会計も適正なものと認められるとのご意見をいただいております。住民の要望や生活様式、社会構造等が多様化している中で、適正に事業を実施できたものを感じております。令和7年度も、監査委員のご指摘、ご意見に留意しながら予算の執行に努めてまいります。

以上、令和6年度決算に係る総括質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

決算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてと、認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定について並びに認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定についてにつきましては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第3号までの審査については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次会日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 明日5日は休会となります、午前10時から全員協議会を開きます。

散会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時15分)

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでございました。

令和7年第248回滑川町議会定例会

令和7年9月9日（火曜日）

議事日程（第4号）

開議の宣告

- 1 議案第48号 専決処分の承認を求ることについて（令和7年度滑川町一般会計補正予算（第2号））
- 2 議案第49号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第50号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第51号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第52号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第53号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第54号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第55号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第56号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について
- 10 議案第57号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 11 議案第58号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 12 議案第59号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 13 議案第60号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 14 議案第61号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 15 議案第62号 工事請負変更契約の締結について
- 16 議案第63号 基本協定書の締結について
- 17 議案第64号 財産の取得について
- 18 議案第65号 財産の取得について

- 19 議案第 66 号 財産の取得について
- 20 認定第 1 号 令和 6 年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 21 認定第 2 号 令和 6 年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 22 認定第 3 号 令和 6 年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 23 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 24 議案第 67 号 工事請負契約の締結について
- 25 議案第 68 号 滑川町教育委員会委員の任命について

出席議員(14名)

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上	邦久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮	俊明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本	幾雄	議員	9番	赤沼	正	副議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稻村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聰
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 書記	大林具視 島美咲
--------------	-------------

録

音 高 坂 真 理 子

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位にはご多用のところ、第248回滑川町議会定例会第8日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、決算審査特別委員会審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、議案第48号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第48号 専決処分の承認を求ることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和7年7月30日に令和7年度滑川町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案いたします。

それでは、1ページをお開きください。

専決第5号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,943万5,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月30日専決

滑川町長 大塚信一

初めに、本補正予算の概要でございますが、令和6年度に実施した定額減税に係る調整給付事業において、本来給付すべき給付額に不足が生じた方などに給付金を支給するための不足額給付事業を早期に着手するため必要であったため、専決処分にて予算の補正を行ったものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について6ページを御覧ください。初めに、歳入予算になります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、節6企画費国庫補助金として、今回の事業費の財源である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に7,220万円を計上しております。

次に、7ページを御覧ください。歳出予算でございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で、合計7,220万円の増額になります。定額減税に係る不足額給付事業といたしまして、事務費である節3職員手当等65万円、節11役務費140万円の計上のほか、事業費である節19扶助費に不足額給付給付金7,000万円を計上しております。主に令和6年度に実施した調整給付事業の給付データにおける不足給付額としての見積りによる計上となっております。

以上で、議案第48号 専決処分の承認を求めるについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありますか。

阿部議員、質問をどうぞ。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をよろしくお願ひいたします。

今回の補正で行われる給付される方なのですけれども、前回の給付から漏れたというか、支給されなかつた方々だということなのですけれども、どういった方がそういうふうに残ってしまったのか教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

今回給付対象となった方は、6年度の減税で減税がし切れなかつた方及び転入されてきて新たに滑川町で給付対象となった方の支給となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） これで全て支給されるということになるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

現状、取りあえず新しくまた転入等される方がいらっしゃらなければ、全て給付が終わると思い
ますが、実際転入等の関係がありますと、また追加で発生する場合がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 転入というのは、要するに移ってこられる方だけれども、それがその前の
ところでは支給されていないくて来た場合みたいな感じなのですか。時間の問題だと思うのですけれ
ども、教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、答弁いたします。

今現在算定の基準となっておりますのが、令和7年の1月1日に滑川町に住民票を置いてある方
が基準となっておりますので、それ以降に転入された方は、従前のほうに申請をいただくというこ
とになっております。今現在、1月1日の方に対して通知を行っておりますので、1月1日現在で
住民票を置いてある方、その他6年度で、減税がされなかった方に対しては、今年度の今回の補正
予算の給付で全て給付が終わるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） では、要するに1月1日でいる方というのも決まっているわけですから、
そんなにないわけでしょう。

〔「はい」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 専決処分の承認を求ることについて（令和7年度滑川町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、議案第49号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、議案第49号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、自治体情報システムの標準化に係る標準準拠システムへの移行に伴い、住登外者宛名番号を付番及び管理する事務が追加されるため、滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただきたいので、本議案を提出するものでございます。

条例の概要は、標準準拠システムの住登外者宛名番号管理機能は、住登外者を地方公共団体内で特定する住登外者宛名番号を付番、管理するための機能で、宛名番号を統一できるほか、複数システム間や中間サーバーとの情報連携を容易にするとともに、各部局における住登外者の宛名管理作業の手間等を削除し、業務効率化を図るものでございます。

滑川町においては、標準準拠システムへの移行後においても、引き続き住登外者宛名情報の統一管理を行うことから、国の通知に基づき、住登外者宛名番号管理事務を独自利用事務として条例改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。別表第1、別表第2、別表第3、それぞれ全部改正するものでございます。

まず、別表第1でございますが、法定事務以外の独自利用事務として、個人番号の利用範囲を住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務として、改正後の17の項の事務

を追加いたします。

また、現在事務がないため、改正前の16と17の項の事務を廃止し、15と16の項の事務の執行機関を変更いたします。

別表第2におきましては、特定個人情報の庁内連携を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を新たに15と16の項の事務を追加いたします。

また、住登外者の情報を取り扱う事務について、特定個人情報に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報を1から3と8から14の項の事務に号として追加をいたします。

別表第3でございますが、現在、教育委員会で事務を行っていないため、改正前の2から5と7の項の事務を今回の改正で廃止するものでございます。

附則では、施行期日を標準準拠システムへの移行日である令和7年11月4日とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第49号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。

住登外者という、住民票を置かないで登録するというようなことなのですけれども、現在はこういった方々の取扱いについてはどんなふうになっているのでしょうか。今の現状はどんな感じになつているのでしょうか。いわゆるDVなどで、要するに住民票に載ってしまうと、それが追いかかれてしまうというような、非常にそういったリスクを負っている方々に、そういうふうに配慮しなければいけないということでこういったシステムになつているわけなのだけれども、現状は今どういうふうなやり方をやっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁申し上げます。

現在、そういったDVとかの支援措置を受けていらっしゃる方につきましては、警察もしくはそういった保護機関、そちらからの書類を出してもらって保護措置の申出をしていただいております。それに基づきまして、住民基本台帳システムのほうで支援措置を受けた方の住民票等の発行制限の処理を行います。これによって住民票と、あと戸籍、そういったものの発行制限がかけられまして、本人以外ですとなかなか発行するのが難しいという、ロックがかけられる仕組みになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） そういう方々については、住民サービスについては、いわゆる住民票がある方と同等のサービスはきちんと受けられるようにはなっているわけですよね。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁申し上げます。

措置を受けていない方との受けられるサービスの相違といったしましては、例えば支援措置を受けられている方ですと、マイナンバーカードのほうの利用が制限されてしまうという部分がございます。そのほかにつきましては、おおむね通常のほかの方と同じように住民サービスのほうを受けられるようになっているかと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） すみません、マイナカードはできないというのは、要するにマイナカードを登録すると住所が分かってしまうということの関係なのですか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思います。

阿部議員さんおっしゃるとおり、分かってしまうこともあります。そういう点で、例えばマイナンバーカードを使いまして医療機関にかかる、マイナ保険証での医療が受けられなくなるといった、そういう点でほかの方と比べて不便が生じるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、議案第50号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、議案第50号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するため、滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただきたいので、本議案を提出するものでございます。

条例の概要は、職員が本人またはその配偶者が妊娠、出産したこと等を申し出た場合、また3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る仕事と育児の両立支援制度の利用に関する情報提供、個別の意向確認のための措置等に係る規定を整備するために条例を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。改正前の第18条の2及び18条の3をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、新たに18条の2を追加するものでございます。

新たな18条の2は、第1項では、職員が本人またはその配偶者が妊娠、出産等をしたことを申し出た場合に情報提供、個別の意向確認をし、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児に係る両立支援制度の情報提供、意向確認等をするもので、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置規定を新たに新設するものでございます。

第15条は、今回18条の2を改正したことによる条ずれによるもので、18条の3は文言の整理によるものです。

なお、施行期日は、法令等の施行日に合わせて令和7年10月1日からとなります。併せて経過措置も規定させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、議案第51号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、議案第51号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護等を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、当該改正内容にのっとった整備をするため、滑川町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただきたいので、本議案を提出するものでございます。

条例の概要は、現行制度の1日につき2時間を超えない範囲で勤務しない形態と、新たに1年につき勤務日の77時間30分を超えない範囲で勤務しない形態を設け、いずれかを職員の希望や事情により選択が可能とするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第1条は、育児休業法の改正により、第19条の各項に項ずれが生じ

たものでございます。

第19条は、法改正による文言の整理でございます。

第20条は、改正前の第20条の部分休業を1号部分休業とし、追加する第20条の2は2号部分休業とし、部分休業を2つに分けるものでございます。

新たな第20条は、現在の30分単位で1日2時間以内の範囲で勤務をしない形態をそのまま設け、20条の2では、1時間を単位として1年につき10日以内で勤務をしない形態を設け、1号、2号いずれかを選択できる規定を新設するものでございます。

20条の3では、条例で定める期間を4月1日から3月31日までの年度としております。

20条の4では、2号部分休業の1会計年度で取得できる時間を定めております。

非常勤以外の職員については77時間30分とし、非常勤職員については、当該非常勤職員の1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間となります。

20条の5では、部分休業の取得形態を変更することができる特別な事情について規定しております。

21条及び第22条は、引用する法令等の条文等を整理したものでございます。

なお、施行期日は、法令等の施行日に合わせ令和7年10月1日からとなります。併せて経過措置も規定をさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第51号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第52号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

[事務局長朗読]

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

[税務課長 島田昌徳登壇]

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第52号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、自治体情報システムの標準化に係る標準準拠システムへの移行に伴い、土地及び建物に関する証明書の様式に変更が生じるため、滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容でございますが、議案書添付の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条第2項を削り、第3項から第5項を1項ずつ繰り上げるものでございます。

中段の別表中、手数料を徴収する事項欄の土地及び建物に関する証明の手数料の金額欄の「1件につき」を「1枚につき」に改め、説明書きを削るものでございます。

実務ではどのように変更になるか申し上げますと、改正前では、土地3筆、家屋3棟までをそれぞれ1件とし、以上3筆または3棟を増すごとに200円を加算する手数料としておりましたが、標準準拠システムへの移行後は、土地、建物を合わせて1枚で合計5物件まで記載されるようになり、1枚につき200円となる改正でございます。

滑川町の標準準拠システム稼働日が11月4日であることから、この条例の施行日は、令和7年11月4日でございます。

以上で、議案第52号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員。

[9番 赤沼正副議員登壇]

○9番（赤沼正副議員） 1点質問をさせていただきます。

今回、自治体の情報システムの標準化の移行に伴いまして変わっていくということなので、証明の1筆とか1棟は、実質的に考えると安くなると思うのですけれども、その中で、前回、土地を3筆、家屋を3棟という形で、手数料の金額の欄ですか、そういうのが記載されていたのですけれども、今回は5つになるということなので、そういう1枚につきということなのですけれども、その下に土地3筆というか、土地、家屋合わせて5つ、そういうものを前と同じような形で表示していただければと思うのですけれども、その内容について、次回、手数料等のまた1年先か半年先か分かりませんけれども、条例の変更等があるときまでに検討していただきたいというふうに思う

のですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

削つただけで、今回記載が確かにありません。次回検討はさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） 質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第52号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第6、議案第53号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第53号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由でございますが、国において、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会

の議決をいただきたく、本議案を提出するものでございます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法で定められている特定地域型保育事業について、保育内容支援に係る連携施設との連携及び連携施設経過措置の年数を改正するものでございます。

お手元にございます新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正となる第42条では、特定地域型保育事業者等は、保育内容支援、代替保育の受皿設定に係る連携施設を行う保育所、幼稚園または認定こども園、いわゆる連携施設を適切に確保しなければならないこととされているところを、連携施設の確保が著しく困難であって必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、連携施設を確保しないとすることができる措置を講じるものでございます。

また、附則第5条では、連携施設に関する経過措置として、第42条の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる期間を条例施行の日から起算して10年間とされているところを、さらに5年間延長し15年間とするものでございます。

その他の改正箇所につきましては、第42条の改正に伴い、項にずれが生じたため、修正による改正となっております。

なお、本条例の施行は、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第53号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第53号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第7、議案第54号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第54号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由でございますが、国において、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をいただきたく、本議案を提出するものでございます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法で定められている家庭的保育事業について、保育内容支援に係る連携施設との連携及び連携施設経過措置の年数を改正するものでございます。

内容の説明でございますが、お手元にございます新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正となる第6条では、家庭的保育事業者等は、保育内容支援、代替保育の受皿設定に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園または認定こども園、いわゆる連携施設を適切に確保しなければならないこととされているところを、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、連携施設の確保をしないこととするとすると措置を講じるものでございます。

また、附則の第5条では、連携施設に関する経過措置として、第6条の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる期間を条例施行の日から起算して10年間とされているところを、さらに5年間延長し15年とするものでございます。

その他の改正箇所につきましては、第6条の改正に伴い、項にそれが生じたための修正による改正となっております。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用させていただきたいと思います。

簡単ではございますが、以上、議案第54号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第54号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第8、議案第55号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第55号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにするものです。

なお、施行日につきましては、令和7年10月1日からといたします。

以上、条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第55号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第9、議案第56号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、議案第56号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第56号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,784万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,727万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月2日提出

滑川町長 大塚信一

次に、6ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正になります。債務負担行為補正は、変更の3件をお願いしたいものでございます。

内容は、契約額の確定により、いずれも限度額を変更するものでございます。変更後の限度額でございますが、本会議場音響設備機器等賃貸借事業は1,287万5,000円、図書館システム等賃貸借事業は972万円、標準準拠システム用サーバー機器等賃貸借事業は1,247万5,000円となります。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正になります。地方債補正につきましては、追加を2件、変更を2件お願いしたいものでございます。

初めに、追加でございますが、歳出予算において計上した滑川中学校及び滑川幼稚園の施設整備事業について、新たに地方債の発行を行いたいため、滑川中学校施設整備事業債を限度額900万円にて、滑川幼稚園施設整備事業債を限度額650万円にて追加するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更でございますが、防災・安全社会資本整備交付金事業債は、事業費の減額に伴い地方債の発行額を減額するため、既定の限度額を810万円へ変更するものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債は、歳出予算において計上した全国瞬時警報システムの受信機更新事業について、緊急防災・減災事業債を活用したいため、既定の限度額を3億2,710万円へ変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細については、10ページを御覧ください。これより歳入歳出事項別明細書を用いて主なものの説明をいたします。

初めに、歳入予算になります。款1町税ですが、当初課税分の確定に伴い、税収が当初予算額と比較して增收見込みとなるため、項1町民税のうち、目1個人の所得割で3,600万円の増額となります。

次に、款10地方特別交付税、また款11地方交付税ですが、いずれも交付額の確定に伴い、予算額と交付額との差額を補正させていただきます。特に款11地方交付税については、普通交付税で605万3,000円の増額となります。

次に、11ページを御覧ください。款15国庫支出金ですが、中段の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、歳出予算額において計上した物価高騰対応に係る水道料金の基本料金減免事業等の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1,451万2,000円増額するほか、目4農林水産業費国庫補助金では、防災重点ため池の整備事業費に係る増額補正を行い、農村地域防災減災事業等補助金1,700万円を計上するものでございます。

また、目5土木費国庫補助金では、交付額の確定により防災・安全社会資本整備交付金を4,095万円減額するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。款16県支出金ですが、項2県補助金、目1総務費県補助金で、新たにふるさと創造資金として970万円を計上いたしました。こちらは、本年度実施しているコミュニティセンター施設整備実施設計業務に係る補助金として、埼玉県の補助金であるふるさと創造資金の交付決定があったため、新たに計上するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。款19繰越金では、項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計における令和6年度決算の精算分として、一般会計への繰入金3,666万2,000円の計上となります。

その下になりますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、本補正予算において余剰分が生じたことにより4,500万円を減額するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。款12繰越金ですが、令和6年度決算における繰越金の確定により7,682万1,000円の増額となります。

また、款22町債ですが、目6土木債は事業費の確定により、防災・安全社会資本整備交付金事業債3,690万円の減額、また15ページになりますが、目6消防債280万円及び目8教育債1,550万円については、新たな地方債の発行として増額させていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。初めに、16ページを御覧ください。款2総務費についてですが、目5財産管理費では、節10需用費に修繕料56万円を計上し、役場庁舎における消防設備等の修繕でございます。

次に、17ページを御覧ください。項2徴税費、目1税務総務費では、節22償還金利子及び割引料に、町税還付金500万円の増額になります。今年度、例年よりも町税の還付金が多いことから不足額を補正するものでございます。

また、その下になりますが、目2賦課徴収費では、節10需用費に消耗品費154万5,000円を増額し、11月から予定されているシステム標準化に伴い、現在使用している帳票が変更となることから、新たな帳票に用いる印刷代になります。

次に、19ページを御覧ください。款3民生費についてでございます。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、節12委託料に保育所保育実施委託料6,538万3,000円の増額でございます。国の公定価格の増額に伴い、委託料の支出に不足が見込まれることから増額するものでございます。

次に、節18負担金補助及び交付金では、主に子ども・子育て支援事業費の増額になります。こちらも国の補助単価の増額等に伴い不足が見込まれることから、増額するものでございます。主なものといたしましては、地域子育て支援拠点事業費補助金404万9,000円、利用者支援事業補助金741万円等でございます。

次に、節22償還金利子及び割引料ですが、合計1,545万3,000円の計上となります。こちらは主に令和6年度事業実績額の確定に伴い負担金等の超過交付が生じたことから、国及び県への過年度分の負担金等の返還になります。

次に、22ページを御覧ください。項4衛生費についてですが、目2予防費では、節12委託料に産後ケア事業委託料53万9,000円の増額になります。産後ケア事業のニーズの高まりにより利用者の増加が見込まれていることから増額するものでございます。

次に、目4水道事業費では、節18負担金補助及び交付金に水道料金減免事業補助金1,450万円を新たに計上いたしました。物価高騰対策といたしまして、今後、水道料金の基本料金2か月分の減免事業を予定しておりますので、実施主体であります水道事業会計への補助金となります。

次に、23ページを御覧ください。項1農業費、目3農業振興費では、節17備品購入費に新たに谷

津の里管理用備品141万9,000円を計上いたしました。これは、谷津の里の管理備品として乗用草刈り機を購入するものでございます。なお、本事業につきましては、森林環境譲与税の活用を予定しているため、森林環境基金繰入金を同額見込んでおります。

次に、目5農地費では、節12委託料に農村地域防災減災事業等委託料1,700万円の増額になります。今年度新たに福田地内の亀入沼について、ため池実施計画策定業務を実施するため計上するものでございます。なお、事業費については、全額国庫補助金である農村地域防災減災事業等補助金を見込んでおります。

次に、24ページを御覧ください。款7商工費でございます。項1商工費、目3観光費では、節18負担金補助及び交付金に、滑川まつり事業補助金として71万円の増額、また観光協会補助金に21万円の増額としております。

次に、款8土木費についてでございます。項2道路橋梁費、目2道路維持費では、節11役務費に、町道補修作業員手数料1,369万3,000円を計上しております。これは、主に町道の維持補修等を行うための作業員手数料で、その他関連予算として、重機借上料419万6,000円、町道補修用材料551万円も併せて計上いたしました。

少し戻りますが、節14工事請負費は、防災・安全社会資本整備交付金事業道路等工事7,800万円の減額でございます。当初見込んでおりました国庫補助金の内示額が減額となったことにより事業費を精査し、また契約額が確定したことにより減額するものでございます。

次に、26ページを御覧ください。款9消防費についてですが、項1消防費、目4防災費では、節12委託料に新たに全国瞬時警報システム受信機更新業務委託料286万円を計上いたしました。これは、消防庁より本システムの更新依頼があったことに伴い、システム更新を行うものでございます。なお、本事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用して実施してまいります。

次に、款10教育費になります。項1教育総務費、目3教育振興費では、節12委託料に合計2,085万2,000円を増額いたします。主なものといたしまして、小中学校におけるタブレットパソコンの整備事業費で、タブレットパソコン等管理更新委託料1,101万1,000円は、令和7年度にリース期間が満了する予定であるタブレットパソコンを令和8年度も継続して使用することに伴い、ソフトウェアのライセンス更新が必要となるため計上するもので、また校内LAN保守等委託料911万2,000円も、令和2年度に設置した無線アクセスポイントの保守及びライセンスの使用が令和7年度で終了予定となっておりますが、令和8年度も継続して使用する必要があるため計上するものでございます。

次に、27ページを御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費では、節10需用費に各小学校の施設の修繕料等を合計199万5,000円を計上いたしました。このうち修繕料維持補修分（月小）としては、137万5,000円について、消防設備の修繕が主なものとなっております。

また、節17備品購入費についても、各小学校の学校管理備品の購入費として合計163万8,000円を

計上しております。

次に、28ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費では、節10需用費に修繕料88万2,000円を計上しております。これは、主に楽器の修繕料となります。

また、節14工事請負費では、新規として滑川中学校東校舎多目的室改修工事を1,210万円計上いたしました。これは、滑川中学校における生徒数の増加や中学校における35人学級の開始に伴い、今後、教室数が不足することが想定されているため、既存の多目的教室を2つの教室に分けて教室数を確保する改修工事を行うものでございます。

次に、29ページを御覧ください。項4幼稚園費、目1幼稚園費では、節10需用費に修繕料維持補修分252万1,000円を計上し、主なものとして幼稚園における消防設備の補修や配膳室の空調修繕になります。

また、節14工事請負費では、新規として幼稚園外周フェンス設置工事776万6,000円を計上し、既存の外周フェンスは経年劣化により多数箇所で腐食、破損等が見受けられ、またフェンスの高さが低く防犯上の不安もあることから、更新工事を行うものです。

このほか節17備品購入費では、幼稚園備品123万円を計上し、牛乳保冷庫を購入するものでございます。

次に、31ページを御覧ください。款13諸支出金についてでございます。目3まちづくり応援基金積立金、前年度分354万7,000円を計上しております。これは、令和6年度中のふるさと納税受入額のうち、令和6年12月寄附分までは令和6年度中に基金積立てを行いましたが、受入額の確定により令和7年1月から3月分までの寄附額について基金積立てを行うものでございます。

次に、款14予備費は292万7,000円を増額させていただきました。

以上で、令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑があるようですが、ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。

休憩 （午前11時11分）

再開 （午前11時20分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

質疑ありますか。

中西議員。

[12番 中西文寿議員登壇]

○12番（中西文寿議員） 12番、中西でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、10ページの歳入のところでございますが、町税のところで3,600万円の增收だったということなのですが、これについての理由を教えていただけますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、答弁いたします。

町税個人の現年分の課税について所得割が3,600万円増えておりますが、当初では11億2,960万円ということで見込んでおりましたが、当初課税、通常ですと6月ですとかに普通徴収、それから特別徴収の課税を行います。課税の結果、11億6,560万円ということになりましたので、差額の3,600万円を補正させていただくという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） 結果との差異だということなのですが、もともと見込んでいたものに対して上振れたわけで、それがどうして上振れたのか。想定しているよりも世帯数が増えたとか、何らかの理由があるのだと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、答弁させていただきます。

基本的にどこがというところでは、こちらも想定はつかないところなのですけれども、全体的に所得が増えたのか、その辺はちょっとこちらとしても判断はつかないというところでございます。当初の予算につきましては、例年を見込んで組んでおりましたが、想定以上に伸びたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

それでは、次に13ページになります。13ページの19の繰入金のところになります。介護保険特別会計繰入金3,600万円強になっておりますが、これを一般のこちらのほうに繰り入れるタイミングが今になっている理由を教えていただけますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、中西議員の質問に答弁いたします。

令和6年度の精算分ということで、令和6年度の決算が終了した時点で一般会計のほうに繰り入れるとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（内田敏雄議員） 中西議員。
- 12番（中西文寿議員） 今のところなのですが、決算をした結果、増えた分をそのままこちらのほうに全額繰り入れなくてはいけないということではないと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。
- 議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。
- 〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕
- 高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、中西議員の質問に答弁いたします。
- もともと介護保険の保険給付費の25%とか、あと地域支援事業費の12.5%、また包括的支援事業の19.25%を町のほうから繰り入れることになっております。そのほか制度運営事務経費、その他経費に充当するものを一般会計のほうから令和6年度繰入れしております。令和6年度特別会計の決算の結果、3,666万2,000円が返還するという形になります。
- 以上、答弁とさせていただきます。
- 議長（内田敏雄議員） 中西議員。
- 12番（中西文寿議員） 次に、14ページの繰越金ですけれども、こちらについても当初見込みよりも増えている理由を教えてください。
- 議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。
- 〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕
- 総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。
- 当初予算よりもこの決算において繰越しが多くなったということで、今回入れさせていただきます。
- 以上、答弁とさせていただきます。
- 議長（内田敏雄議員） 中西議員。
- 12番（中西文寿議員） すみません、その当初の見込みよりも増えている理由を知りたいのですが。
- 議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。
- 〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕
- 総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。
- 令和6年度事業におきまして事業が完了いたしました。その際の契約における不用額等があった関係で金額が増えているというふうになります。
- 以上、答弁とさせていただきます。
- 議長（内田敏雄議員） 中西議員。
- 12番（中西文寿議員） それでは、次に支出のほうの確認をさせていただきたいのですが、20ページの老人福祉総務費のところで、老人福祉団体等活動費補助金とあるのですが、この増額の理由を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、中西議員の質問に答弁いたします。

シルバー人材センター事務所の窓枠修繕のための増額となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） まず、全体的なことで先にちょっとお話ををしておきたいのですけれども、お聞きしたいのは支出について、もともと当初の予算のところで入れないで、今回の補正で入れなければいけない理由を知りたいです。なので、お答えいただく際には、どうして今回、次の通常当初予算に入れないので補正でやらないといけないのかということについて教えていただければと思います。

それで、24ページですが、観光費のところでの滑川まつり事業補助金、観光協会補助金について、補正でやらないといけない理由について教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、滑川まつりの補助金についてでございます。当初計画したものよりも増えたということの中から今回計上させていただいている。その内容についてなのですけれども、当初計画と違ったものということでお話をさせていただきます。当初計画から変わったものがポスター印刷、そして吹奏楽の関係です。吹奏楽のところが変わりました。そちらの関係で金額が計上が多くなっております。それから廃棄物処分、こちらのところもちょっと金額が変わりましたので、そちらのほうを計上させていただいております。その他、ほかのものも若干入ってこの金額となっております。

そして、観光協会の補助金でございます。こちらのほうに関しては、11月の24日を予定しているのですけれども、松島町でかき祭りが実施されます。そちらのところで、昨年度は予算は計上させていただいたのですけれども、実施しなかったので行かなかったというのがあります。今回また松島町さんのほうから来ていただけませんかというお話をいただきましたので、こちらで計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。

次に、26ページになります。26ページの教育費の中の委託料につきまして、先ほどご説明もあったのですが、いずれも期初からこの項目については必要になるということが分かっていたように思

うのですが、補正で入れている理由を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

タブレットPC等管理・更新委託料並びに校内LAN保守等委託料、こちらは両方につきまして当初予算のほうで要望はさせていただきました。ただ、当初予算の予算編成の調整の都合上、補正予算に回させていただいたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

次に、27ページからなのですが、27ページから教育関係の費用が出てくるのですが、いずれも考え方を教えていただきたいのですが、一つ一つの項目についてはちょっと切りがないので結構なのですが、修繕料につきまして、これも当初から分かっていたのかなというふうに思うのですが、補正に入れている理由を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、修繕料なのですが、小学校学校管理費の修繕料、宮前小学校、福田小学校、月の輪小学校、それから滑川中学校もそうなのですが、今年度、牛乳等をしまっておく保冷庫、この点検をさせていただきました。その点検の結果、洗浄ですとか消耗品、それからファンモーターの交換等が必要になったということで、各学校とも修繕料の中にこの保冷庫の修繕の金額がそれぞれついております。また、タブレットの修繕がそれぞれ入っています。宮前小学校は4台、福田小学校が2台、月の輪小学校では3台、滑川中学校では5台がそれぞれタブレットPC修繕をしております。こちらも当初予算では見込めなかった部分についての補正ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。私の質問は以上で終わりにいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、14ページをお願いします。14ページの一番下の行、土木債についてなのですが、マイナスで金額が大きいのですけれども、こちらの理由を、詳細を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

防災・安全社会資本整備交付金事業債の減額ということでよろしいですか。こちらにつきましては、当初2路線の工事を予定をしておりました。ただ、国庫補助の内示率が減額をしたこと、そういうことによりまして事業を縮小した、また工事の金額が確定したということで、今回減額をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） もともと2路線で予定していた、延長があったけれども、そのところができなかつたということなのかなと思います。内示率が減額になってしまった理由というのは何なのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にご答弁いたします。

こちらの補助金は、舗装の打ち替え、正式にはグレードアップなのですが、舗装をよくする補助金になります。こういった補助金は全国的に人気が、需要がとても多くあります。今回、町のほうも当初要望は9,500万円、国のほうに要望を出してありますが、内示では905万円、約1割ぐらいしかついていません。こういった理由、人気がある、需要がある、そういう理由で内示額が低いものと思われます。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） たった1割しか内示がつかなかつたという理由は、何かしらの査定に条件が合わなかつたとかということではなくて、国の助成額、助成枠が決まっていて、そこに対して申請、応募というかが多かった、そのところであふれてしまったので、一律に内示額が低くなつたというような、そういうような事柄なのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問に答弁いたします。

そのとおりでございます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） それは、本来内示がいただけばよくて、残念なことだったとは思うのですけれども、この金額というのは例年のことなのでしょうか。本来はかなり強い確度を持って見込んでいて、それが下りてこなかったものなのか、それとも例年この程度のものなのかというところをお聞きしたいです。もし例年この程度のものなのであれば、この予定を立てていくというのは困難があるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

例年少ない傾向にはあります。満額つくというのはほとんどないように思われます。ただ、昨年と比較しても、今年度は特に少ない状況になっております。来年度、再来年度も続けて国に要望のほうはしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じような質問になるのですけれども、24ページ下段、防災・安全社会資本整備交付金事業道路等工事というところで減額が7,800万円となっております。こちらの理由を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問に答弁いたします。

先ほどの補助金の関係と全く一緒です。補助金の額が確定してしまいましたので、補助金をいただけない分には全部単独事業ということになります。その辺ですと入のほうが見込めないことから、今年度確定した補助金に見合っただけの工事をさせていただいた結果になります。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

補助金減額により工事を縮小したということなのですけれども、本来、当初予算のところで計上したかった分に対し、今年度はこの減額された結果の予算でどれくらいのところ、当初を例えれば100としたら、この減額により実施できる、あるいは実施できる予定の工事量というのはどれくらいまで減らしたのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

当初、町から国への要望といったしましては、3路線を考えて要望をしておりました。この3路線というのは、全て要望どおりお金のほう、国庫補助金のほうがいただけない予想がつきましたので、少し多めに要望のほうをさせていただいておりました。

実際のところ、昨年度の実績から踏まえ、今年度は予定ですとちょうど2路線の舗装工事のほうを考えておりましたが、これを1路線とさせていただきました。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。26ページをお願いします。先ほど中西議員がした項目と同じ質問になるのですけれども、教育振興費委託料のところ、タブレットPC等管理・更新委託料、それから校内LAN等保守等委託料というところで、金額が大きい合計2,000万円ぐらいのものなのですけれども、先ほどの答弁で、当初予算から見込んでいたけれども補正に回したというようなご答弁がありました。なるべく当初予算で金額を示していってほしいと思うところなのですけれども、当初予算のところから見込んでいたけれども、この金額を補正に回した理由の詳しいところを教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁と重なるところもあるのですが、こちら当初の時点で予算要求のほうはさせていただきました。ただ、当初予算はやはり大きな規模の予算編成になります。一般財源の確保が難しいということと併せて、こちらライセンスの更新料と保守に関しては来年度1年分の更新、それから保守になります。年度内中に契約ができれば、予算措置ができれば執行は可能でしたので、補正予算のほうで対応させていただくということで財政担当と協議をして、今回の9月補正で計上させていただいたという、そういう経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、内容についてなのですが、タブレットPCの台数と内容、それから校内LANについては範囲や校数等を教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただ

きます。

まず、タブレットＰＣ等管理・更新委託料でございますが、こちらは令和2年にGIGAスクールで導入したタブレットパソコンのソフトのライセンスの更新料となります。台数については、すみません、正確な数はここでは分かりませんが、およそ2,000台になります。また、校内ＬＡＮ保守等委託料につきましては、小中学校4校に整備した無線のアクセスポイント等の保守及びこちらのやはりライセンス料の更新になります。こちらもすみません、正確な台数は今現在資料がありませんので、分かりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 部分的に必要になったもの等ではなくて全体、恐らく全ての台数のソフト更新や全ての場所についての保守ということなのだと思います。そこを聞きたかったので、台数についてははっきり分からなくても結構です。ありがとうございます。

次の質問に移ります。28ページをお願いします。中学校についてです。滑川中学校東校舎多目的室の改修工事、生徒数増によりというところなのですけれども、これもなぜここで補正で入ってきたかというところなのですけれども、来年度に向けて生徒数等が確定してきたというところもあるのかなと思うのですけれども、これが今入ってきた理由と、それから2教室にするというところはどこまでの工事をして2教室に、多分この金額だとただパーティションをつける等だけではないと思うのですけれども、どの程度の工事をして2教室に分けていくのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

滑川中学校東校舎多目的室の改修工事でございますが、東校舎の1階体育館側の教室、こちらはもともと2つの教室を1つでつなげて、間仕切りがない形で、広い形で使っておりました。この教室を間仕切りをつけて2教室にして来年度以降は活用する予定でございます。この補正で今回予算計上をさせていただきましたのは、当初令和9年度の整備でも間に合うかなというふうに予想していましたが、35人学級が来年度から段階的に導入されるということ、また中学校で特別支援学級のクラス数が増える見込みがここで分かりましたので、それに伴って、ここの補正という形ではありますか、予算計上をさせていただきました。また、整備の内容でございますが、上野議員おっしゃるとおり間仕切りの設置だけではなく電気設備の工事、また東校舎は各教室にICT機器のほうが設置しておりますので、こちらもほかの教室と同様に整備する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。今、中学校、おっしゃっていただいたようにＩＣＴ機器が各教室に入っているので、間仕切りをする、物理的に教室を分けるだけではなくて、その辺の機器の整備というのも入ってきますと金額がかさんでくるのだなというふうに思います。分かりました。ありがとうございます。

次の質間に移ります。29ページをお願いします。説明もしていただいたのですが、幼稚園外周フェンス設置工事876万円というところです。こちらも経年劣化が見られる。経年劣化が見られるのは前からきっと分かっていたことだと思うのですけれども、防犯上高くするというのは、何かしら懸念されるようなことがあったのかというところと、あと、なぜ今ここで補正に入っているのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質間に答弁をさせていただきます。

幼稚園の外周フェンスに関しては、上野議員があっしゃるとおり、かなり経年劣化が進み傷んでいるところがありました。それで、今年度の2月に、深夜、不審者が園内に入ったという事案がありました。こちらはやはり外周のフェンス、これだけで防げるものではありませんが、今現在、高さが90センチ、場所によっては80センチぐらいの低いフェンスでありますので、そういう意味で防犯上の効果を上げる必要があるだろうということで、今回この外周フェンスの設置工事をさせていただきました。予算に関しては、こちらは2月に起きた事件がきっかけになっております。当初の予算編成の時期ではここまでまだ見込んでいなかったというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。設置するフェンスについてお聞きしたいのですけれども、現在90センチでそれを高くするということなのですが、何センチにするのかということと、あと基本的には今あるフェンスと同じものを同じ場所に造り直して、そしてそれを高くする、そういう工事になるのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質間に答弁をさせていただきます。

フェンスの高さについては180センチを予定しています。設置箇所につきましては、上野議員あっしゃるとおり、現在の既存の外周フェンスの入れ替えという形になります。ただ、片開きの門扉

等を少し箇所を増やした形で設置する予定ではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

最初に、10ページの定額減税減収補填特例交付金67万8,000円、これでこの減額、これまであったのだと思うのですけれども、大体この減収分は補えるということでよろしいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

定額減税減収補填特例交付金ということで、これは昨年度実施をいたしました定額減税に対する補填分になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） では、これで貰えるということでよろしいですね。

以上。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

補填分については、これで貰えるということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 次、12ページなのですけれども、ふるさと創造資金970万円、これについてはコミセンの設計に使うというような説明だったと思うのですけれども、今後、本工事が始まるわけですけれども、これについてもこの創造資金というのは補助金として出されるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

ふるさと創造資金につきましては県の事業になります。町としては、今後も補助金が工事でも使

えるように要望等はしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） この資金については、ふるさと創造資金というのは、例えば工事の費用が確定したという場合に、それもまた使えるという、そういう補助金なのですか。今、設計にというお話があったので、設計に対する補助金なのかなと思ったのですけれども、本工事にもそういうのは使えるような中身なのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

今回計上させていただきましたふるさと創造資金につきましては、設計に対する補助金となっております。また、来年度以降行われる工事につきましても、この補助金が使えるように、また要望してまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 本工事に対してもこの補助金は使える可能性があるということでよろしいのですね。

続いて、13ページの財政調整基金を繰り入れて、最終的には残高は幾らになったのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

今回4,500万円の減額をさせていただきまして、年度末の残高の見込みは8億5,237万8,000円程度を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員の質問を継続しておりますが、暫時休憩としたいと思います。午後1時に再開します。

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 財政調整基金まで聞いたのだよね。その後です。財政調整基金の最終的な金額は教えてもらったのですけれども、この間の数年の基金の経緯は分かりますか。残高の経緯。

○議長（内田敏雄議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現在、手元に資料がございませんので、お答えができません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） それでは、14ページにある後期高齢者のところなのですけれども、一体的実施等受託事業収入というのが諸収入であるのですけれども、これはどういう中身なのか教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁申し上げたいと思います。

こちらの一体的実施等受託事業収入でございますが、今、後期高齢者医療の事業といたしまして、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業というのを、埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体となりまして、広域連合からの委託を受けまして滑川町もこの一体的実施事業に取り組んであるところでございます。こちらの委託におきまして広域連合から委託金が払われるわけですが、それがこちらの受託事業収入になります。この委託金の中には、事業に携わる医療専門職等、保健師さんとか管理栄養士さん、そういう方の人工費もいただけるということになっておりまして、令和6年度から令和7年度にかけて人事異動が発生した関係で、その医療専門職等の人工費が減額となりました。それを受けまして、こちら今回の事業収入の減額補正をさせていただいた次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

次、16ページの下段、こども・若者まちづくり委員謝礼ということで、8万円というのがあるのですけれども、このまちづくり委員の方はどういうふうに選んだり、また何をどういうことをやってもらおうということでなっているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

ご質問のこども・若者まちづくり委員につきましてですけれども、こちらにつきましては、今回のこの議会において予算がいただけましたら、募集をかけていきたいというふうに思っております。

募集の人員としては、20名予定しております。基本的には公募で行うということで進めております。滑川町では、子ども・子育て支援法等が変わった関係で、子どもたちからの意見を聴取するためにこの委員会を設けさせていただいております。子どもたちの斬新な発想と豊かな創造力、次世代を担う子どもたちの意見をこの町の政策に反映をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 町の政策に反映させるというのはどの部分でしょうか。町の政策の何に反映させるということでこういったことをやるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

具体的なこれということではなくて、直接子どもたちに関わるような施策について意見を求めていく、そういうものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） これは、教育委員会は関わっているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

町の施策についてでございます。教育委員会も子どもたちに直接関係することがあれば関わってくると思いますし、また福祉サイドでも同様のことが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 今、総合振興計画策定中ですけれども、これにも関わるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

総合振興計画につきましては、既に中学生または若者の意見を聞いておりますので、直接その意見を聞く、今、予定ではございませんけれども、その中で必要になれば検討してまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） それでは次、19ページの児童福祉総務費で、保育士宿舎借上支援事業補助

金ということで58万5,000円ということですが、保育士さんを呼び寄せようということで、そういった事業だと思うのですけれども、これは何人分ぐらいなのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

こちら何人分というのではなくて、1園に対して幾ら助成ということですので、今、希望をいただいている園が4園ございます。4園分に対しての補助を考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） この58万5,000円を4園で分けるということなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

今回、補正額プラス当初予算額合計を4園で、今、一応補助するということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） それでは、これを希望するところが増えたためにこの補正を入れたということでおよろしいのですね。分かりました。

続いて、20ページなのですけれども、高齢者補聴器購入費助成金8万円の補正になっているのですけれども、8万円というと、1人2万円ですから4人分増えたということなのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

7年度当初予算が4万円組んでおりました。今現在2名もう申請がありまして4万円出ております。新たに4名を見込んで、2万円掛ける4名で8万円ということで補正をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 6名ということになったのですよね、合計で。なかなか増えないというか、少し増えたのですけれども、この間いろいろお願いしていますけれども、やはり希望する方は多いだろうというふうに思うのです。隣の嵐山では、大体予算が30万円だったかな。大体それですぐ、あそこも2万円ですから、埋まってしまうような状況だと聞いていますけれども、やっぱりそのぐ

らいの、そういう希望者はもっと多いだろうなというふうに思うのです。それは、やはり少し条件を緩和するというようなことをやったほうがいいのではないかというふうにずっと思っているのですけれども、まだそういうふうにはならないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

高齢者補聴器購入費助成金につきまして、阿部議員さんのほうからも何度もご指摘をいただいております。高齢者福祉事業検討委員会というのが滑川町のほうにございます。毎回その中でも議題に上げさせていただいて、委員さんから意見を聞くようにしております。また、今後も高齢者福祉事業検討委員会において、この高齢者補聴器購入費助成金について、みんなで検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） では、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第56号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第10、議案第57号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

松本町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第57号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いいたします。

議案第57号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,979万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,742万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

滑川町長 大塚信一

今回の補正でございますが、歳入では、決算による繰越金の増額や国民健康保険税滞納繰越分及び基金繰入金の減額、歳出では、事業費に修正が必要となった項目や医療費の過年度精算による普通交付金等の返還について補正するものです。また、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報経費や、令和8年度から新設される国民健康保険税子ども・子育て支援金分賦課のためのシステム改修経費を国10分の10補助により計上しております。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと思います。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税、節4から6、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分滞納繰越分でございますが、令和6年度国民健康保険税現年課税分の収納率が例年より向上したことから、滞納繰越額が当初見込みを下回ったため、計133万2,000円の減額補正とさせていただきました。

次に、中段、款5国庫支出金、項1国庫補助金、目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございますが、今回17万1,000円を増額補正させていただくものでございます。マイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報経費に係る補助金で、国10分の10の補助となります。

目4の子ども・子育て支援事業費補助金でございますが、今回105万6,000円を増額補正させていただきます。令和8年度から新設される国民健康保険税子ども・子育て支援金分を賦課するためのシステム改修経費に係る補助金で、こちらも国の10分の10の補助となります。

そして、下段の款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金でございますが、高額介護合算療養費の令和7年度支給見込みが当初見込みより増額となり、それに伴う県の負担額も増額するため補正計上をさせていただきます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。款10繰入金、項2基金繰入金、目4財政調整基金繰入金は、当初予算に対して国庫会計の年度末での收支見込みがマイナスになるものと想

定し、基金から補填する額を計上しておりましたが、2,000万円を減額し1,000万円とするものです。

次の款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、前年度の歳入歳出差引額により差額の増額補正を行うものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。8ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、122万7,000円の増額補正を計上いたしました。

内訳ですが、節10需用費は、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報チラシの作成等の印刷製本費として17万1,000円を計上いたします。

節12委託料につきましては、令和8年度から新設される国民健康保険税子ども・子育て支援金分賦課のためのシステム改修経費として、行政事務電算委託料105万6,000円を計上いたします。なお、これら需用費、委託料の財源については、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、国の補助金で全額を賄います。

次に、中段の款2保険給付費、項2高額療養費、目3高額介護合算療養費でございますが、令和7年度支給見込額が当初見込みを上回るため、10万円の増額補正をさせていただきます。なお、財源につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました県の補助金で全額賄います。

次に、9ページを御覧ください。上段の款6保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費でございますが、健診結果郵送用の封筒の印刷製本費として13万2,000円の増額を計上するものです。

次に、中段、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目5保険給付費等交付金償還金及び目10国庫国民健康保険事業費補助金返還金は、ともに過年度の実績による交付額が確定し、既にいただいている交付金との差額を精算するための予算計上です。

下段ですが、款10予備費を521万円の増額とし、歳入との差分調整とさせていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 質問させていただきます。

7ページ、財政調整基金繰入金2,000万円の減額ということなので、財政調整基金のほうに残額もこの分残っているわけだと思いますけれども、今、国保、大変皆さん厳しく思っております。一般会計からの繰入れ等もありますけれども、これから準統一に向けてますます厳しくなると思いま

すので、こういった基金のほうに2,000万円、戻せたという言い方はおかしいのですけれども、残額が残っているわけなので、こういった基金も十分に活用して、保険料の減額に努めていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

こちらの財政調整基金2,000万円を、平たく言うと戻すことになりますけれども、こちらの補正後の財政調整基金の残高見込み、3,500万円でございます。こちらのほうにつきましては、令和8年度の保険税、そちらのほうを激変緩和するための財源として活用させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

8ページをお願いします。6ページにも項目が出ているのですけれども、子ども・子育て支援事業費補助金というところで、令和8年から新設のためのシステム改修費というところで説明があつたかと思います。こちらの新設によって国保税の賦課等、どのような影響が出るのかについて説明をお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきたいと思います。

こちらの国保税の子ども・子育て支援金分につきましてですが、前々から報道で1人500円とか、そういった報道がされておりますけれども、今現在、国のほうでも翌年度当初予算の概算要求とかを行っているところですが、事項要求ということで額が未定ということになっております。こちらの算定方法等につきましては、年末年始に閣議決定をされ、1月に公布されるという見込みになっております。それなものですから、今現在としては幾らぐらいの影響が出るかというのは、標準保険税率がまだ今、出せない状況でございますので、今現在は金額的に幾らぐらいの影響が出るかというのは、申し上げられないというのが現状です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 金額等が分からぬ状態でも仕組みはもう確定していて、システム改修は可能という状況なのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんの質問に答弁したいと思います。

今のところ、税率等については未定の状態ではございますが、システム改修でございますので、子ども・子育て支援事業費分のその算定分の枠をシステム内に設けるということは可能でございまして、令和7年度中にこちらのシステム改修のほうを行わせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 協会けんぽ等の被用者保険では既に徴収が行われているもので、会社負担になっているものについて、それが国保税のほうにも入ってくるという認識でいいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんの質問に答弁いたしたいと思います。

今、協会けんぽさんでは事業主負担の部分があるかと思うのですが、今後は加入者の負担のほうもされてくるかと思います。そちらのほう、全保険の被保険者にかかるものと解釈しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 事業自体があまり固まっていなくて、金額も分からぬというところでのものなのですけれども、現在、被用者保険で払っているものについては目的が限定されていて、子ども・子育てに関する事業に使われるという額になっていて、ほかの健康保険や年金のように自分のところに戻ってくるという感覚で、皆さん社会保険税はお支払いされている方が多いと思うのですけれども、子ども・子育て支援金というのは、ちょっとそこには性質が違うと私は捉えているのですが、そこについては変わらないものになってくるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきたいと思います。

こちら国保における子ども・子育て支援金分につきましても、やはり子育て支援のための財源として徴収されるものと解釈しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。国保税の負担がかなり大きくなってきて、先ほども激変緩和措置のためにという言葉、説明等あったと思うのですけれども、この中でさらに費目を加えて金額を高くしていくという方向には、ちょっとすごく疑問を持っております。そのところでこの項目が出てきたので質問をさせていただきました。まだ金額等については分からないというところで、現在はシステム改修費のみの計上ということでご説明いただいて、理解しました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願ひします。

今の質問の続きなのですけれども、子ども・子育て支援金ということでシステム改修するというのですけれども、今、国保は、医療分と介護分と後期高齢者とかとなっているのです。これにまた今度、子育て分というのが入るの。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたしたいと思います。

阿部議員さんおっしゃるとおり、今現在、国保税は、医療分、後期分、介護分という3つの枠でやっておりますけれども、今度新たに子ども・子育て支援金分ということで枠が加わって、今度、3つだった枠が4つの枠になるということです。阿部議員さんおっしゃるとおりです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 子育て支援金ということで徴収する基本となるのが、今、概算要求でもまだ事項要求だということで、分からぬことなのですけれども、だってこれについては、私、一般質問でやりましたけれども、こども誰でも通園制度もこの保険、ここからの収入を当てにしているのです。何でも……要するに子ども・子育て支援については、予算をここからみんな取ってしまうということになりかねない。どうなってしまうのでしょうか、保険税は。ちょっと考えられないような保険税の仕組みになってしまふのですけれども。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたしたいと思います。

確かに先ほども申し上げたとおり、大分前にマスコミで1人500円だ1,500円だという金額が出回

つっていましたけれども、今現在未定でありまして、現状として、先ほど申し上げましたとおり、幾らの影響になるのかというのがこちらでも出ない部分があって、その影響の大きさについては、今のところ分かりかねるところでございます。大変申し訳ございませんが、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） これに対しては、国への意見書とか、何かそういったようなものにはなっていないのですか。県とか、例えば国保組合だと、いろんなところで動きはないのですか。ちょっとあまりにも、医療保険といいながら、何かちょっと違う形にもうなってしまっているのです。だって、医療保険払わないと医療にかかるからみんな払いますけれども、その中にどんどん、どんどんこういったものを入れられたら、それでもうどんどん医療保険税が上がっていくということ、ちょっとおかしいのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁したいと思います。

阿部議員さんおっしゃるとおり、確かに保険税というよりは税という色合いが強いなというのは、担当としても感じているところでございます。ただ、後期高齢者支援金分につきましても後期高齢者の支援のためということで、実際にサービスを受けている対価とはまた別のものを、後期高齢者支援分も払っているわけです。そういう点では色合いは一緒なのかなと思うところでございます。担当としては、やはり何か税的な色合いが強いなと感じているところではございます。

それと、先ほど要望とか提案とかがいろんな諸団体から出ているかというところ、ご質問でございますが、そちらについては、ちょっと私のほうでは今現在そのような情報は把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。議案第57号に反対の立場で討論をいたします。

反対の項目は、子ども・子育て支援事業費補助金についてです。現在は、システム改修というと

ところで金額自体は小さいのですけれども、今後これに関する金額が加算されてくると思われます。国作成の資料によりますと、5%程度という数字も出ております。本来、社会保険税というものは個人に返ってくるものというふうに皆さん認識されて支払われていると思います。しかしながら、子ども・子育て支援事業というものは、子ども・子育ての事業に対し使われるというところで、社会保険税の目的とは意味合いが異なってきます。現在、国保税負担は国民の皆様重くなっています。それに対してさらに項目を付け加え、そして金額、負担金を増やしていくというところに私は反対いたします。

したがいまして、この項目が掲載されている本議案にも反対の立場で討論をいたします。

○議長（内田敏雄議員） 原案に賛成の立場での発言はございますか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第57号、確かに先ほどの課長の説明の中でも、課長自体も税的要素が強いということで、補正予算の中に組まれております子ども・子育て支援事業の関係が入っております。確かにこれだけを見れば、こういったものがまた入ってくる、国民健康保険を使っている人については、大変今後の生活にも影響してくる、金額が上がることが大変だというふうに思うわけであります。がしかし、この制度について、町のほうで何とかなるというものではございません。町のほうとしても、いろいろ県や国のほうに要望とか、あるいは意見を言う、あるいは会議の中でも議論をしていただいて何とかしていただくという、そういういたたはんはしておられるものと思っております。ただし、今回の補正予算につきましては、その部分だけではございません。この補正予算が反対ということになりますと、ほかの全てのものがなくなってしまいますので、そういう立場の中で、私は本補正予算に賛成をしたいというふうに思っております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

これより議案第57号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第11、議案第58号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第58号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和7年度滑川町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,657万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,657万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

滑川町長 大塚信一

今回の補正は、主に令和6年度決算に伴います国、県、町への負担金の返還分及びこれに伴います歳入歳出額の補正を行うものです。

詳細につきまして、6ページをお開きください。歳入の項目について説明を申し上げます。款1繰越金、項1繰越金、目1繰越金になりますが、令和6年度決算に伴い介護保険特別会計余剰金1億2,657万4,000円を増額し、2億483万5,000円でございます。

続きまして、7ページをお開きください。歳出の項目について説明を申し上げます。款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費になりますが、64万5,000円を増額し、252万円で標準準拠システム移行後の新帳票印刷製本費となります。

続いて、款2保険給付費、項5介護医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費になりますが、前年度の上昇率を参考に32万2,000円を増額し、391万3,000円でございます。

続いて、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金になりますが、343万2,000円を増額し、409万2,000円でございます。令和6年度決算により返還するための補正になります。返還金の内訳としては、国庫支出金返還金137万2,000円、支払基金交付金返還金123万9,000円、介護給付費負担金（県支出金）返還金82万1,000円となっております。

次に、項3繰出金、目1他会計繰出金になりますが、3,666万2,000円を増額し、3,804万7,000円でございます。令和6年度決算による町へ返還するための補正になります。

最後に、款9予備費、項1予備費、目1予備費になりますが、8,551万3,000円を増額し、9,623万3,000円でございます。同じく令和6年度決算によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第58号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第12、議案第59号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

松本町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第59号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。

令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度滑川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ841万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,189万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

滑川町長 大塚信一

今回の補正につきましては、主に令和6年度決算の歳入歳出差引額によるものと、令和8年度から新設される後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援金分賦課のためのシステム改修経費となります。歳入では、繰越金及び国庫補助金の増額、歳出においては、総務費及び予備費の増額となっております。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと思います。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款5繰越金でございますが、令和6年度決算の歳入歳出差引額に合わせるため、当初予算の繰越見込額との差額577万3,000円を増額しまして、合計1,277万3,000円とするものでございます。

次に、款7国庫支出金でございますが、令和8年度から新設される後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援金分の賦課のためのシステム改修経費に対して、補助率10分の10で交付されるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。7ページを御覧いただきたいと思います。まず、款1総務費、項1総務管理費でございますが、先ほど歳入でご説明申し上げましたシステム改修経費の委託料264万円を国庫補助10分の10で計上しております。

次に、中段、款1総務費、項2徴収費でございますが、保険料納付書の購入経費として消耗品費を計上いたしました。

最後に、下段、款4予備費でございますが、歳入の繰越金増額から567万4,000円を増額し、合計773万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

先ほどのところでも子ども・子育て拠出金のためのシステム改修費というところで出てきたのですけれども、こちらも内容は同じで、負担率、負担額等の想定というのは国保と大体同じような金額が想定されているのでしょうか。あるいは、こちらのほうが率が低い等はあるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に答弁したいと思います。

負担率ということで、国庫補助については10分の10ということなのですが、システム改修でもシ

ステムのほうが国保の保険税算定のシステムと後期高齢者保険の保険料の算定のシステム、全く別物でございまして、それで価格のほうも変わっているということになっております。同一のベンダーなのですが、システムのつくりの違いでそうなっているかと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、このシステム改修により令和8年度から新設される子ども・子育て支援金事業について、先ほどお話ししたいたい国保のほうと、実際に来年度から動き出したところで、被保険者の方が負担しなければいけない金額の率のようなものや、それから子ども・子育て支援事業に使われるという、そのところの行き先、目的というのは、国保も後期高齢者も大体同じになるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に答弁いたしたいと思います。

大体金額的には、子ども・子育て支援金分の算定の方法、金額とか使途については同様になるものと思われます。まだちょっとその基準額等が国から示されていないものですから、幾らぐらいの規模感かというのは、先ほどと同じなのですが、申し上げられず大変申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 後期高齢者医療特別会計は、他会計から繰り入れられている金額も多いかと思います。被保険者の納入分だけで運用できてはいないと思うのですけれども、大体率にしますと他会計からの繰入れ、そして被保険者が本当に自己負担で運用している分というのは、大体どれくらいの率になってくるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に答弁いたしたいと思います。

後期高齢者医療の保険料が運営財源のどのくらいの割合を占めるかというご質問と解釈させていただきまして、お答えさせていただきます。

一般的に全国的な話なのですけれども、後期高齢者医療保険料として被保険者の方が納めていただく保険料は、全体の運営財源の1割というところを目安に運営されております。そのほかの9割につきましては、国費ですとか、あとほかの医療保険の後期高齢者を支援するための拠出金、そういう部分で賄われております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 被保険者が納めている分がたった1割で運営されている保険に対しても子ども・子育て支援金というものを賦課していて、そしてそれは後期高齢者ではなく、子ども・子育て、別の世帯の事業に使われる、こういう仕組みが進もうとしているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に答弁いたしたいと思います。

おっしゃるとおりのご理解でお願いいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 後期高齢者の医療保険も皆さん負担感は大きいと思うので、その中で子ども・子育て拠出金というものがどの程度理解されていくのかなというのは非常に疑問に思いますが、それから仕組みとしても、本来これは子ども・子育てに関しては一般的の税金で賄うべき事業であって、この社会保険税から取っていくのはおかしいと思います。今、質問でご答弁で詳細をお聞きしても、あまり私としては納得できるところは少ないなというふうに思います。理解はできましたので、ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。議案第59号に反対の立場で討論をいたします。

子ども・子育て支援事業費というものが入っている、その項目に関し、特に反対の意見を持ちますので、反対討論をいたします。

この保険は、他会計からの繰入れが非常に多い保険になっております。被保険者が納めている分はたった1割です。そして、そのところに子ども・子育て支援金という別の年齢層のものを入れ込んでいくのは、当初の設立目的からかなり外れてくるというふうに私は考えます。後期高齢者という年齢層を独立させた意味が、これではなくなってしまいます。ほかの世帯に金額を割くよりも、この被保険者の中で運営をしていくという方向を本来は目指すべきで、それと全く反する方向に制度が進行しているというところに非常に違和感を持ちます。

このような理由から、私はこの議案に反対いたします。

○議長（内田敏雄議員） 原案に賛成の立場の発言はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第59号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時20分とします。

休憩 （午後 2時06分）

再開 （午後 2時20分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第13、議案第60号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第60号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の滑川町水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

第1条 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとする。

第2条 令和7年度滑川町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益、3億8,640万8,000円、30万円、3億8,670万8,000円。

第1項営業収益、3億6,981万6,000円、マイナス1,420万円、3億5,561万6,000円。

第2項営業外収益、1,659万2,000円、1,450万円、3,109万2,000円。

支出、第1款事業費、3億6,873万円、379万4,000円、3億7,252万4,000円。

第1項営業費用、3億5,730万6,000円、379万4,000円、3億6,110万円。

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

支出、第1款資本的支出、2億1,278万8,000円、374万円、2億1,652万8,000円。

第1項建設改良費、1億8,551万3,000円、374万円、1億8,925万3,000円。

令和7年9月2日提出

滑川町長 大塚信一

それでは、補正予算の内容につきまして説明させていただきます。予算書の9ページの令和7年度滑川町水道会計補正予算（第2号）の事項別明細書を御覧ください。

収益的収入については、水道料金の基本料金の減免を11月検針分及び12月検針分の2か月分を対象に実施する予定でございます。そのための補正となっております。

なお、福田地区、宮前地区、それぞれ1回ずつの減免となりますので、よろしくお願ひいたします。

款1事業収益、項1営業収益、目1給水収益に今回実施する減免予定額を減収分として1,420万円を減額計上いたしました。

項2営業外収益、目2他会計補助金は、1,450万円の増額を計上いたしました。給水収益と減収した分及びシステム改修等に関わる経費を一般会計より補助金として受け入れるものでございます。

続きまして、収益的支出について説明いたします。款1事業費でございますが、総額で379万4,000円の増額を計上いたしました。内容につきましては、項1営業費用、目1原水及び浄水費において、既存の携帯電話の通信プランの変更を行うため差額が生じたため、通信運搬費を11万2,000円計上いたしました。

目2配水及び給水費用において、緊急的な修繕費を150万円計上いたしました。

目3業務費において188万2,000円を計上いたしました。水道料金システムの電算関係消耗品として6万円、印刷製本費として9万9,000円を計上いたしました。

1枚おめくりいただき、10ページ目を御覧ください。こちらについても、料金改定案内の郵送代として、納入通知書郵送料22万円を計上しました。また、地図情報システム通信費の固定料金の値上げから3,000円を計上いたしました。委託料は、来年度の料金改定と本年度の減免事業に対応するため、水道料金システム改修業務として150万円を計上いたしました。

目4総係費において、一般会計への事務用品の負担金として30万円を計上いたしました。

続きまして、資本的支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1排水設備拡張費において、水管橋等修繕工事374万円を計上いたしました。橋に添架している既存配水管の修繕工事に対応するものでございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第60号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第14、議案第61号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第61号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

支出、第1款公共下水道事業費、3億6,010万1,000円、19万5,000円、3億6,029万6,000円。

第1項営業費用、3億3,327万9,000円、17万5,000円、3億3,345万4,000円。

第2項営業外費用、1,932万2,000円、2万円、1,934万2,000円。

第3款浄化槽事業費、2,869万2,000円、18万4,000円、2,887万6,000円。

第1項営業費用、2,617万2,000円、18万4,000円、2,635万6,000円。

令和7年9月2日提出

滑川町長 大塚信一

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。予算書の最終ページ、7ページの、令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の事項別明細書を御覧ください。

今回の補正は、款1公共下水道事業費、項1営業費用、目3業務費の節1手数料において、下水道受益者負担金の管理システムのライセンス料の更新をするため、13万8,000円を計上いたしました。

目4総係費において、節12通信運搬費、節17公課費として、下水道使用料の督促等に関わる郵送代及び印紙代、計3万7,000円を計上いたしております。

次に、項2営業外費用、目2消費税、節1消費税について、令和6年度分消費税確定申告により、令和7年度中に支払う中間納付納税額が確定したことにより、不足額2万円を計上するものでございます。

次に、款3浄化槽事業費、項1営業費用、目1浄化槽費、節5材料費についてですが、公設浄化槽の既設のプロワーが故障した際に交換するためのプロワー本体を購入する費用として18万4,000円を計上いたしました。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第61号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第15、議案第62号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第62号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

過日、本議会会期中に開催いたしました全員協議会においてご説明させていただきました宮前小学校浄化槽設置工事に係る工事請負変更契約を締結したく、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

全員協議会での説明と重複する部分もあるかと思いますが、改めて説明をさせていただきます。宮前小学校の浄化槽設置工事においては、前回の6月議会定例会において議決をいただき、工事に着手をいたしました。工事を進める中で2つの追加工事が必要となったため、当該工事に追加変更を行い、その進捗を図りたいと存じます。

1つは、新たな浄化槽の設置場所の隣接地に倒木や枯れ枝等があり施工の妨げになることから、これを撤去処分する工事が必要となりました。もう一つは、既存の浄化槽の撤去後の仕上げは、当初の設計で砂利敷きの予定でしたが、給食用の配送トラックの通路であるため、地盤の沈下を防ぐ必要があり、仕上げをアスファルト舗装に変更する工事が必要となったためです。現工事の請負契約に2つの工事を追加して変更契約をし事業を進めるため、議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。

なお、契約金額については、現契約5,280万円に176万2,750円を追加し、5,456万2,750円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第62号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員）賛成全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員）日程第16、議案第63号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員）朗読が終わりました。

福島建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗）建設課長、議案第63号 基本協定書の締結についてご説明いたします。

提案理由でございますが、過日、全員協議会でご説明いたしました滑川町が管理する公園駅南通大橋の補修工事に関する基本協定書を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、大字都地内、関越自動車道をまたぐ公園駅南通大橋につきましては、昭和54年に設置され46年が経過しております。平成26年道路法施行規則が改定され、橋梁の定期点検が義務化になりました。令和2年度に点検を実施いたしました定期点検の結果を受けまして、令和5年度に補修の工事の設計を実施、令和6年度から補修工事の協議を行い、令和7年7月16日に仮契約を締結したものです。協定の金額は2億3,362万8,018円となります。令和7年度から令和9年度までの3か年を委託期間とする基本協定書を東日本高速道路株式会社関東支社と締結し、工事を実施したく、議会に上程するものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員）提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員）質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員）討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第63号 基本協定書の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員）全員賛成です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第17、議案第64号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第64号 財産の取得についてご説明いたします。

提案理由でございますが、避難所における生活環境を整備するため、上記のとおり財産を取得したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

議案の内容につきましては、指定避難所に設置するパーティションを200台購入したいものでございます。現在、仮契約を締結しております。この仮契約を本契約とし事業に着手するため、議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第64号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第18、議案第65号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第65号 財産の取得についてご説明いたします。

提案理由でございますが、避難所における衛生環境を整備するため、上記のとおり財産を取得したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

今回の財産の取得につきましては、指定避難所に設置する組立て式トイレを16台購入したいものでございます。現在、仮契約を締結しております。この仮契約を本契約とし事業に着手するため、議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第65号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第19、議案第66号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第66号 財産の取得についてご説明いたします。

提案理由でございますが、防災物品備蓄場所を整備するため、上記のとおり財産を取得したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

内容につきましては、指定避難所に設置する防災倉庫を4棟購入したいものでございます。現在、仮契約を締結しており、この仮契約を本契約とし事業を着手するため、議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼。確認の意味を含めて質問させてください。

この財産の取得なのですけれども、ちょっと間違っていたら申し訳ないのですけれども、議決に付すべき金額は700万円以上というふうに記憶をしておったのですけれども、今回の場合、予定価格が700万円以上を超えて、それで最終的に入札価格が634万3,040円になったので、それで議案の提出があったと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

赤沼議員がおっしゃるとおり、本契約につきましては、地方自治法または町の条例に基づきまして、今回提案をさせていただきました。条例の中でも第3条で予定価格が700万円以上のものということで規定されております。今回の契約の前の入札の時点で予定価格が700万円以上だったため、今回提案をさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。今どきこれだけ下げるようなことがないので、ちょっと質問しました。ありがとうございます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第66号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時52分）

再 開 （午後 2時53分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から議案第67号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第1、議案第67号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第67号 工事請負契約の締結については、滑川町指定避難所空調設置工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

稻村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稻村茂之） 総務政策課長、議案第67号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案の内容につきましては、滑川町指定避難所空調設備設置工事でございます。福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校に、それぞれの屋内運動場、体育館になりますが、空調設備を設置するものでございます。

本事業につきましては、9月5日に指名競争入札を実施したものです。現在この入札結果に基づき仮契約を締結しております。この仮契約を本契約とし工事に着手するため、議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

福小、月小、滑中の3か所に入るというご説明だったのですけれども、それぞれ内訳の金額といふのはあるものなのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

今回は3校を一括で発注しておりますので、個別の金額等は出ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） では、空調設備というところで機械代、それから工事費、人件費等あると思うのですけれども、機械そのものとしては、大体幾らぐらいのものを入れるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回、機械工事といたしましては、総額で1億2,205万7,042円という金額となっております。これ以外に建築また電気、また諸経費等がかかってまいりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。1つの機械を3校に入れるということはないと思しますので、これを3で割って4,000万円ぐらいのものが入っていくのかなというふうに推測はいたします。

あと、こちら防災のほうの補助金が出ているかと思うのですけれども、この契約金額に対する補

助金の額と、あと町の実質の負担金というところを教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回の指定避難所の工事につきましては、緊急防災・減災事業債というものを使わせていただいております。こちらにつきましては充当率が100%、そして交付税措置が70%ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第67号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時01分）

再 開 （午後 3時02分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から議案第68号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議案第68号の上程、説明、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第2、議案第68号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第68号 滑川町教育委員会委員の任命については、中山達朗委員の任期が令和7年9月30日をもって満了となるため、中山委員を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第68号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認め、議案第68号は質疑、討論を省略します。

これより議案第68号 滑川町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩とします。再開は3時20分とします。

休 憩 （午後 3時05分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

添付資料の訂正

○議長（内田敏雄議員） 先ほどの議案第68号に対して、澄川教育委員会事務局長より発言を求めら

れておりますので、これを許可します。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど議決をいただきました議案第68号の添付資料、経歴書でございますが、誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。経歴の「平成27年4月 埼玉県立上尾南高等学校 教頭」とございますが、正しくは「校長」でございます。

大変申し訳ございませんでした。この場をお借りして訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第20、認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを議題とします。

本案について、決算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、西宮俊明委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 西宮俊明議員登壇〕

○決算審査特別委員長（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和7年9月9日、滑川町議会議長、内田敏雄様。決算審査特別委員会委員長、西宮俊明。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

昨日の9月8日に開催した決算審査特別委員会では、最初に第248回滑川町議会定例会において本委員会に付託された認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてから審査しました。

本定例会第3日目の9月4日に、会計管理者である高坂会計課長から説明を受けた令和6年度滑川町一般会計決算から特別会計の令和6年度滑川町国民健康保険特別会計決算、令和6年度滑川町介護保険特別会計決算、令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算までの4会計を委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、全ての会計決算を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） 委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。一般会計についての決算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

反対の理由については、第1に、町の財政状況とその使い方の問題です。これまで人口増による個人町民税や固定資産税の伸びから基準財政収入額が増加をしてきました。しかし、社会保障関係費、民生費など基準財政需要額が急増したため、その増加率が基準財政収入額を上回ってしまっています。2020年度で需要額が33億9,000万円、収入額が30億2,000万円と、その差が3億7,000万円だった。それが、2024年度では収入額が41億9,000万円、収入額が32億1,000万円と、その差は9億8,000万円まで広がっています。これにより町の財政力指数は0.91から、2024年には0.8まで下がってしまったのです。さらに、単年度収支は3年連続して赤字が続き、経常収支比率は3年連続して悪化、2021年度には79.2だったのが、2024年度には91.9までに引き上がっています。これらの数値の悪化の原因は、歳出の高齢化や物価高騰、子育てなどに伴う民生費の増加です。民生費は、2020年25億3,000万円が、2024年度には34億6,000万円と10億円も増加しております。物価の高騰は止まりませんし、さらに高齢化は進んでいきます。この傾向は今後もさらに大きくなっていくと思われます。さらに、収入の伸びに今後期待ができるかどうかという問題もあります。人口の増加はこれまでのように進まないだろうという予測です。個人住民税の伸びはそんなに期待できません。

さらに、トランプ関税の影響で輸出関連の製造業は大きく落ち込むのではないかと心配されています。法人税収入も期待できない。したがって、今後ますます基準財政需要額は増加し、基準財政収入額は減少するのではないかというふうに思うわけであります。

さらに心配なのが災害の問題です。最近の地球変動による豪雨や竜巻など、いつどこで起きてもおかしくないような状況が続いています。このような状況を踏まえると、町の財政力は極力節約していく必要があると考えます。

しかし、昨年、40周年事業で1,380万円ものお金をつけ込みました。また、住民の要望である住民説明会も行わないで進めるコミュニティセンターの基本設計に2,770万円が支出されています。今後、建設資材や人件費の高騰が続く中で、工事費用がどれだけかかるか心配になります。これら事業が本当に住民の福祉の向上にかなうものとなるか、大いに疑問なところであります。

第2に、昨年の豪雨災害についての対応の問題です。町は被害総額も明らかにしておりませんけれども、床上浸水、床下浸水、水没車両の被害について詳細な調査を行うべきだったのではないかでしょうか。そして、被害に遭った住民との話し合いを丁寧に行うべきではなかったのではないかでしょうか。町にはもっと住民に寄り添った姿勢を求めたいと思います。それが、町が住民の信頼を得て災害を住民とともに乗り越えていくことに通じるのではないかでしょうか。町は災害に対して住民の自助を強調しますが、住民は、最後は町が助けてくれると信頼と期待を持って災害に立ち向かおうとしているのです。そのためにも被災者との対話が必要不可欠です。お金だけの問題ではない。決して住民のその期待を裏切らない、そういう町であってほしいと思います。

第3に、今のコミュニティセンターの問題です。昨年修繕工事が行われ、73万円が充てられました。ところが、今年もまた空調設備が故障し、この夏の暑い中、エアコンが使えない事態です。毎年のようにこのようなことが起きております。町は、コミセンはどうせ解体するのだからと考えているのでしょうか、使っているのは今のコミセンです。まだまだ使わなければならないのです。もつときちんとした修繕工事を行い、このようなことが起きないようにする必要です。施設の管理責任が問われる問題でもあるのではないかでしょうか。

町政の主人公は町民です。町は全ての町民に寄り添い、少数意見でも向き合うことが求められます。それが今後、様々な困難を町民と共に乗り越え、前進できる力になると考えます。

以上の要望も述べ、2024年度一般会計決算に反対の意見とします。どうもありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 委員長報告に賛成者の発言を求めます。

井上議員。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章でございます。議長のお許しをいただきましたので、令和6年度の決算に関する賛成討論を行わせていただきます。

まず、今回提出された決算報告書を詳細に検討した結果、当初の予算に基づき各事業が計画どおりに進行し、全体的に期待された成果を上げていることを確認いたしました。特に防災、子育て事業については、予算の適切な配分と効果的な執行により、地域社会に対して大きな貢献がなされたと評価しております。具体的には、地域経済の活性化を図るための物価高対策、中小企業支援策や、昨年に引き続きゼロからの創業塾や創業スクール、そしてインフラ整備の進捗も順調に進んでおります。

さらに、透明性と説明責任について触れておきたいと思います。今回の決算書は、非常に詳細かつ分かりやすく、住民や関係者に対する説明責任が十分に果たされていると感じました。監査報告でも特段の問題は指摘されておらず、透明性が確保されていると考えます。もちろん歳入欠陥や不用額など、幾つかの改善点や課題も存在しておりますが、これらについては、今後の予算編成や事

業計画の中で適切に対応していくことが求められます。

これらの課題を踏まえつつ、次年度以降も効率的かつ効果的な財政運営が行われることを期待するとともに、この決算を通じて私たちの地域がさらなる発展を遂げることを確信しております。

以上の理由から、本決算に対し賛成の立場での討論といたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより認定第1号 令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、認定第1号については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第21、認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案について、決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、西宮俊明委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 西宮俊明議員登壇〕

○決算審査特別委員長（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和7年9月9日、滑川町議会議長、内田敏雄様。決算審査特別委員会委員長、西宮俊明。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

審査は昨日の9月8日、認定第1号の審査に続き、第248回滑川町議会定例会において本委員会に付託されました認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定についてを審査しました。

本定例会第3日目の9月4日に神田上下水道課長から説明を受けたため、直ちに審査に入り、委員ごとに一問一答で審査しました。この結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、認定第2号を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありま

すので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） 委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより認定第2号 令和6年度滑川町水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、認定第2号については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第22、認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案について決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、西宮俊明委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 西宮俊明議員登壇〕

○決算審査特別委員長（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和7年9月9日、滑川町議会議長、内田敏雄様。決算審査特別委員会委員長、西宮俊明。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

審査は昨日の9月8日、認定第2号の審査に続き、第248回滑川町議会定例会において本委員会に付託されました認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定について審査しました。

本定例会第3日目の9月4日に神田上下水道課長から説明を受けたため、直ちに審査に入り、委

員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、認定第3号を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査ありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより認定第3号 令和6年度滑川町下水道事業会計における剩余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、認定第3号については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

閉会中の継続調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度滑川町一般会計及び特別会計決算をはじめ、追加議案を含めた全24案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして深く感謝を申し上げます。審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応してまいります。

まだまだ残暑が厳しい日々が続いますが、稲穂もたわわに実り、虫の音とともに着実に秋の足音が感じられてきました。秋は実りの季節であり、文化、スポーツの季節でもあります。町では町民スポーツ祭をはじめ、滑川まつりなど多くの行事を計画しております。

町民の皆様が共に触れ合い、笑顔あふれる明るく元気な町を目指し、全力で町政を推進してまいります。

議員各位におかれましても健康に十分に留意され、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会の宣言

○議長（内田敏雄議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。これをもちまして、第248回滑川町議会定例会を閉会します。

（午後 3時46分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月9日

議長

署名議員

署名議員

署名議員